

2025 年度

学 生 必 携



南海福祉看護専門学校

看護学科

目 次

学則	1 ~
細則	1 1 ~
規程	
履修規程	1 4
	~
学生納付金等に関する規程	1 6
	~
健康管理規程	1 7
	~
出席管理規程	1 8
	~
試験実施規程	2 0
	~
既修得単位の認定取扱規程	2 1
	~
転入学に関する規定	2 1
	~
図書管理規程	2 2
	~
安全管理規程	2 3
	~
防火・防災管理規程	2 4
	~
個人情報の取扱規程	2 6
	~

校舎等管理規程	28
～	
カリキュラム構造図	30
～	
教育課程の考え方、シラバス	3
1	～
教科外授業	86～
学校生活	87～
学年目標	99～
行動指標	100
～	
ナイチンゲール讃歌・ナイチンゲール誓詞	1
0	2
	～

南海福祉看護専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 南海福祉看護専門学校（以下「本校」という）は福祉・医療の精神に則り、幅広い教養と、専門的知識、技術と態度を養うと共に豊かな人間性を育て、社会福祉・看護の推進に貢献することのできる人材の養成を目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、南海福祉看護専門学校と称す。

(位置)

第 3 条 本校は、大阪府高石市千代田 6 丁目 12 番 53 号に設置する。

(課程・学科及び修業年限)

第 4 条（課程・学科・修業年限・定員）

本校の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程	学科	コース	修業 年限	入学 定員	学生 定員	1 学年の学級数
福祉専門 課 程	こども未来学科		2 年	80 名	160 名	40 名 2 学級
	介護社会福祉科	介護福祉士コース	2 年	35 名	70 名	35 名 1 学級
		介護・社会福祉士 コース	2 年	25 名	50 名	25 名 1 学級
看護専門 課 程	看護学科		3 年	40 名	120 名	40 名 1 学級

第 5 条（在学年限）

修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

第 2 章 学期および休業日

（学期）

第 6 条 本校学期を前期、後期に分ける。

（１）前期 ４月 1 日から 9 月 30 日まで

（２）後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 こども未来学科、介護社会福祉科は前期 ４月 1 日から前期試験全科目日程終了日まで、

後期 授業開始から翌年 3 月 31 日までとする。

（休業日）

第 7 条 本校の休業日は、原則として次のとおりとする。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律で規定する日

（３）学校創立記念日（5 月 2 日）

（４）季節休業日

課程	学科	コース	学年	夏期休業	冬期休業	学年末 休業
福祉専門 課程	こども未来学科		1 学年	4 日間	2 週間	4 週間
			2 学年	4 日間	2 週間	4 週間
	介護社会福祉科	介護福祉士 コース	1 学年	3 週間	6 週間	2 週間
			2 学年	2 週間	6 週間	4 週間

		介護・社会福	1 学年	3 週間	2 週間	4 週間
		祉士コース	2 学年	2 週間	2 週間	4 週間
看護専門 課 程	看護学科			5 週間	2 週間	3 週間

2 学校長は、必要に応じて、休業日を変更し、または休業日に授業を行うことができる。

第 3 章 入学・休学・復学・退学等

(入学資格)

第 8 条 本校に入学できる者は、学校教育法（昭和 22 年公布法律第 26 号）第 90 条第 1 項に規定する

次の事項に該当するもので、本校の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による、12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学試験資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本校において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学出願の手続き)

第 9 条 本校に入学を志願しようとする者は、指定された期日までに入学選考料を納入し、所定の書類

を学校長に提出しなければならない。

- 2 個別の入学資格審査を受ける者は、事前に申請書を提出し、審査を受けなければならない。

(入学選考)

第10条 こども未来学科・介護社会福祉科は書類審査、面接等の総合評価をもとに入学者を選考する。

- 2 看護学科は書類審査及び、学力試験、面接の総合評価をもとに入学者を選考する。

- 3 入学試験の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続・許可)

第11条 合格者は、合格通知の日から指定期日までに入学金を納入し、所定の書類を学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は前項に定める手続を経た者に入学を許可する。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、4月とする。

(転入学)

第13条 看護学科においては、他の看護師養成所（3年課程）に在学中の者で、本校に入学を志願する者がある時、学校長は欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を認めることがある。

- 2 前項により入学を認められた者は、指定された期日までに入学金を納入し、所定の書類を学校長に提出しなければならない。

- 3 転入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

- 4 前項の規定により、転入学を許可された者の、既に修得した授業科目、単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。

5 転入学を志望する者は所定の書類を添えて願出なければならない。

6 こども未来学科及び介護社会福祉科は認めない。

(休学)

第 14 条 病気その他やむを得ない理由により、就学できない者は保証人連署の上（病気の場合は医師の診断書添付）休学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2. 休学の期間は、継続して 1 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を 2 年まで延長することができる。

3 休学期間は学則第 5 条の在学年限の算定に算入しない。

(復学)

第 15 条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署の上復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 復学の許可を得た者は、休学当時の在籍学年に復学するものとする。

(転学)

第 16 条 看護学科において、他の看護師学校養成所(3 年課程)に転学を希望しようとする者は、転学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 こども未来学科及び介護社会福祉科は認めない。

(退学)

第 17 条 退学を希望する者は、退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

（授業科目、単位数および時間数）

第 18 条 本校における授業科目、単位数および時間数は、別表 1 の 1（こども未来学科教育課程）、

1 の 2（介護社会福祉科教育課程、介護福祉士コース）、1 の 3（介護社会福祉科教育課程、

介護・社会福祉士コース）、1 の 4（看護学科教育課程）とする。

（単位の計算方法）

第 19 条 授業時間数の単位の計算方法は次のとおりとする。

（1） こども未来学科の講義は毎週 1 時間 15 週、演習は毎週 2 時間 15 週、実習・実技は毎週 3 時間 15 週

で 1 単位とする。現場、関係機関等実習については、別途実習規程による。

（2） 看護学科の講義及び演習については、1 単位を 15 時間から 30 時間までとする。

臨地実習にあたっては、1 単位を 40 時間から 45 時間とする。

（3） 介護社会福祉科においては時間で表す。

（始業および終業時間）

第 20 条 本校の始業および終業時間は次のとおりとする。

校内授業は 9 時 15 分から 16 時 20 分とする。但しこども未来学科・介護社会福祉科においては、18 時まで行

うことがある。

（履修方法）

第 21 条 本校における授業は、講義・演習・実技・実習のいずれかにより、またはこれらの併用によ

り行うものとする。

2 学校長が必要と認めるときは、当該授業を行う教室以外の場所で、前項の授業を履修させることが

できる。

3 前条項に規定するもののほか、履修に関して必要な事項は別に定める。

(授業科目の評価)

第 2 2 条 講義・演習・実技・実習に必要な時間の取得状況と当該科目の評価は、試験・履修状況・学習報告等により行うものとする。

2 各科目の出席時間数が 3 分の 2 以上（実習は全時間、ただし看護学科においては 5 分の 4 以上）に達した者は、その科目の評価を受ける資格を有する。

3 評価は点数及び 5 段階とし、5（90 点以上）、4（80 点以上）、3（70 点以上）、2（60 点以上）、1（60 点未満）をもって表し、5，4，3，2 を合格、1 を不合格とする。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることが出来なかった者には、追試験を行い、成績評価は 4（90 点以上）、3（80 点以上）、2（60 点以上）、1（60 点未満）とする。

5 評価が不合格であった者には再試験を行い、試験に合格した場合、成績評価は 2（60 点）とする。

(授業科目および単位修得の認定)

第 2 3 条 学校長はこども未来学科及び看護学科において、前条の規定により合格した授業科目については、所定の単位を認定する。

2 介護社会福祉科においては、前条の規定により合格した授業科目の履修を認定する。

3 看護学科においては、本校に入学する前に履修し、第 14 条の規程により既修得単位の認定を受けた授業科目については、申し出があればその成績の評定を本校の評価として取り扱い、認定と表す。

(入学前の既修得単位の取り扱い)

第 2 4 条 学校長は、放送大学やその他の大学、若しくは高等専門学校又は次に掲げる資格に係る学校

若しくは養成所で、保健師助産師看護師養成所指定規則（昭和 26 年文部省/厚生省令第 1 号）別表

第 3 及び第 3 の 2 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定について

は、本人からの申請に基づき個々の履修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると

認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本校における履修に替えること

ができる。

(1) 歯科衛生士

(2) 診療放射線技師

(3) 臨床検査技師

(4) 理学療法士

(5) 作業療法士

(6) 視能訓練士

(7) 臨床工学士

(8) 義肢装具士

(9) 救命救急士

(10) 言語聴覚士

2 前項の既修得単位の認定を希望する学生は、既修得単位認定願を学校長に提出しなければならない。

3 指定規則別表 3 備考 2 及び別表 3 の 2 備考 3 にかかわらず、社会福祉士及び 介護福祉士法(昭和 62 年

法律第 30 号)第 39 条第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会

福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 42 号）による改

正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号)別表第 4 に定める基礎分

野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平

成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申

請にもとづき個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合に

は、保健師助産師看護師養成所指定規則別表第 3 及び別表 3 の 2 に定める基礎分野の履修に替えることができる。

- 4 前条に規定するもののほか、入学前の既修得単位の取り扱いに関し必要な事項は別に定める。

第 5 章 卒業

(卒業の認定)

第 2 5 条 学校長は第 23 条に定める所定の単位認定及び授業科目の履修認定を受けた者について卒業を認める。

- 2 看護学科においては、欠席日数が、出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、原則として卒業は認めない。

(卒業証書・称号の授与)

第 2 6 条 学校長は卒業を認定した者に対し、卒業証書（別記 2）を授与する。

- 2 こども未来学科、介護社会福祉科の卒業を認定した者には、職業実践専門課程専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。
- 3 看護学科の卒業を認定した者には、文部科学大臣告示（平成 6 年文部省告示第 84 号）による専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の授与)

第 2 7 条 第 26 条により、卒業を認定された後、所定の手続きを行った者には次の資格が授与される。

- (1) こども未来学科卒業生には、保育士資格を授与する。

- (2) 2021 年度までの介護社会福祉科卒業生には、5 年間の期限付きで介護福祉士資格を授与し、

卒業後 5 年間連続して介護の業務に従事することにより、または、この間に国家試験を受験して合格する

ことにより、その後も介護福祉士資格を有することができる。また、介護社会福祉科介護・社会福祉士コ

ース卒業生には、社会福祉主事任用資格、社会福祉士国家試験受験資格（卒業後 2 年の実務経験要）を授与する。

（３）看護学科卒業生には、看護師国家試験受験資格を授与する。

第 6 章 賞 罰

（表彰）

第 28 条 学校長は、成績が特に優秀で他の模範となる者、又は社会的賞揚に値する行為をなした者に対し、これを表彰することができる。

（特別指導・懲戒）

第 29 条 学校長は、教育上必要な場合には、これを特別指導及び懲戒する。

1. 特別指導は訓告及び停学とする。

2. 懲戒は退学もしくは除籍とし、次の各号の一に該当する場合とする。

（１）成業の見込みがないと認められる者

（２）授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（３）性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

（４）本学則並びに学生細則より逸脱した者及び本校の秩序を乱すなど、本校学生としての本分に反した者

（５）指定期日になっても退学願を提出しない者

3. 懲戒による退学あるいは除籍を受けた者の再入学は認めない。

第 7 章 学生納付金

（学生納付金）

第 30 条 本校の入学金及び学費（授業料・実習費・施設整備費）は、別表 2 のとおりとする。

- 2 納入された入学金は原則として返還しない。ただし、学費については入学する年の3月31日まで
に入学を辞退した者については全額を返還する。

第8章 健康管理

(健康診断)

- 第31条 学校長は、学校保健安全法第13条の規定に基づき、学生に対して、年1回以上の健康診断
を行う。
- 2 学生は、疾病および事故があった場合は直ちに、学校長に届けなければならない。
- 3 健康管理については、別に定める。

第9章 教職員及び運営組織

(教職員)

- 第32条 本校に次の教職員を置く

(1) 学校長 1名

(2) 副学校長（看護学科専任）1名

(3) 専任教員

こども未来学科 8名以上（科長1名を含む）

介護社会福祉科 4名以上（科長1名を含む）

看護学科 8名以上（科長（教務主任）1名、実習調整者1名、専任教員6名以上、
実習指導教員若干名）

(4) 非常勤講師

こども未来学科 12名以上

介護社会福祉科 8名以上

看護学科 30 名以上

(5) 事務職員 4 名以上 (事務長 1 名、事務員 3 名以上)

(6) 学校医 1 名

(7) カウンセラー 1 名

(8) 司書 1 名

2 前条の職員のほか、必要に応じて委託職員を若干名置く。

3 職務及び組織については別に定める。

第 10 章 会議

(学校運営及び会議)

第 33 条 本校の健全かつ円滑な運営と教育に関する事項を審議するため、次の会議を置く。

(1) 運営会議

(2) 教員会議

(3) 職員会議

(4) 自己点検・自己評価会議

(5) 講師会議

(6) 実習指導者会議

2 学校長は、本校の運営上必要と認めた場合は、各会議の関係者で構成する横断的会議を開催することができる。

3 前条の会議の規定については、別に定める。

第 11 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 3 4 条 こども未来学科においては、本校の学生以外の者で、本校の科目を履修することを希望する者があるときには、本校の教育に支障がない限り、検定の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し、単位を与えることができる。単位の授与については、第 18 条別表 1 の 1 の規程に定める。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別記 1 に定める。

第 1 2 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 3 5 条 附帯教育事業として次のとおり別課程を設置する。

1. 社会福祉士養成通信課程

課程名	修業期間	授 業 時 間	定 員
社会福祉士養成 通信課程	18 ヲ月	面接授業 72 時間	300 名
		印刷教材授業 2,988 時間	
		実 習 180 時間	

2. 大阪府委託訓練事業 介護福祉士資格コース、保育士資格コース

課程名	修業期間	授業時間	定員
介護福祉士資格コース	2 年	訓練時間 2,149 時間	20 名
保育士資格コース	2 年	訓練時間 1,896 時間	20 名

3. 保育士資格取得特例教科目通信課程

課程名	修業期間	授 業 時 間	定 員
保育士資格取得	3 ヲ月	面接授業 30 時間	80 名
		印刷教材授業 120 時間	

特例教科目

第 1 3 章 雑則

第 3 6 条 この学則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な細則は、別に定める。

第 1 4 章 改正

(改正)

第 3 7 条

本学則の改正については、理事会の承認を要する。

付 記

この学則は 2020 年 4 月 1 日より改正施行する。

この学則は 2022 年 4 月 1 日より改正施行する。

ただし、2021 年以前に入学した者については、従前の規程による。

別表1の4 看護学科教育課程

	教科名	単位	時間	年次別単位数・時間数												
				1年				2年				3年				
				前期		後期		前期		後期		前期		後期		
基礎分野	科学的思考の基盤															
	情報科学	2	45	2	45											
	論理的思考	1	15					1	15							
	表現法Ⅰ	1	15	1	15											
	研究の基礎	1	30	1	30											
	人間と生活・社会の理解															
	倫理学	1	30					1	30							
	心理学	1	30	1	30											
	教育学	1	15	1	15											
	社会学	1	30					1	30							
	家族関係論	1	15					1	15							
	表現法Ⅱ	1	30	1	30											
	人間関係論	1	15	1	15											
	臨床英語	1	15			1	15									
臨床英会話	1	30					1	30								
小計		14	315	8	180	1	15	5	120	0	0	0	0	0	0	
専門基礎分野	人体の構造と機能															
	生化学	1	15			1	15									
	微生物学	1	15	1	15											
	人体の構造と機能Ⅰ	1	30	1	30											
	人体の構造と機能Ⅱ	1	15	1	15											
	人体の構造と機能Ⅲ	1	15	1	15											
	人体の構造と機能Ⅳ	1	30	1	30											
	人体の構造と機能Ⅴ	1	30	1	30											
	疾病の成り立ちと回復の促進															
	病理学	1	30			1	30									
	薬理学	1	30			1	30									
	栄養学	1	15			1	15									
	臨床検査学	1	15			1	15									
	疾病治療論Ⅰ	1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅱ	1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅲ	1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅳ	1	30			1	30									
	疾病治療論Ⅴ	1	30					1	30							
	健康支援と社会保障制度															
	人間工学	1	15	1	15											
	リハビリテーション論	1	15								1	15				
	カウンセリング理論	1	15								1	15				
	公衆衛生学	1	30					1	30							
社会福祉論	1	30					1	30								
関係法規	1	30							1	30						
小計		22	525	7	150	9	225	3	90	3	60	0	0	0	0	
基礎看護学	看護学概論	1	30	1	30											
	看護研究Ⅰ	1	15					1	15							
	看護技術論	1	30	1	30											
	生活援助技術Ⅰ	1	30	1	30											
	生活援助技術Ⅱ	1	30	1	30											
	生活援助技術Ⅲ	1	30			1	30									
	ヘルスアセスメント技術	1	30			1	30									
	診療補助技術	1	30			1	30									

	小計	23	820	0	0	3	100	2	80	3	120	16 (810)
	總計	103	2860									

別表1の5 看護学科教育課程

0	授業科目名		単位	時間	年次別単位数・時間数											
					1年				2年				3年			
					前期		後期		前期		後期		前期		後期	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
専門分野Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学														
		看護学概論	1	30	1	30										
		看護研究Ⅰ	1	15					1	15						
		看護技術論	1	30	1	30										
		生活援助技術Ⅰ	1	30	1	30										
		生活援助技術Ⅱ	1	30	1	30										
		ヘルスアセスメント技術	1	30			1	30								
		診療補助技術	1	30			1	30								
		臨床看護総論	1	30			1	30								
		看護過程展開技術Ⅰ	1	30			1	30								
		看護過程展開技術Ⅱ	1	30			1	30								
		臨地実習・基礎看護学														
		基礎看護学実習Ⅰ	1	45			1	45								
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90					2	90						
		小計	13	420	4	120	6	195	3	105	0	0	0	0	0	0
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30			1	30								
		成人看護学方法論Ⅰ	2	60					2	60						
		成人看護学方法論Ⅱ	1	30					1	30						
		成人看護学方法論Ⅲ	1	30					1	30						
		成人看護学方法論Ⅳ	1	30							1	30				
	老年看護学	老年看護学概論	1	30			1	30								
		老年看護学方法論Ⅰ	2	45					2	45						
		老年看護学方法論Ⅱ	1	30							1	30				
	小児看護学	小児看護学概論	1	30			1	30								
		小児看護学方法論Ⅰ	1	30					1	30						
		小児看護学方法論Ⅱ	2	45							2	45				
	母性看護学	母性看護学概論	1	30			1	30								
		母性看護学方法論Ⅰ	1	15					1	15						
		母性看護学方法論Ⅱ	1	30					1	30						
		母性看護学方法論Ⅲ	1	30							1	30				
		精神看護学概論	1	30			1	30								
	精神看護学	精神看護学方法論Ⅰ	1	30					1	30						
		精神看護学方法論Ⅱ	1	15							1	15				
		精神看護学方法論Ⅲ	1	30							1	30				
		臨地実習・専門分野Ⅱ														
		成人看護学実習Ⅰ	2	90							2	90				
		成人看護学実習Ⅱ	2	90									2(90)			
		成人看護学実習Ⅲ	2	90									2(90)			
		老年看護学実習Ⅰ	2	90							2	90				
		老年看護学実習Ⅱ	2	90									2(90)			
		小児看護学実習	2	90									2(90)			
		母性看護学実習	2	90									2(90)			

精神看護学実習	2	90										2 (90)
小計	38	1320	0	0	5	150	10	270	11	360		12 (540)

別表1の5 看護学科教育課程

分野	授業科目名		単位	時間	年次別単位数・時間数											
					1年				2年				3年			
					前期		後期		前期		後期		前期		後期	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
統合分野	看護論 在宅	在宅看護概論	1	30			1	30								
		在宅看護方法論Ⅰ	2	45					2	45						
		在宅看護方法論Ⅱ	1	30							1	30				
	看護の統合と実践	看護管理・医療安全	1	30							1	30				
		災害看護学	1	15							1	15				
		国際看護学	1	30											1	30
		看護の統合と実践	1	30									1	30		
		看護研究Ⅱ	1	30											1	30
		臨地実習・統合分野														
		在宅看護論実習	2	90									2(90)			
		統合実習	2	90									2(90)			
		小計	13	420	0	0	1	30	2	45	3	75	7(270)			
	総計		98	3015	17	420	24	690	21	570	17	525	19(810)			
	学年別総計				41単位(1110時間)				38単位(1095時間)				19単位(810時間)			

南海福祉看護専門学校 細則

（目的）

第 1 条 この細則は南海福祉看護専門学校学則第 35 条に基づき、学生の守らなければならない事項を定める。

（誓約）

第 2 条 学生は、学則その他の諸規則を遵守するために、学校長に誓約書（様式 1 号）を提出しなければならない。

（保証人）

第 3 条 学生は、その身元を保証するため保証人 2 名を立て、保証書（様式 2 号）を提出しなければならない。

2 保証人は保護者及びこれに代わるもので、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

3 保証人に異動のあったときには、速やかに変更届（様式 3 号）を提出しなければならない。

（学生証明書）

第 4 条 学生は入学後、学生証明書が交付される。

2 学生証明書を紛失したとき、又、記載事項に変更が生じたときは、学生証明書発行（様式 1 2 号）を直ちに届けなければならない。

3 学生は登校の際、学生証明書を携帯し、関係教職員より提示を求められたときはこれに応じなければならない。これを携帯しないときは、学校の施設、教具の使用、又は各種証明書の交付ができないことがある。

4 学生は、学外においても、学生証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

5 本校の学籍を離れたときは直ちに返却しなければならない。

（住所の届け出）

第 5 条 学生は入学後速やかに現住所を届けなければならない。

2 住所を変更したときは直ちに住所変更届（様式 1 5 号）を提出しなければならない。

（改姓、改名）

第 6 条 学生が改姓又は改名したときには、改姓・改名届（様式 1 7 号）に公的証明（運転免許証、健康保険証等）を添付し、直ちに届けなければならない。

（通学定期・通学経路）

第 7 条 学生は通学経路申請書（様式 4 号）を届けなければならない。

2 通学経路の変更がある場合は直ちに通学経路変更願（様式 5 号）を提出しなければならない。

3 学生旅客運賃割引証の交付を受けようとするときは、学生旅客運賃割引証発行願（様式 1 4 号）を提出しなければならない。

（健康診断及び健康管理）

第 8 条 学生は、学校が指示する期間内に所定の場所で健康診断を受けるものとする。

2 学校長は学生の健康を管理するため、必要があるときは治療を指示し又は登校を停止することがある。

3 前項に定める健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第 9 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由によって引き続き 1 カ月以上就学することができないときは、休学願（様式 19 号）に医師の診断書などその理由を証する書類を添えて学校長に提出し、その許可を得なければならない。

（復学）

第 10 条 休学中の学生が、その理由の消滅等により復学しようとするときは、復学願（様式 20 号）を学校長に提出し、その許可を得なければならない。ただし病気を理由にする休学者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退学）

第 11 条 学生が退学しようとするときは、その理由を明記した退学願（様式 21 号）を提出しなければならない。

2 学生が死亡したときは、保護者が死亡届（様式 22 号）を提出しなければならない。

3 保護者から死亡届が提出されたときは、当該学生が退学したものとみなす。

（欠席）

第 12 条 学生が疾病その他、やむを得ない理由により、授業等を欠席または欠課、遅刻、早退をしようとする時はその理由を明記して届（様式 16 号）を提出しなければならない。

2 前項に定める欠席に関して必要な事項は、別に定める。

（特別欠席）

第 13 条 次に該当するときは、特別欠席とし、必ず特別欠席届（様式 18 号）を提出しなければならない。

（1）服喪のとき

（2）感染症のとき

（3）学外派遣のとき

（4）災害や交通機関の事情等、学生の責任に帰することができないとき

（5）就職・進学のための受験のとき

2 前項に定める特別欠席に関して必要な事項は、別に定める。

（臨時休校）

第 14 条 臨時休校については、以下の場合に行うことがある。

（1）午前 7 時の時点

- ・南海電鉄が交通ストを行い、なおスト指令が発令されているとき
- ・大阪府下全域または泉州地区に暴風警報が発令されているとき
- ・大阪府下全域または泉州地区に特別警報が発令されているとき

（2）午前 10 時までに警報が解除された場合は、3 時限から授業を開始する。

2 非常災害や特別警報等で、登校・授業継続が困難と学校長が判断したとき

3 前項に定める臨時休校に関して必要な事項は、別に定める。

（施設、教材・教具の使用と保全）

第 15 条 学生は校内の施設、教材・教具の使用に際しては、各々使用願（様式 27 号）を提出し、許可を受けなければならない。使用後は元の状態に戻し、報告する。

2 学生は校内の施設、教材・教具の保全につとめ、これを毀損したとき又は破損を発見したときには、速やかに学校に（様式 28 号）を届けなければならない。また、故意に過大な損失を与えたとき

復旧の責を負う。

3 学校内のエレベーターは使用しない。但し使用が必要な時は事前に届け、許可を得なければならない。

（校内図書の利用）

第16条 学生が校内図書室の図書、学生用パソコン等を利用するときには、別に定める図書管理規程に従わなければならない。

（成績の通知）

第17条 学生は自己の成績に関して自己管理し、成績通知書を所定の期日に受け取る。

（通学方法）

第18条 通学とは学生が自宅から学校及び実習施設に通学すること、又は、学校外学習のために自宅と目的地を往復することをいう。学生は通学経路（様式4号）を届け出なければならない。

2 学生は公共交通機関を利用し、本校への車両通学は、自転車、単車（自動二輪及び原動機付自転車をいう）のみとする。その場合は駐輪場使用申込書（様式7号）を提出しなければならない。

3 自転車、単車は所定の場所へ置かなければならない。

4 自動車による通学は原則認めない。但し、怪我・病気等止むを得ない理由がある場合は学校長に願い出て、自動車通学特別許可願（様式6号）を提出し許可を得なければならない。

（団体の設立）

第19条 学生が校内において、クラブ・同好会その他団体を設立しようとするときは、その責任者は団体設立承認願（団体名・設立趣旨・規約・役員・活動内容などが明記されていること）（様式23号）を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 承認を受けた団体は、速やかに役員及び部員名簿を提出しなければならない、指定の期日までに提出のないときは解散とみなす。

3 団体の解散、規定の改正その他願出事項を変更しようとするときは、変更願を提出して、学校長の許可を得なければならない。

（集会）

第20条 学生が校内で集会を開こうとするときは、その責任者は集会許可願（様式24号）を提出し、学校長の許可を得なければならない。

（掲示及び印刷物の配布等）

第21条 学生が校内に文書、ポスター、その他を掲示しようとするときは、許可願（様式33号）に責任者の氏名を明記し、掲示物を添付して提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 掲示許可の条項は、責任者において遵守しなければならない。

（寄付募集、物品販売、世論調査及び署名運動等）

第22条 学生が校内において寄付の募集、物品の販売、世論調査、署名運動、その他これに類する活動を行うときには、許可願（様式33号）に責任者の氏名を明記し、学校長の許可を得なければならない。

（校外者への招へい及び校外交渉）

第23条 学生が校外からの特別指導者、講演者等を招へいしたり、校外諸団体等と交渉しようとするときは、許可願（様式33号）に責任者の氏名を明記し、学校長の許可を得なければならない。

（校外活動、公害団体への参加）

第24条 学生が本校の名を冠し、又はそれを意味する名義をもって校外で活動し、又は校外団体に参加しようとするときは、許可願（様式33号）に責任者の氏名を明記し、学校長の許可を得なければならない。

（承認の取り消し）

第 2 5 条 第 1 9 ～ 2 4 条について、許可承認を受けた者であっても、許可承認条件を守らないとき、又は本校の秩序を乱す行為があったときにはその承認を取り消すことがある。

（自治活動）

第 2 6 条 学校長は本校における学生自治活動「学友会」の活動について支援する。

（所持金の保全）

第 2 7 条 学生は自己の所持品に関し、紛失、間違い等のおこらないように留意しなければならない。

2 所持品の保管については、所定のロッカーを利用し、必ず自己が責任を持たなければならない。

3 所持品などの紛失、盗難等について学校は補償しない。

（環境の美化）

第 2 8 条 学生は常に校内の美化に努めなければならない。

2 校舎内の指定された教室では必ず所定の履物を使用しなければならない。

（禁酒・禁煙）

第 2 9 条 学生は健康管理に関わる専門職者としての自覚を持ち、通学中及び学校内、および学校外での学習活動中は、禁酒・禁煙とする。

（携帯電話の使用）

第 3 0 条 授業に支障がないように、携帯電話は授業及び実習中はマナーモードか電源を切っておかなければならない。

（服装）

第 3 1 条 学生は常に身だしなみに心がけ、頭髪・化粧・服装などは、専門職を目指す学生としての品性を保つものでなければならない。

2 式典・実習時は指定された服装を着用しなければならない。

（願出・届出）

第 3 2 条 願出・届出書類の提出については、必ず押印をしなければならない。

2 特別な事情がない限り、すべての願出については 1 週間以上前に、すべての届出については、事前もしくは事後 2 日以内に提出しなければならない。

履修規程

（目的）

第1条 この規程は、学則第4章 教育課程に基づき、授業時間、成績の評価及び単位の認定に関し、必要な事項を定める。

（授業科目）

第2条 授業科目は、学則第18条の別表1の4（看護学科教育課程）に定める科目のすべてを履修するものとする。

（授業時間）

第3条 授業時間は下記のとおりとする。

1時限	9：15～10：45
2時限	10：55～12：25
3時限	13：10～14：40
4時限	14：50～16：20

2 臨地実習は原則8：45～17：00とする。

（履修科目の修了）

第4条 履修する科目の出席時間数が3分の2（臨地実習においては5分の4）以上の者を修了とする。

2 履修科目は、修業年限に応じて定める教育課程に基づいて開設する。

3 学生は、前項の規定により開設される時期以外にその科目を履修することはできない。

（臨地実習を履修するための要件）

第5条 学生が臨地実習を履修するためには、関連する科目を修了しなければならない。

（1）臨地実習までに修了しなければならない科目は次の通りとする。

臨地実習科目	履修年次	修了しなければならない科目
地域実習	1年次	なし
基礎看護学実習Ⅰ	1年次	なし
基礎看護学実習Ⅱ	2年次	基礎看護学実習Ⅰ、看護過程展開技術Ⅰ・Ⅱ
老年看護学実習	2年次	専門基礎分野（公衆衛生学・社会福祉論・関係法規以外）、基礎看護学実習Ⅱ、老年看護学概論、老年看護学方法論Ⅰ・Ⅱ
成人・老年看護学実習Ⅰ	2年次	専門基礎分野（健康支援と社会保障制度以外）、基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
成人・老年看護学実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	3年次	老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅰ、専門基礎分野（健康支援と社会保障制度）、基礎看護学（看護技術論・生活援助技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヘルスアセスメント技術・診療補助技術・臨床看護総論）老年看護学方法論Ⅲ、成人看護学方法論Ⅳ・Ⅴ
小児看護学実習	3年次	基礎看護学実習Ⅱ、専門基礎分野科目（健康支援と社会保障制度）、基礎看護学（看護技術論・生活援助技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヘルスアセスメント技術・診療補助技術・臨床看護総論）小児看護学概論、小児看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

母性看護学実習	3 年次	基礎看護学実習Ⅱ、専門基礎分野科目（健康支援と社会保障制度）、基礎看護学（看護技術論・生活援助技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヘルスアセスメント技術・診療補助技術・臨床看護総論）母性看護学概論、母性看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
精神看護学実習	3 年次	基礎看護学実習Ⅱ、専門基礎分野科目（健康支援と社会保障制度）、基礎看護学（看護技術論・生活援助技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヘルスアセスメント技術・診療補助技術・臨床看護総論）精神看護学概論、精神看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
地域・在宅看護論実習	3 年次	基礎看護学実習Ⅱ、専門基礎分野科目（健康支援と社会保障制度）、基礎看護学（看護技術論・生活援助技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヘルスアセスメント技術・診療補助技術・臨床看護総論）在宅看護概論、在宅看護方法論Ⅰ・Ⅱ、地域看護Ⅰ・Ⅱ
統合実習	3 年次	基礎看護学実習Ⅱ、専門基礎分野科目（健康支援と社会保障制度）、基礎看護学（看護技術論・生活援助技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヘルスアセスメント技術・診療補助技術・臨床看護総論）看護管理・医療安全、看護の統合と専門職連携

（履修科目の認定）

第 6 条 履修科目の認定は、履修科目ごとに試験、その他の方法により担当講師が行う。

（単位認定試験）

第 7 条 単位を認定する試験は、その科目の授業が終了した学期に、履修の修了者に対して行う。

ただし、担当講師が必要と認めた場合には、当該学期以外に行うことがある。

2 試験は筆記試験・口述試験・実技試験、その他適切な方法により行う。

3 試験は、原則として随時試験及び終講試験とする。

4 複数の講師が分担する科目は、講師別に実施する。

5 天候不順、交通機関のトラブル等で遅刻者が多数に及ぶ場合には、開始時間を変更することがある。

6 試験放棄とみなす行為及び不正行為を認めた場合には、退室を命じ、単位は認定しない。

（追試験）

第 8 条 追試験は、感染症による出席停止ならびに忌引き、傷病その他やむを得ない理由により試験を欠席した者に行う。

2 前項に該当する者は、追試験願（様式第 9 号）と証明書を添付し追試験料を添えて、登校後 1 週間以内に学校長に提出しなければならない。

（再試験）

第 9 条 当該科目の試験が合格点に達しない者に対して行う。

2 再試験は、不合格となった履修科目に対して 1 回限りとする。

3 複数の講師が分担する科目の場合の試験の領域は、6 割未満の領域とする。

4 再試験を受ける者は、通常試験の成績評価後 1 週間以内に、再試験願（様式第 9 号）と再試験料を添えて、学校長に提出しなければならない。

5 臨地実習の再実習は原則行わない。

(科目の評価)

第 10 条 学則第 22 条により、科目の評価は 100 点満点中 60 点以上を合格、60 点未満を不合格とし、次の基準に基づいて表示する。

評価	評点	評定
5	100 点～90 点	合格
4	89 点～80 点	合格
3	79 点～70 点	合格
2	69 点～60 点	合格
1	60 点未満	不合格

追試験

評価	評点	評定
4	100 点～90 点	合格
3	89 点～80 点	合格
2	79 点～60 点	合格
1	60 点未満	不合格

再試験

評価	評点	評定
2	100 点～60 点	合格
1	60 点未満	不合格

(再履修)

第 11 条 単位未修得の授業科目を有する者に対して行う。

2 再履修する場合は、所定の再履修願（様式第 10 号）を、それぞれ再試験の成績評価後 1 週間以内に学校長に提出しなければならない。

3 再履修の時期は、原則として翌年度となる。

4 臨地実習の再履修の時期は、原則として次年度の実習計画に組み込むものとする。

(補習)

第 12 条 補習は、やむを得ない理由により、履修科目の受験資格及び評価を受ける資格を失なった者に対して行うものとする。

2 科目の履修時間（3 分の 2 以上）が不足した者、臨地実習の履修時間（5 分の 4 以上）が不足した者は医師の診断書等理由を証明する書類を添付して補習実習・補習講義受講届（様式第 11 号）に手数料を添えて届出しなければならない。

(単位の認定)

第 13 条 学則第 23 条の規定により学校長は、科目を履修し評価が合格のものに対し、運営会議を経て単位の認定を行なう。

2 単位が認定されない科目は、単位未修得科目と称する。

(既修得単位の認定)

第 14 条 学則第 24 条の規定により既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定願（様式第 3

- 1 号) に必要書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。
- 2 本校の教育内容に相当すると認められる場合には、運営委員会の審査を経て、本校の履修に代えることができる。
- 3 評価には「認定」と表す。

学生納付金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第30条に基づき、授業料、入学金、施設整備費及び実習費（以下「学費」という）等の金額及び納入方法等に関し、必要な事項を定める。

(学費等の金額)

第2条 学費の金額は、学則第30条に定める別表2のとおりとする。

2 各種手数料は以下の通りとする。

項目	金額
再試験・追試験受験料	2000 円／1 科目
補習講義受講料	2000 円／1 科目
補習実習料	2000 円／1 日
各種証明書発行料	300 円／1 通
学生証再発行料	500 円
受験許可証	500 円／1 回

(授業料等の納入期限)

第3条 児童福祉科・介護社会福祉科においては、授業料及び施設整備費並びに実習費は、前期及び後期に分け指定日までに納入しなければならない。

2 看護学科においては、授業料及び施設整備費並びに実習費は、当該学年の前期分（4月から9月までの分）を3月末日までに、後期分（10月から翌年3月までの分）は9月末日までに納入しなければならない。

3 前項の学費を納期から3か月を経過しても完納しない者には、学則第30条に基づき退学を命ずることがある。

4 入学金は、本校に入学手続きをするときに納入しなければならない。

5 転入生の入学金、授業料及び実習費は、学則第30条に定める別表2の金額とする。

(休学者の学費の取扱い)

第4条 当該期内に休学を許可された場合は、次のとおりとする。

(1) 当該期内に休学を許可された場合、その期の納入金は徴収する。

(2) 当該期を超えての休学期間に応じて施設整備費を徴収する。

(単位未修得者の学費)

第5条 学則第23条において、所定の科目の認定が受けられなかった者が再履修をする場合、履修当該期の学費に含む。

(卒業延期者の学費の取り扱い)

第6条 単位未修得による卒業延期の場合、当該期の学費は徴収する。

（退学・停学者の学費の取扱い）

第7条 当該期内に退学・停学をした場合は、その期の学費は徴収する。

（納入方法）

第8条 第2条に定める学費については、本校が指定する金融機関に納入しなければならない。

2 特別の理由で納入ができない場合、学費延納・分納願念書（様式29号）を提出しなければならない。学校長が認めた場合は、前条の規定にかかわらず、学費を分納または納付を猶予することができる。

健康管理規程

（目的）

第1条 この規程は、学則第31条、細則第8条に基づき、学生の健康の保持増進を図ることを目的として定める。

（健康管理）

第2条 健康管理は、学校医及び健康管理担当の教職員があたる。

（健康診断）

第3条 健康診断は、次のとおりとする。

（1）定期健康診断は、年1回実施する。

（2）臨時健康診断は、学校長が必要と認めた場合に、全員または特定の者について実施する。

2 定期健康診断に係る費用は、本校が負担する。

3 臨時健康診断は必要に応じて、学校長が学校医と協議して実施する。費用は学生が負担する。

（時期及び項目）

第4条 定期健康診断は4月1日から3か月以内に学生全員に対し、次の各号の検査項目を基準として実施し、学校医が総合判定する。ただし、学校医が必要と認めた場合には、検査項目を見直すことがある。

（1）胸部X線間接撮影

（2）尿検査

（3）身体検査（身長、体重、視力、聴力、血圧測定等）

（4）感染症検査（HBs抗原抗体、HCV検査、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）

（5）内科診察

（事後措置及び精密検査）

第5条 健康診断後その結果を本人に通知するとともに、精密検査を要する者には学校医が別途精密検査を指示する。

2 健康診断及び精密検査の結果に基づき、学校長は学校医と協議の結果、次の各号に定める指示を行うことができる。

（1）要療養及び休学

（2）正課の授業及び正課外の活動等の軽減

（3）その他学校長が指示する事項

3 学校保健安全法に定める感染症の罹患者が発生した場合には、学校長は別表1に従って出席停止を命ずることができる。

（健康相談）

第6条 学校医は、次の各号に該当する者に対し、健康相談を実施する。

- (1) 健康診断の結果、継続的な観察及び指導を必要とする者
- (2) 日常の健康観察の結果、継続的な観察及び指導を必要とする者
- (3) 病欠欠席が目立つ者
- (4) 心身の異常を認めた者

(休養)

第7条 学生は、体調が悪い場合には、健康管理担当教職員に申し出て保健室を利用することができる。

(カウンセリング)

第8条 カウンセリングは、定期的または適宜、心理カウンセラーが行うものとする。

2 カウンセリングの内容は秘密厳守とする。必要に応じ、学校長他関係する教職員と連携・協議し、必要な対応をとることがある。

3 カウンセリングは完全予約制とする。

(予防接種の推奨)

第9条 厚生労働省より、「専修学校の学生に対し、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の罹患歴及び予防接種歴の確認、並びに未罹患であり、かつ予防接種を必要回数である2回接種していない者に対する予防接種を推奨する。」との通達に従い、実施する。

2 毎年の健康診断で抗体価を検査し、規定の数値以下の場合は同意書を記載し予防接種をすることがある。

3 実習施設から要求がある場合は、抗体価の結果と接種の状況を報告する。

4 冬期においてはインフルエンザ予防接種を推奨する。

(健康記録)

第10条 実施した健康診断の結果を記録するとともに、健康状態を把握し、健康管理の資料とするための健康管理台帳を作成する。

別表1 学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類と出席停止の期間の基準

〔2023(令和5)年現在〕

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種の 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限	○第一種の感染症：治癒するまで

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
	る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。) ※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。	
第二種の感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び侵襲性髄膜炎	○第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く) : 次の期間(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。) ・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) ...発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日を経過するまで

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
	菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	・百日咳 ...特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・麻しん ...解熱した後 3 日を経過するまで ・流行性耳下腺炎 ...耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・風しん ...発しんが消失するまで ・水痘 ...すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで ・咽頭結膜熱 ...主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ・新型コロナウイルス感染症

第二種の	感染症の種類	出席停止の期間の基準
感染症		...発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ○結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）： 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種の 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	○第三種の感染症： 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 出席停止期間の判断は医師による。

* 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

出席管理規程

（目的）

第 1 条 この規程は、本校の学生の出席および欠席等に関する事項を定める。

（出席、欠席、欠課、遅刻、早退）

第 2 条 学則第 18 条別表 1 の 4 で定める教育課程の他、学校長が定める研修・学校行事等すべてに、出席しなければならない。

2 欠席、欠課、遅刻、早退を以下に定める。

（1）欠席は、その日の授業時間の開始時刻から終了時刻までの間出席しない

（2）欠課は授業の開始時刻に 1 5 分以上遅れた時、又は授業終了時刻より 1 5 分以上早く退出した時

（3）遅刻とは授業および実習開始後 1 5 分未満遅れた時

（4）早退とは授業終了前 1 5 分未満の退室

3 出席した時は、出席簿に押印をしなければならない。

（欠席、欠課等の取り扱い）

第 3 条 欠席、欠課等の取り扱いを以下に定める。

（1）同一科目における遅刻又は早退 2 回で欠課 1 回とする。

(2) 臨地実習の欠席、遅刻、早退は同一科目毎の合計時間で表す。

(3) 傷病による欠席は、病欠とする。

(4) 傷病以外による欠席は、自己欠とする。

(5) 届け出なく欠席したときは、無断欠席とする。

2 欠席、欠課、遅刻、早退をしようとする場合は、その都度事前に所定の用紙（様式第 16 号）に理由を明記して届けなければならない。

（特別欠席）

第 4 条 細則第 13 条に基づき、以下の事項を特別欠席として欠席時数には繰り入れない。但し、出席時間が、各科目における必要な出席時間に満たない場合は、補習を受けることができる。

2 服喪の場合

（1）日数

・一親等（父母、配偶者又は子等の喪に服するとき）…………… 7 日以内

・二親等（祖父母、兄弟姉妹等のとき）…………… 3 日以内

・三・四親等（伯叔父母、甥、姪、いとこ等のとき）…………… 1 日以内

(2) 上記日数は死亡した日からとし、学則第 7 条の学校休業日を含めるものとする。

(3) 服喪後の登校時には、所定の特別欠席届（様式 18 号）に会葬の礼状等を添付し、届け出なければならない

3 感染症の場合

(1) 学生に感染症又は、その疑いがあると学校長が認めたときは、その学生に対して出席停止を命ずることができる

(2) 健康管理規程の第 6 条に定める感染症の種類と出席停止期間を適応する

(3) 感染症により出席を停止された期間を過ぎ登校する時は、所定の特別欠席届（様式 18 号）と登校許可証明（様式 34 号）を添付し提出しなければならない

4 学校長が認めた学外派遣による場合は、事前に所定の特別欠席届（様式 18 号）を提出しなければならない。

5 災害や交通機関の事情で学生の責任に帰することができない場合は、特別欠席（様式 18 号）を提出しなければならない。

6 就職・進学のための受験の時は、事前に報告・相談を行い、特別欠席（様式 18 号）に受験先の証明印を受領の上、提出しなければならない。

（臨時休校）

第 5 条 臨時休校に関する情報は、気象庁のホームページ及びテレビ・ラジオから収集する。

2 暴風警報以外の場合

(1) 注意報あるいは警報が発令されていても、暴風以外の大雨、洪水、高潮、波浪等の場合は、平常どおり授業を行う。

(2) 警報が解除された場合で、地域的要因や交通機関の運休等で登校できないとき、通学に危険性が予測されるときは、学校に連絡し指示に従う。

(3) 阪和線及びバスが運休していても南海本線が運行している場合は上記（1）（2）による。

3 授業、臨地実習中に暴風警報が発令された場合、状況判断の上、下校させる場合がある。

4 臨時休校となった場合は、後日代講を実施する。

（出席状況の把握）

第6条 出席状況は次の方法によって確認する。

- （1）授業科目別出席簿（講師別）への押印
- （2）クラス日誌の出欠者記載
- （3）看護学科のみ教科外出席簿への押印

2 連絡は学生本人が学校にする。学校から本人への問い合わせは原則行わない。

試験実施規程

（目的）

第1条 学則第22条に基づき、公正に実施する方法を定める。

（試験実施日の公示）

第2条 単位認定試験日は時間割に明示する。

- 2 再試験日は学年の掲示板に公示する。
- 3 再試験は再試験願が提出され許可されてから放課後に実施する。
- 4 追試験は原則、欠席明け追試験願が提出され許可されてから放課後に実施する。

（筆記試験要領）

第3条 下記の要領で、実施する。

- （1）開始時間5分前に学籍番号順に着席する。
 - （2）学生証・名札は試験当日必ず持参し、試験時間中は机上の所定の場所（左上）に置く。
 - （3）学生証・名札を忘れた者は試験開始前に受験許可書の発行を受け、学生証・名札の代わりに所定の位置に置く。
 - （4）机上には、学生証・名札と筆記用具（鉛筆・消しゴム）のみ置き、腕時計・携帯電話等その他の物はロッカー・棚に収納する。
 - （5）試験用紙は裏を向けて前列から後列の順に配布する。
 - （6）試験官の「始め」の合図で試験を開始する。
 - （7）試験中に質問がある場合は、挙手をし、他の学生に支障がないように試験官に告げる。
 - （8）終了の5分前に口頭で告げる。
 - （9）試験官の「終了」の合図で試験を終了する。
 - （10）回収の指示で、座席後部者は裏を向けて回収する。
 - （11）試験官が退出するまで学生は待機する。
- 2 原則として試験中の退室は認めない。
 - 3 試験開始後15分以上遅刻した場合、試験放棄とみなされ、試験場に入室できない。
 - 4 遅刻した場合、試験時間の延長はしない。
 - 5 試験当日の遅刻者・欠席者に学校からの連絡はしない。
 - 6 試験放棄とみなされた場合はゼロ点とする。

（レポート試験）

第4条 レポート提出をもって試験に代わる場合は以下のとおりとする。

- (1) 指定された提出の様式、期日を厳守する。
- (2) 提出時間を過ぎた場合は、試験放棄とみなされ受理されない。
- (3) 試験放棄とみなされた場合はゼロ点とする。

(試験の返却)

第5条 採点すみの答案用紙が返却されたら、模範解答と照らし合わせ、採点等の間違いの有無を確認する。疑義あるときは、速やかに教務へ申し出る。

(実技試験・技術チェック要領)

第6条 下記の要領で、実施する。

- (1) 開始時間前に身だしなみを整え、規定の服装に更衣し、学生証・名札も携帯する。
- (2) 学生証・名札を忘れた者は試験開始前に受験許可書の発行を受け、担当教員に報告をする。
- (3) 身だしなみ、規定の服装に不備がある場合は試験放棄とする。
- (4) チェック表を持参し、試験官に学籍番号・氏名を伝えてから開始する。
- (5) 終了後、試験官から合否を確認する。
- (6) 実施開始時間を過ぎた場合は、試験放棄とみなされ、試験場に入室できない。
- (7) 試験放棄とみなされた場合はゼロ点とする。

(不正行為)

第7条 不正行為があった場合、その当該科目の評価を受けることができず、単位未修得となる。

2 懲戒の対象となる。

既修得単位の認定取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第24条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(認定手続)

第2条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号の書類を入学後1週間以内に、既修得単位認定願(様式31号)に下記の書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

- (1) 卒業証明書(大学又は高等専門学校を卒業している者に限る)
- (2) 当該科目の成績証明書
- (3) 当該科目の授業内容を証明するもの(授業概要等)

(既修得単位科目の単位の認定)

第3条 前条各号の書類に基づき、学校長および当該科目の本校講師が審査のうえ、既修得単位の認定を行う。

2 認定を受けるまでは、既修得単位に相当する本校の授業科目を履修しなければならない。

(既修得単位科目の評価)

第4条 学校長は認定した当該授業科目を評価し、「認定」と表す。

2 学則第18条の別表1の4(看護学科教育課程)に定める本校の卒業要件単位に算入することができる。

（認定の期日）

第5条 既修得単位の認定の期日は、当該授業科目の履修年度内に行う。

転入学に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学則第13条の転入学に関し必要な事項を定める。

（手続き）

第2条 転入学を希望する者は、転入学志願書に以下の書類を添えて提出しなければならない。

（1）単位修得証明書

（2）在学証明書

2 提出された書類に基づき、入学試験に関する規程により審議を行い、学科試験及び面接試験を行う。

3 転入学の合否判定については、運営会議で決定し、学校長が結果を通知する。

4 転入学試験に合格した者は、入学の手続きと同様の必要書類を提出するとともに、学則第30条の別表2に定める入学金を納入し、転入学の手続きをしなければならない。

5 学校長は、前項の手続きが終了した者に転入学を許可する。

（成績評価）

第3条 転入学を許可された者（以下「転入生」という）の既修得単位の認定及び成績評価については、本人の申請に基づき、既修得科目の内容が学則第18条別表1の4（看護学科教育課程）に定める授業内容に相当すると認められる場合に限り、本校で修得したものとみなすことができる。

2 既修得単位の認定及び成績評価に関しては、「既修得単位の認定取扱規程」に基づいて行うものとする。

（在学年次と在学年数）

第4条 転入生の在学年次については、本校が定める授業科目、単位数、時間数及び履修の時期並びに前条で認定された既修得単位数を基に決定する。

2 転入生が本校に在学できる期間は、学則第5条に基づき、次の各号のとおりとする。

（1）前条の規定で2年次に転入する者は4年

（2）前条の規定で3年次に転入する者は2年

図書管理規程

（目的）

第1条 この規程は、細則第16条に基づき、学内図書室の管理運営に関し必要な事項を定める。

（管理）

第2条 図書室の管理を行なうため本校職員による図書委員会と司書をおく。

2 司書は、図書委員会の指揮管理のもとで図書室の管理を行なう。

（図書委員会）

第3条 図書委員会は、図書室の管理運営を円滑に行うことを目的とし、図書委員長が招集する。

2 図書委員会の構成は、次の各号のとおりとする。

（1）学校長（委員長）

（2）各学科長及び看護学科教務主任

- (3) 図書担当教員
- (4) 司書
- (5) その他、図書委員長が必要と認める者

3 図書委員会は、次の各号について協議する。

- (1) 図書室の利用方法に関する事項
- (2) 図書等の新規購入及び整理に関する事項
- (3) その他、必要と認められる事項

(利用者・利用時間)

第4条 図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の学生
- (2) 本校の教職員及び非常勤講師
- (3) その他、学校長が許可する者

2 図書室を利用できる時間は、原則として、学則第7条に定める休業日以外の午前9時から午後5時までとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。本校の休業日の他、長期休暇期間など学生の非登校日は、閉室とする。

3 学校長は、前項の規定に関わらず、図書室の整理のために必要と認めるときは、臨時に休室することができる。

(遵守事項)

第5条 図書室の利用に関し、次の各号を定める。

- (1) 短時間であっても所定の手続きをすることなく、図書などを図書室外に持ち出さない。
- (2) 雑談等、他の利用者の迷惑になる行為をしない。
- (3) 図書室を通常の個人利用を妨げるような会談、集団会議等に利用してはならない。

ただし、学校長が例外的に認めるときは、この限りではない。

- (4) 教科担当職員の指導のもと、図書室を授業で活用することができる。

(貸出・返却)

第6条 図書などの貸出・返却をしようとする者は、窓口に出して所定の手続きをしなければならない。

2 貸出しは、第4条第2項の利用時間内とする。

3 原則として、貸出冊数は一人最大3冊までとし、学習内容上やむを得ないと判断した場合は最大5冊までとすることがある。

4 貸出期間は貸出日を含めて2週間以内とする。

5 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。

6 貸出・返却時は所定の手続きを行う。

7 借りたい図書が貸し出し中の場合は、予約することができる。

8 貸出期間の延長を希望する場合は、貸出期間内に改めて手続きすることにより、予約等がなければ、1回に限り2週間まで延長することができる。

9 貸出を受けた図書は、期間内にカウンターに返却し、担当者の確認を受ける。

10 学校長は、貸出期間を過ぎても返却しない場合は、貸出図書の返却命令を行なうものとする。

11 正当な理由がなく延納している場合は、貸出しは受けられない。

（貸出禁止図書等）

第7条 貸出禁止図書等は、次の各号のとおりとする。

- （１）禁帯出図書
- （２）雑誌 （当該月のみ）
- （３）DVD などの視聴覚教材

（紛失・破損・汚損）

第8条 貸出しを受けた者が、図書を紛失・破損・汚損等をし、当該図書の閲覧に支障をきたす場合は、貸出しを受けた者が弁償する。現物弁償を原則とするが、入手できない場合は、貸出しを受けた者に対し、購入相当額を請求することができる。

（利用禁止）

第9条 図書室の利用者がこの規程に違反する行為をしたときは、学校長は当該者の図書室利用を禁止することができる。

（その他）

第10条 前条以外に以下を定める。

- 2 図書室資料のコピーは、室外設置のコピー機により有料で行うことができる
- 3 図書室併設のパソコンの利用は、申し込みを行ったうえ、図書開室時間内は利用できる。

安全管理規程

（目的）

第1条 この規程は、本校の学生及び教職員等の安全並びに本校の校舎・備品等の人的・物的損害、個人情報漏えいの発生の防止と発生時の対応及びその対策について定める。

（安全管理委員会）

第2条 前条の目的を達成するため、本校に安全管理委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

- 2 本委員会の構成員は、次の各号のとおりとする。
 - （１）学校長
 - （２）副学校長
 - （３）看護学科教務主任、各科科長
 - （４）事務長
 - （５）その他、学校長が必要と認める者
- 3 本委員会は、学校長が招集し、開催する。
- 4 本委員会は、次の各号について審議する。
 - （１）年間の安全管理に関すること
 - （２）本校の保健衛生に関すること
 - （３）災害・事件・事故等の発生時の対応と対策に関すること
 - （４）個人情報の取り扱い、学校の情報管理に関すること。
- 5 本委員会は、次の各号に関する対応と対策を行なう。
 - （１）学生個人の事件・事故等への対応と対策
 - （２）学生間の事件・事故等への対応と対策

- (3) 学生と教職員との間でおきる事件・事故等への対応と対策
- (4) 教職員個人の事件・事故等への対応と対策
- (5) 校内及び校外実習施設等での事件・事故・感染等への対応と対策
- (6) 火災・地震・風水害・落雷・爆発等の災害への対応と対策
- (7) 教職員・学生及び実習等で関わる対象・家族の個人情報の漏えいの対応と対策
- (8) 学校運営に関する情報、本校における個人情報の管理の徹底

(損害発生の防止)

第3条 学生及び教職員は、事件・事故防止、損害発生の防止に努めなければならない。

(緊急時の対応)

第4条 災害・事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、別に定める緊急連絡体制（図1）に基づき、直ちに学校長に連絡し、その対応に努めなければならない。

2 臨地実習に伴う事故発生時には、別に定める。

(災害等の報告)

第5条 災害・事件・事故等の事態が発生した場合には、その対応に努めた後、速やかに事故対応について学校長に報告しなければならない。

(保険)

第6条 学生は、校内及び校外実習施設等での災害・事件・事故等に係る日本看護学校協議会共済制度「WiLL」に加入しなければならない。

2 前項の保険の費用は、学生の負担とする。

(非常勤講師の災害等の保険)

第7条 非常勤講師の本校の授業に伴う校内及び校外における災害等については、本校が任意に加入する損害保険で対応する。

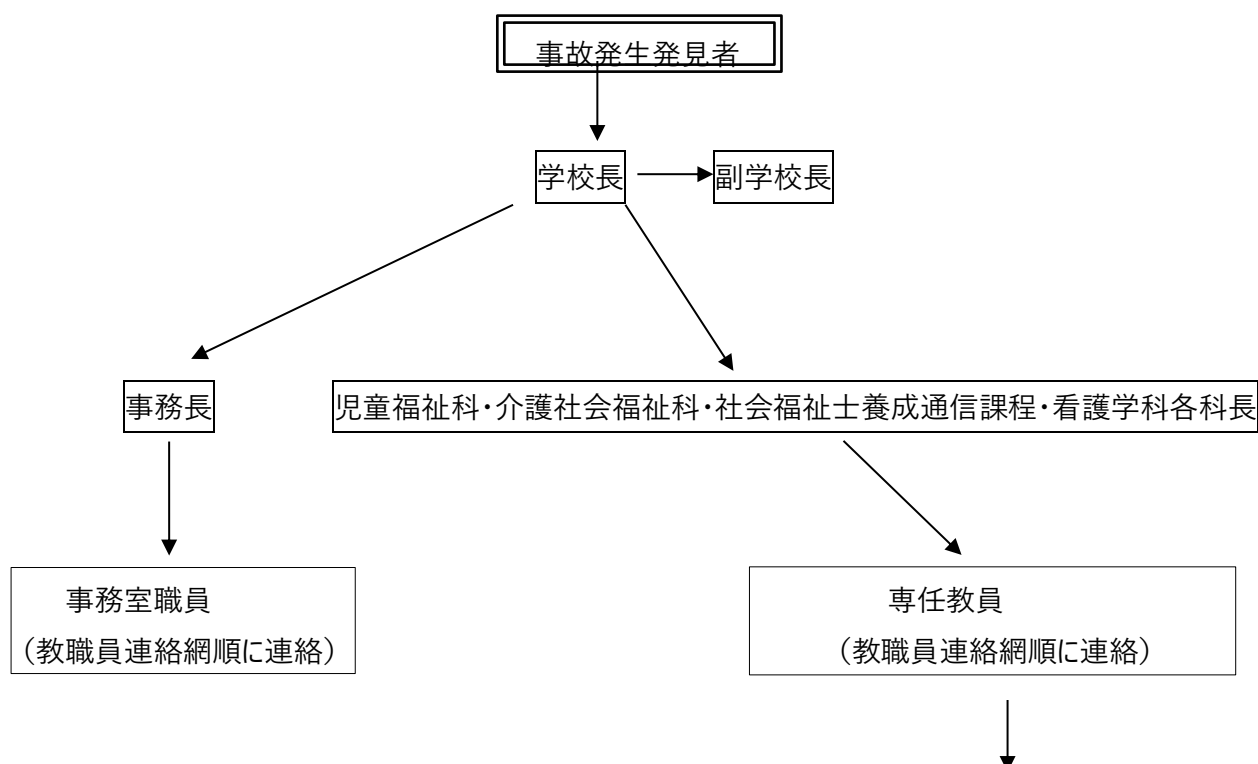


図 1 緊急連絡体制

防火・防災管理規程

（目的）

第 1 条 この規程は、消防法施行令に基づき、本校における防火・防災管理業務に関し必要な事項を定める。

（防火・防災管理組織）

第 2 条 火災の防止と災害（地震・風水害等）への安全対策のために必要な組織を設置し、防火・防災管理者、防火・防災責任者及び火元責任者を置く。

2 防火・防災管理の組織は、図 1 のとおりとする。

（防火・防災管理者等の業務）

第 3 条 防火・防災管理者は、次の各号の業務を行なう。

- （１）防火・防災計画の検討、策定に関すること
- （２）防火・防災設備、避難設備、火気使用設備器具等の点検・管理・整備に関すること
- （３）防火・防災機関への連絡・報告に関すること
- （４）防火・防災訓練に関すること
- （５）その他、防火・防災に関し必要なこと

2 防火・防災責任者は、防火・防災管理者を補佐する。

3 火元責任者は、防火・防災管理者及び防火・防災責任者を補佐し、火気取締り及びその他防火・防災上必要な管理を行なうとともに、防火・防災について学生への指示・監督にあたる。

4 教職員及び学生は、常に火災発生等の防止に努めなければならない。

（自衛消防隊組織）

第 4 条 火災その他の災害発生時における被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を組織する。

2 自衛消防隊の組織は、図 2 のとおりとする。

（自衛消防隊長）

第 5 条 自衛消防隊長には学校長があたり、次の各号の任務を行なう。

- （１）災害状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- （２）教職員及び学生の避難状況の把握
- （３）消防署消防隊等に対する情報の提供

2 自衛消防隊長が不在の場合は、自衛消防副隊長がその職務を代行する。

（避難方法）

第 6 条 火災等が発生した場合は、落ち着いて状況を判断し、出火場所の反対方向の非常階段等を利用し避難する。姿勢を低くしてハンカチ等を口や鼻に当て、なるべく煙を吸い込まないようにする。

（防火・防災教育）

第 7 条 防火・防災管理者は、教職員及び学生に対して防火・防災教育を行ない、災害防止の徹底を図る。

(防火・防災訓練)

第8条 学校長は、年1回以上、防火・防災訓練を実施する。

2 防火・防災訓練の実施にあたっては、事前に消防署等へ連絡し指導を受ける。

(委託)

第9条 本校の授業終了後及び休業日における防火・防災管理業務は、外部の警備会社等に委託することができる。

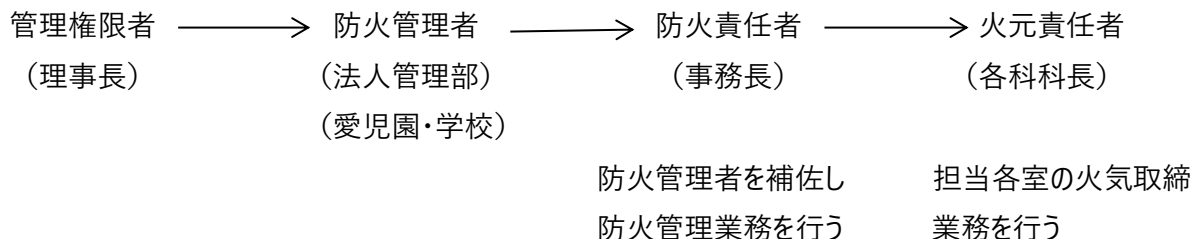
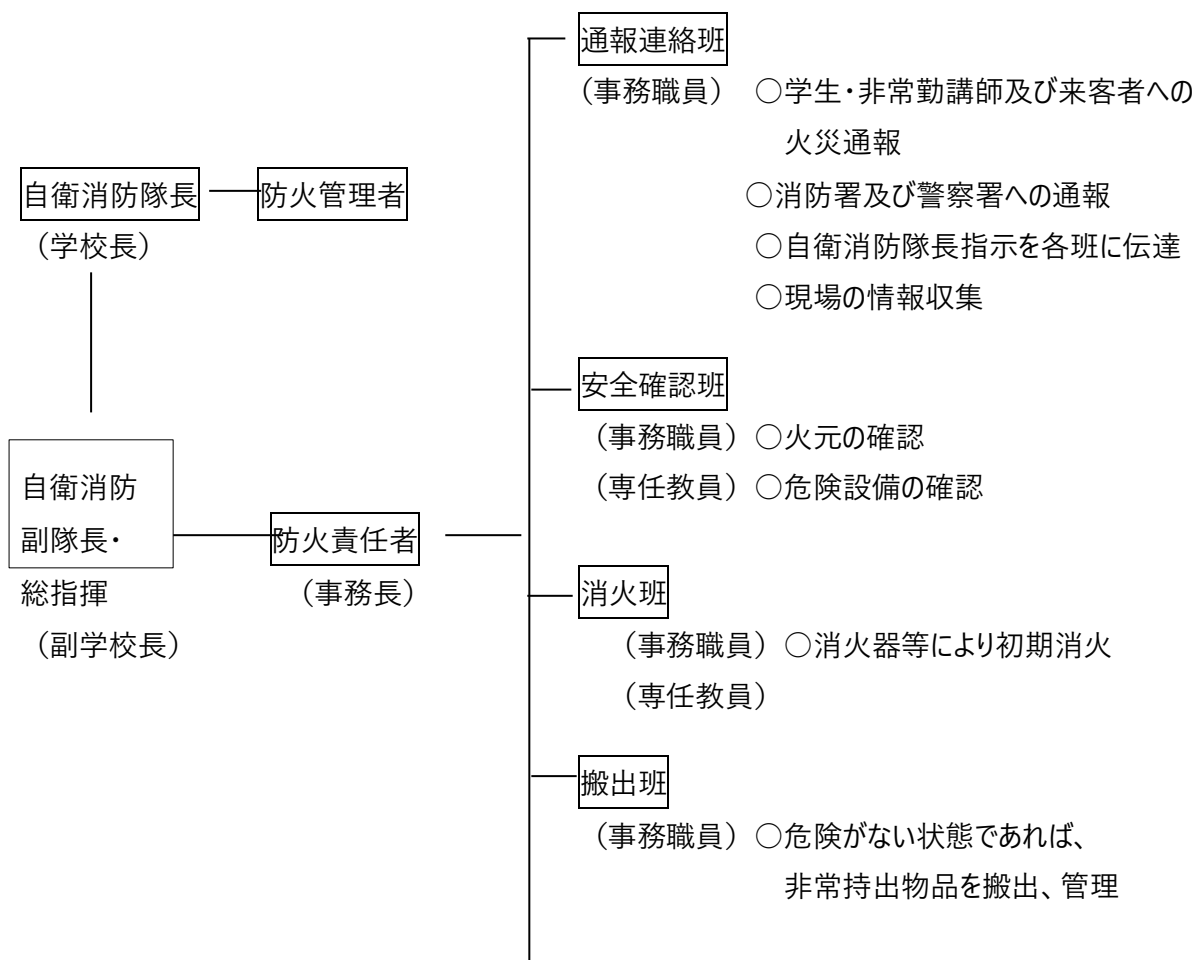


図1 防火管理組織



— 避難誘導班

- (専任教員) ○学生・非常勤講師及び来客者の
(事務職員) 避難誘導
○避難人員の把握

— 救護班

- (専任教員) ○負傷者の応急対応及び安全な場所への
搬出
○必要に応じて救急車等の要請

図2 自衛消防隊組織

個人情報の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本校における個人情報の適切な取り扱いに関する事項を策定し、本校が保有する情報を管理すると共に漏洩を防ぎ、情報管理に関する本校の社会的責任を果たし、もって職員・学生及び実習等で関わる患者の権利利益を保護する事を目的とする。

(定義)

第2条 「個人情報」とは、患者の個人情報及び学校が保有する職員・学生個々の情報について、特定の個人を識別できる全ての情報をいう。「職員」とは、学則第32条に定める本校の職員を言い、「学生」とは以下の者をいう

- ・本校において教育を受けている者
- ・本校において教育を受けようとする者
- ・本校において教育を受けた者及び受けようとした者

(開示)

第3条 学生及び講師、又は別に定める者より個人情報を自ら確認する為に、請求があれば、請求に応じ個人情報を書面（コピー）にて示すこととする。

(対象となる情報)

第4条 本規程による対象となる情報とは、本校にて管理する全ての個人情報で、印字データ・電子データ（個人情報データベース等）の別を問わない。

- (1) 入学者の選抜及び成績考査
- (2) 単位の認定
- (3) 緊急連絡先の把握
- (4) 学生の健康状況の把握
- (5) 実習等委託施設への情報提供
- (6) 教育内容の評価
- (7) 授業研究
- (8) 学生の進路に関する支援
- (9) 国家試験に関すること

- (10) 卒業者の就職動向の把握
- (11) 海外研修に関すること
- (12) 奨学金貸与に関すること
- (13) ホームページ
- (14) その他学校長が必要とするもの

(個人情報の収集)

第5条 個人情報は、本校の円滑な運営を行うため、必要最小限の情報を収集することとし、かつその目的を特定するものとする。

- 2 個人情報の収集範囲は、利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 個人情報を収集するにあたっては、適正かつ公正な手段により行うものとする。

(個人情報管理体制)

第6条 個人情報の具体的管理方法について以下に定める。

- (1) 本校における個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という）は事務長とする。
- (2) 管理責任者は、本校における個人情報の具体的取扱基準の設定、個人情報管理・保管に係る遵守事項などの指導・徹底に努める。
- (3) 本校での個人情報の管理・保管にあたり、より効果的・効率的に業務を遂行するため、教務主任を管理指導者とする。管理指導者は個人情報の管理・保管に関する遵守事項等について指導・徹底に努める。
- (4) 管理責任者は、本校で保有する個人情報の利用目的別分類に基づき管理方法・保管場所・保管期限・情報管理責任者等の設定及び情報にアクセスできる者の制限等、情報の管理・保管・保護について必要な措置を講ずる。
- (5) 管理責任者・管理指導者は、開示、その他情報の取扱に関する苦情等について、適切かつ迅速な対応を行う。
- (6) 個人情報は、目的別による書面・PC 機器等による管理とし、その保管は施錠保管等及びアクセス権の権限等によるものとする。
- (7) 個人情報の利用又は提供については、利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて行わない。
- (8) 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、管理責任者・管理指導者に確認、報告すること。
- (9) 職員は業務を通じ知り得た個人情報の外部への持ち出し並びに第三者への口外を行ってはならない。また不当な目的に使用してはならない。離職後も同様とし、取扱っていた個人情報に関する一切の管理資料を返還するものとする。
- (10) 学生は在籍中に知り得た全ての個人情報の外部への持ち出し並びに第三者への口外を行ってはならない。また不当な目的に使用してはならない。卒業（退学）後も同様とする。
- (11) 個人情報は、その内容、利用目的により必要な保管期間を定め、当該期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なく廃棄するものとする。
- (12) 個人情報の廃棄にあたっては、管理責任者・管理指導者への確認下、外部漏洩に注意し、帳票類はシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行う。尚、廃棄を外部業者に委託する場合は、廃棄委託契約書に完全廃棄の条項を附加することとする。

(個人情報の開示)

第7条 個人情報の開示について以下に定める。

(1) 本人及び法定代理人からの情報開示・訂正・利用停止等の請求窓口は事務とする。

(2) 請求があれば、規程に従い行い、必要により管理責任者に確認すること。

(3) 当該請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

・業務の遂行に著しい障害を及ぼすとき。

・個人の生命、身体、財産その他の利益を害するとき。

(個人情報の第三者への提供)

第8条 個人情報を第三者に提供する際には、あらかじめ通知している場合を除き、原則として本人の同意を得なくてはならない。

2 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、管理責任者・管理指導者に確認、報告すること。

(本規程への違反)

第9条 本規程への違反が明らかになった場合、懲戒処分とする。

2. 職員は、個人情報が侵害され、又はされる恐れがある場合は、その旨を直ちに管理責任者に報告しなければならない。

3. 前項の報告を受けた管理責任者は、その事象の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報管理委員会)

第10条 個人情報の管理・保管・保護について、必要に応じ本校にて個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を開催する。委員は管理責任者・管理指導者をもってこれに当て、必要により学校長・副学校長が加わる。

2 委員会は、監査委員を定め定期的に監査を行う。監査委員の報告等により、必要に応じて取扱規程の追加・改正を行う。

3 委員会は個人情報の取扱について、定期的又は必要により職員等に指導・研修等を行う。

4 委員会での協議・決定内容等については、運営会議、必要により職員会議にて報告を行う。

校舎等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、校舎等の管理について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の校舎とは、学校敷地、校舎、付属建物及び設備、備品をいう。

2 この規程で使用者とは、教職員、学生及び臨時に許可を得て使用するものをいう。

(管理責任者)

第3条 学校長は、視聴覚教材、情報処理室、教材室、実習室、演習室、その他必要と認める設備、教材またはそれを有する部屋に、管理責任者を定める。

(使用の基準)

第4条 校舎等の使用者は、それぞれの使用目的に従って定位置において整理整頓に務めながら適正に管理し、使用しなければならない。

2 使用者は、校舎等を損傷または汚損しないよう取扱いに注意しなければならない。

- 3 使用者は、安全の確保・清潔の保持に務めなければならない。
- 4 使用者は、火気及び危険物・重量物の取扱いに注意し災害の未然防止に務めなければならない。
- 5 使用者は、冷暖房・照明その他の付属設備の使用に際し、電気及び光熱水量の節減に務めなければならない。

（部外者の使用禁止）

第5条 校舎等は、原則として部外者の使用を許可しない。

（課外使用）

第6条 本校の学生が校舎を使用するときは、あらかじめ施設・物品使用許可（様式第26・27号）を提出し、学校長の許可を受けなければならない。但し、学生の教育本来の目的に利用する場合は必要としない。尚、集会利用許可を与えるにあたって次に掲げるような場合は、原則として認めない。

- （1）宗教活動等を目的とする集会等
- （2）学校の教育と直接の関わりをもたない政治問題を討議したりする集会
- （3）所定の手続きをふまない場合

（弁償）

第7条 校舎の使用者が損傷、汚損または紛失した時はこれを弁償しなければならない。

- 2 弁償の額及び方法は、使用者の責任の有無並びに程度について調査し、運営会議でこれを決定する。
- 3 弁償が軽微で、別段の有責の検定を要しないものについては前項によることなく学校長が決定する。

（看板・掲示等の制限）

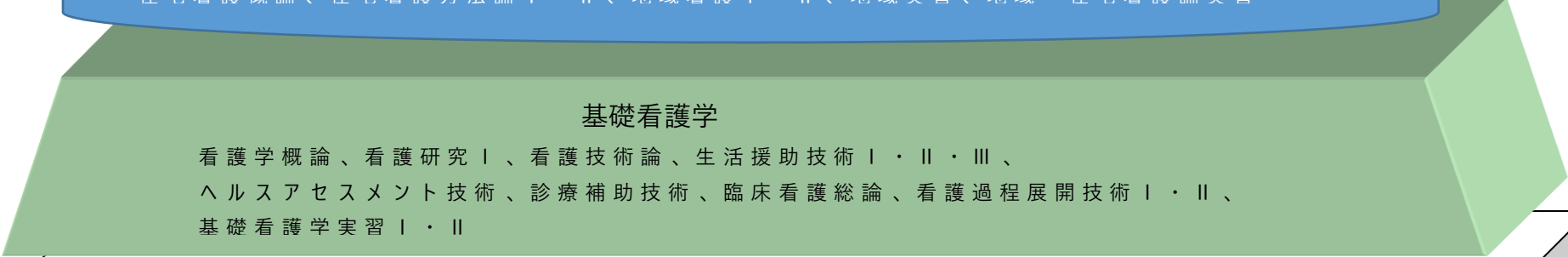
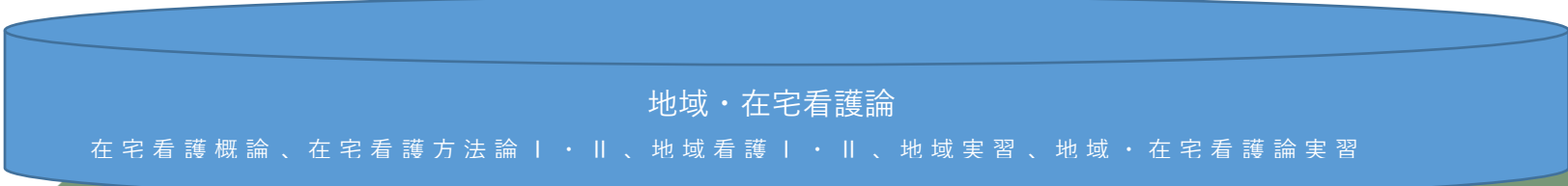
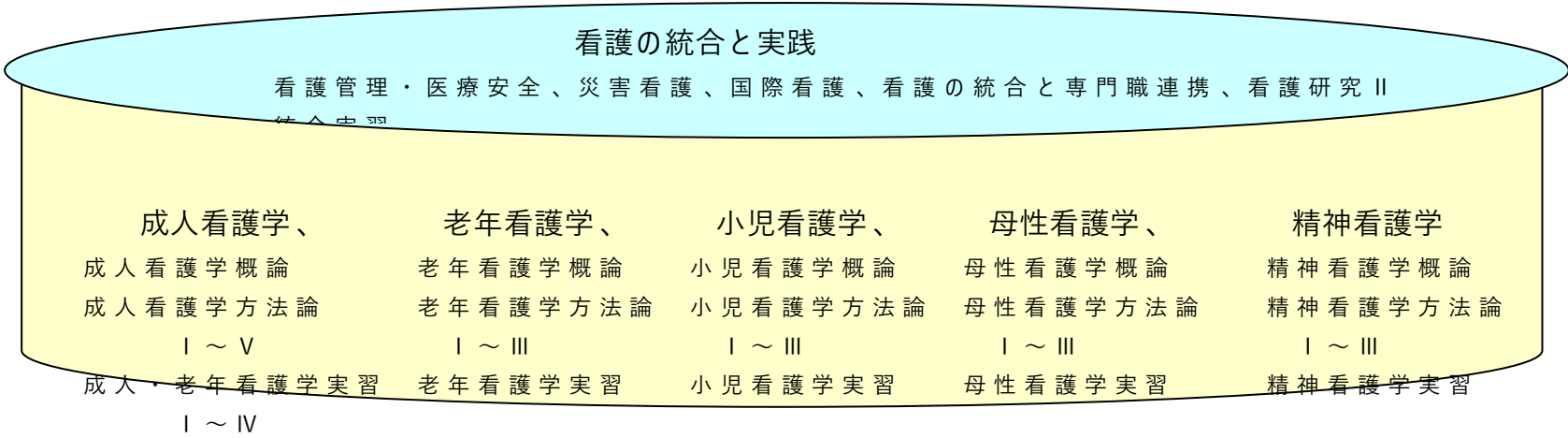
第8条 何人も学校長の許可なく学校敷地・校舎の内外に看板及び掲示ならびに印刷物の配布をすることができない。許可を受けないものは、無条件でこれを撤去する。

（敷地内使用）

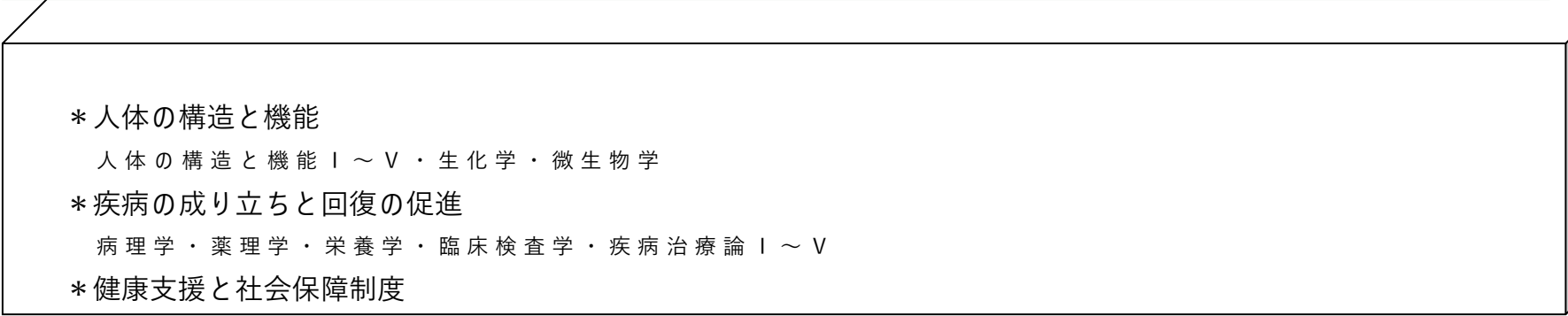
第9条 駐車場・自転車置場の使用について必要な事項は、学校長が別に定める。

- 2 この規程に定めない事項で校舎などの管理に必要な事項は、学校長が定める。

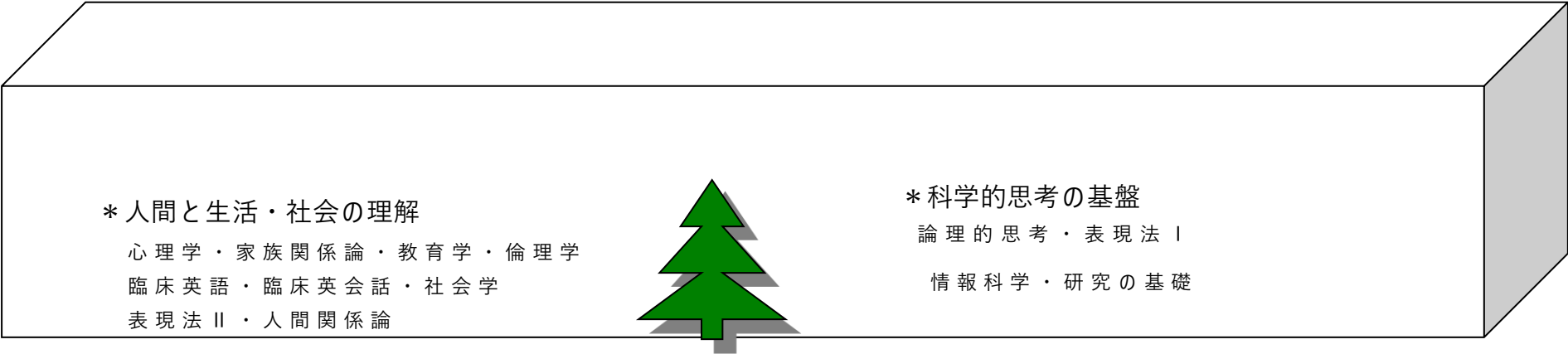
専門分野



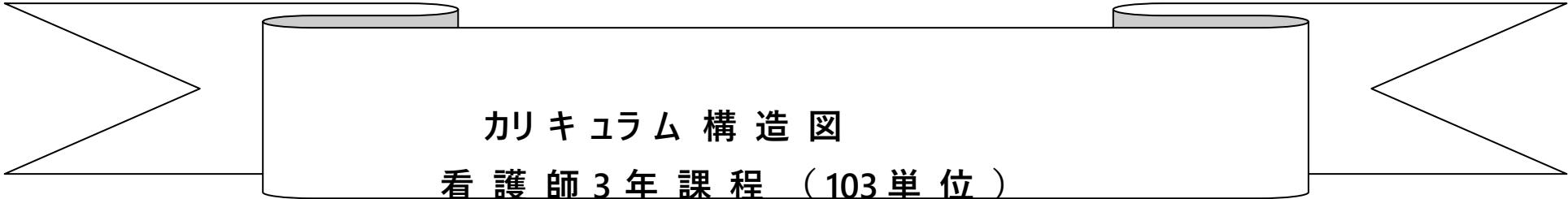
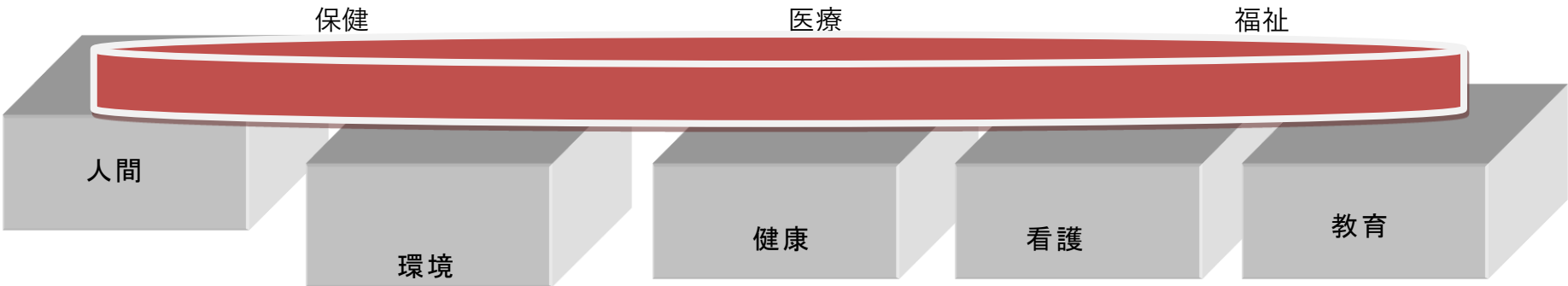
専基礎分野



基礎分野



領域



本校のカリキュラムは、樹木が大きく成長する様をイメージした。看護基礎教育を支える概念を「人間」「環境」「健康」「看護」「教育」の5つを基盤に置いた。

現在の社会情勢は少子化と超高齢化・多死社会に向けて保健・医療・福祉体制の再構築は看護職が立ち向かっていくべき課題だといわれている。そこで5つの基盤の上に、更に保健・医療・福祉を加え、わが校の目標とするチームケアを実践するうえでの人づくり教育にもつながるものと考えた。

同時に、基礎分野では人間理解と学習者としての基礎を築きあげながら、専門基礎分野、専門分野で知識・技術を学び、看護者としての考え方や行動のとり方を修得していく。又、看護師が看護する対象は地域で暮らす人々であり、地域包括ケアシステムの構築と看護機能の充実を図る力、地域の特性と健康課題をアセスメントする力を養う必要がある。地域での活動の幅を広げていくためにも、基礎看護学と領域看護学にリンクできるように位置付けた。

学生は落葉樹のように葉を落とし、土から要素を吸収し、新葉を萌え出す。これを繰り返すことで、地域に密着した看護実践者としての「木」に成長していく。また、多くの葉脈を身につけ、卒業した後は、それぞれが多く集まり「林」となって地域で求められているあらゆる場所で、他職種とも協働できる看護実践者となることを期待したカリキュラム構成とした。

教科外授業

目的： 1. カリキュラムへの自主的参加及び、主体的な学びを行い、自己開発能力を養う。

2. 仲間との相互交流をととして、相互的関係を築く。

3. 仲間と目標を共有し、個人の役割責任を学ぶ。

4. 専門職業人をめざす者としての幅広い視野をもち、主体性・創造性・協調性を養う。

5. 各学科の学生間での学修効果及び学生生活の向上を目指す。

月	内 容	目 標	1 年	2 年	3 年
			時 間		
4	入学式	・新入生を迎え新学年への自覚を高める。 ・入学を祝い、看護学生としての自覚をもつ。	2		
	入学オリエンテーション	本校の教育理念に基づいた学修や学校生活を、効果的に発展させるための取り組み（協同学習、コーチング）について理解する。	16		
	教育キャンプ	・宿泊キャンプを通して学生間の交流を深め主体性・創造性・協調性を養う。 ・野外での非日常の生活体験を通して、「生きる」ことについて考えることができる。 ・組織運営を行う中で、メンバーシップ・リーダーシップを意識し責任ある行動をとる。 ・近畿圏内の野外活動場で実施。	8	16	
5	健康診断	・自己の健康状態を知り、健康管理への関心を深める。 ・看護者としての感染症対策について考え、実習に備えることができる機会とする。	2	2	2
	スポーツ大会	心身の爽快感を感じ、仲間と協力すると共に、各学科の学生と親睦を深め、本校学生としての仲間意識をもつ。	8	8	(2)
	防災訓練	防災に対する知識と関心を深め、集団生活における災害時の役割と行動を知る。	2	2	(2)
11	防災訓練	津波等災害時の対処方法について訓練し、安全管理に備える。	4	4	(2)
	南専祭	・企画・実施・評価の一連の過程に参加し、主体性、協調性、責任感、達成感を養い、学友会会員相互の親睦とともに、活動を通じて自己の成長を目指す。 ・郊外の地域住民との交流をととして、社会的貢献の態度を養う。（2日間）	16	16	(8)
12	宣誓式	看護師になることの責任と自覚を高め、今後の学修への動機づけとする。	8	2	2
2	講演会	社会情勢や医療・福祉に関する様々な情報を得ることで看護者としての視野を広め、自己教育力を高める。	4	2	2
	看護研究発表会	・看護研究の意義と方法を理解すると共に、プレゼンテーション力を養う。 ・他学科の学生も参加することで、看護への関心を深める機会とする。 ・福祉・看護の専門性を再確認する。		4	4
	卒業式	・共に学び合った仲間として卒業の喜びを分かち合う。 ・社会人・専門職業人としての自覚と責任をあらたにする。	2	2	4
	人権研修	「人」を尊重した行動がとれるために、「人権」について考えることができる。	2	2	2
	他職種連携授業	・保育・介護の現場の事例を通して、シンポジウムやグループワークを行い多職種の役割を理解し、連携の重要性を学ぶ。		4	
通年	国家試験対策（模擬試験）	国家試験に対応できる学力を確認し効果的な自己学習につなげる。	4	16	32

通年	臨地実習ガイダンス	・臨地実習の意義・規程・留意事項について理解する。 ・領域別実習の目的・目標・学習内容・評価・日程を理解する。 ・各領域の終了時に実習のまとめを行い、看護観を培うと共に、自己の課題を明確にする。	8	16	32
通年	ホームルーム	・クラス運営を行うための主体性、協調性を養う。	20	18	18

ボランティア活動

目的：自分自身の生活する社会において起こる社会問題や課題の解決に対して、自分自身が自発的・主体的に対応する力を身につける。

方法：１．地域での社会活動について情報収集をする。

２．学生自身で活動の日時・内容を調整し、学校に報告する。

３．活動後に、報告書を学校に提出する。

４．毎年６時間以上の活動をする。

学校生活

1. クラス運営

1)各委員の役割

期間：前期：4月～9月 後期：10月～3月 通年：4月～3月 選出方法：推薦又は選挙による

委員名	人数	主な役割
クラス委員	2	・クラスの統率を図り、お互いの融和を保つよう努める。 ・ホームルームの進行、運営にあたる。 ・教務との連絡調整を図る。
生活指導委員	2	・教室内の整備・整頓への呼びかけにあたる。必要時、掃除の点検および掃除用具の点検・補充を行う。 ・大掃除時の役割分担と掃除の点検、掃除用具の点検・補充を行う。 ・教室内掲示物の管理を行う。 ・校内風紀、生活指導に関する事項について、必要な時他のクラスの委員と連絡調整を行う。
視聴覚委員	2	・クラス保管の視聴覚器材(PC・プロジェクター・ビデオデッキ)を管理し、必要時に準備、片付けを行う。機材の不具合等があれば速やかに教務へ届け出る。
国試対策委員	2	・国家試験に対応できる学習方法を身につけるための対策を、クラスに呼びかけ実施する。 ・学習方法や学習内容について担任に報告・連絡・相談し、クラスに伝える。
広報委員	2	・学校PR活動を企画し、実施する。
保健委員	2	・クラス内の健康状態を把握し、疾病、外傷等の状況を知り、教務と連携し対応する。 ・定期健診等の健康管理について、教務の指示・指導を受けクラスメンバーの補佐にあたる。
図書委員	2	・図書室担当者と連携し、「図書室利用のきまりごと」の指導及び図書利用の推進を行う。
自治会委員	3	・主体的な自治活動を運営し学生生活を有意義にする。 ・学友会の企画運営を行う。
実習室委員	3	・校内演習時に実習室の準備・後片付け後の点検等を行なう。1年に3回物品の整理を行なう。
同窓会委員（3年次）		・卒業後のクラスメンバーの移動状況を把握する。

2) 週番の役割

①名簿順に2名ずつの輪番制で一週間その役割を担う。

登校時、クラス日誌・科目別出欠簿と講義録等の入ったケースを教員室で受け取る。

②講義の準備および後始末

- ・マイクの準備および後始末と電池の点検を行う。
- ・必要な視聴覚その他教材の準備及び後始末（講師・教員の指示を受ける）をする。
- ・白板の整備、ホワイトボードマーカーの補充をする。
- ・教室移動時は消灯や空調機器の確認をし、ドアを閉め教員室に報告する。

③授業環境（温度、湿度、明るさ、換気の状態等）を調整する。

④出欠簿

- ・当日の最初の授業開始 5 分前に教務室へ出欠の報告をする。
- ・授業開始時間になれば出欠簿の回覧を開始し、出席者は押印をする。回覧は 15 分以内に終了させること。授業に差し支えないように注意をする。
- ・週番は回覧終了後、再度出欠者を確認する。遅刻または欠課した者については登校時間を確認する。これらの確認を行ったうえで週番サインの欄に押印をする。

⑤クラス日誌

- ・記録は黒色のボールペン書きとする。
- ・授業科目・主な内容を記録する。
- ・遅刻・早退・欠課については、人数ではなく、氏名を記入し、遅刻者の登校時間を記録する。
- ・『連絡したこと』の欄には、週番がその日クラス全員に連絡したことを記録する。

⑥講義録

- ・記録は黒色のボールペン書きとする。
- ・講義内容を具体的に記録する。

⑦授業開始時は、講義を受ける体制が整ったことを確認し、講師に連絡する。

⑧授業の開始、終了時は「起立」「礼」の号令をかける。

⑨午前と午後の授業終了時、教務に伝達事項の有無を確認し、あればクラス全体に伝達する。

⑩各委員の補佐、協力にあたる。

⑪全授業終了後、クラス日誌・科目別出欠簿・講義録等を確認し、ケースに納め、教務室に返却する。

⑫週末に次週の週番に申し送りをする。

2. 施設使用規定

①施設の使用時間は、職員が在籍する 8 時 50 分から 17 時 30 分の間とする。授業終了及び掃除点検終了後、施設を使用する場合「校内施設使用申込書」に必要事項を記載し、許可のサインを貰い使用し、使用後も記載・報告する。

②18 時までに下校する。

③休暇中の使用については別に決めた方法に従う。

<基礎・成人看護学実習室>

実習室は、臨床現場に準ずる場と位置づけ、基本技術を習得し、自己の技術を発展させる場所である。

基礎看護技術に使用する物品を保管し、校内演習や学生の技術の自己研鑽に使用する。

1) 入室時の服装

- ①学校指定のユニフォーム・ナースシューズ・白無地ソックス（スニーカーソックスは禁止）とし、腕時計は着用せず名札を左胸に付ける。
- ②ユニホーム着用時、前髪は眉につかない、後ろ髪は襟につかないようにまとめネット（黒でリボンなし）に入れる、ナチュラルメイク（薄化粧）で清潔感があり、ピアス・マニキュア・ペデキュア・付け爪・装飾品は禁止、下着は映らないような色を選ぶ。
- ③ジャージ着用時、上記②と同様で、ジャージ下には襟付き白ポロシャツか学校指定のポロシャツを着用する。
- ④上記①②③が不備の場合は、演習は見学として欠課扱いになることがある。
- ⑤ユニホームとナースシューズ、名札を忘れた場合は取りに帰る。取りに帰って校内演習に遅刻・欠課した場合は自己責任とする。常に規準を遵守し、校内演習に支障をきたさないようにする。

2) 入室・退出時の留意事項

- ①室内には教科書・ノート類・筆記用具・実習に使用する物品以外のものは持ち込まない。
- ②室内は病室を想定し、常に私語を慎み、言葉・態度に気をつけ、静かにする。
- ③実習室の教材、備品の配列、配置を乱さぬよう注意する。
- ④実習室の教材、備品を汚損、破損しない。破損した場合は速やかに教員に報告する。教材を破損した場合は破損届けを提出する。弁償が必要となる場合がある。
- ⑤室内は常に清潔・整頓に留意し、使用後は現状に復する。
- ⑥時間外で使用する場合、担当教員に申し出て校内施設使用者名簿に記載し許可を得る。
- ⑦退出時は照明・換気扇・冷暖房のスイッチを切り、窓・入り口の施錠を確認する。
- ⑧温水器使用後はガスのスイッチを切る。
- ⑨使用した学生は、使った寝衣等を洗濯し、洗濯・物品管理表に記載する。又洗濯物は翌日に片付け、洗濯・物品管理表に記載する。

<在宅実習室>

- 1) 入室時の服装は担当教員より指定された物を着用すること。
- 2) 玄関口でナースシューズを脱ぎ、下足箱に入れること。
- 3) 他は基礎・成人看護実習室の使用規定に準ずる。
- 4) 使用した者は掃除をする。

<母性・小児演習室>

- 1) 入室時の服装は担当教員より指定された物を着用すること。
- 2) 他は基礎・成人看護実習室の使用規定に準ずる。
- 3) 使用した者は掃除をする。

<情報処理室>

1) 入室・退室時の留意事項

- ①課題のため情報処理室を利用するときは、科目担当教員に申し出る。また自己学習のときは、校内施設使用者名簿に記載し教務室で許可を得る。
- ②事務室で鍵を受け取り、開錠後直ちに教務室に鍵を戻す。
- ③室内では、飲食をしない。
- ④終了時、パソコンは必ずシャットダウンし、各自の机や椅子等の整理整頓をする。
- ⑤退室する時、電気、エアコンの消灯を確認する。
- ⑥施錠時は、事務室で鍵を受け取り、施錠後直ちに鍵を戻す。

2) パソコン使用時の留意事項

- ①パソコン（43 台）はどれでも使える。ソフトのインストールはできない。
- ②自分のデータやインターネットからの取り込んだ資料は、PC に保存ができない。自己所有の USB や外付 HD 等に保存し持ち帰る。
- ③プリンター使用時は、用紙は各自のコピー用紙を使用する。紙詰まりの原因になるので、コピー用紙以外は使用しない。
- ④パソコン・プリンターにトラブルが発生したら教務室に速やかに報告する。

* 各自が楽しく快適にパソコンを使えるようにルールを厳守する。

3) パソコンの管理

①パソコン管理者により、情報処理室のパソコンを定期的に点検し、整備を行う。

<教室>

- 1) 学習の場としての機能を最大に活用できるように、常に共有のスペースである事を意識して環境を整える。
- 2) ゴミは一般ごみ・缶・ペットボトルに分別して指定のゴミ箱に捨てる。ゴミ袋はクラスで保管し、無くなったときは教務に申し出て補充しておく。缶・ペットボトルの中身は各人が、空にして捨てる。
- 3) 状況により他学年・他学科が使用することがあるので、座布団、机の横、後部ロッカーには私物を置いて帰らない。
- 4) 掲示板の管理は生活指導委員が常に整理する。
- 5) 教室内に置かれている教師用パソコンの使用について
 - ①基本講師が使用する。
 - ②AV 機器は視聴覚委員が管理する。
 - ・AV 電源、PC 準備、プロジェクターコードセット、マイク準備
 - ③学習、クラス運営に関する目的のみパソコンの使用を許可する。
 - ④インターネットは学習・課題に必要な場合のみ使用を許可する。
 - ⑤ソフトのインストールやインターネットからの取り込みは行わないこと。
 - ⑥PC 使用後電源を切るが、通電しておく。
- 6) 教室内の掃除道具は常にきれいに整理整頓しておき、生活指導委員が管理する。
- 7) 授業で全員が教室を移動する場合は、週番が教室の鍵を施錠し開錠する。
- 8) 昼休憩時間の飲食は可能。

<保健室>

- 1) 登校後体調が悪くなった場合、一時的に休養をとるために用いる。
- 2) 体調を保健委員と教員に申し出る。
- 3) 教員の許可を得て、教員もしくは保健委員に誘導してもらい保健室を使用する。
- 4) 使用後は寝具を整える。
- 5) 保健室は正しく使用し、体調管理は日頃から行なう。

<食堂>

- 1) 休憩時間の飲食は可能。
- 2) ごみは決められた方法で処分する。

<エレベーター使用>

- 1) 学生のエレベーター使用は原則として禁止する。
- 2) 身体的な理由でやむを得ずエレベーターを使用するときは、学校の許可を得ること。無許可で使用した場合は処罰の対象になることがある。

<講堂その他>

- 1) 使用時は留意点を遵守する。
- 2) 講堂・リズム教室使用時は運動靴に履き替える。

3. レポートの作成

1) “書く”ことの意義

- ①看護学の学習は、書くことに始まって書くことに終わる。「書く」ということは、「考えて、考えたことを整理すること、整理したことを文字で表現すること」の連続である。うまく書こうというのではなく、事実にもとづいて自分の考えを整理し、

表現する訓練を積極的に行っていただきたい。

- ②「レポートを書く」目的は、漠然と感じたり、考えていたことを整理し、判断力・理解力・表現力をつけるものである。読み手に効果的に伝えるためには、記述の方法にも工夫が必要である。

2) 記載上の注意点

- ①要点を簡潔に整理し、客観的・論理的に明瞭に書く。
- ②学術用語は正確な意味を把握した上で用いる。
- ③文字は丁寧に楷書で黒のボールペンで書く。修正する場合は二重線を引き押印をする。IT機器を使う場合は漢字変換に誤りがないか注意する。
- ④講師の指示があるときは、指示に従う。
- ⑤学校の規定の場合は、下記を参照にする。

* 表紙があるとき

テーマ・主題など 上から 4 行目 左から約 3 c m の ○○課題
5 行目 大体中央に テーマ ……
6 行目 (大体中央に)をつけてサブタイトルあるとき
記載者、提出日など 下から 5 行目 提出日
4 行目 学籍番号 氏名

* 表紙がないとき

上から 1 行目 中央 ○○課題
2 行目 中央 テーマ
3 行目 学籍番号 氏名

* 記述方式

- ①用紙 A4 縦
- ②設定 フォント：MS 明朝 10.5
余白：上下 25.0 mm、左右 20.0 mm

4. 通知・連絡

1) 学校からの通知・連絡の掲示

特別な場合を除き各学年用掲示及び一斉メールで行う。授業計画の変更など見落としがないように登下校は必ず掲示の有無を確認すること。

2) 登校、下校時間について

原則として登校時間は 8 時 50 分以降、下校時間は 17 時 30 分とする。特別な理由のため時間外に学校に滞在する場合は事前に教員に申し出を行い、許可を受ける。

3) 欠席・遅刻の連絡方法

- ①欠席・遅刻等をする場合は、学生本人が 9 時から 9 時 10 分までの間に必ず電話連絡をすること。事前に届け出を提出している場合でも、当日の朝電話連絡をすること。時間外での緊急連絡は留守番電話に録音するか、各クラス担当教員用の携帯電話に連絡する。

学校代表 ☎ 072-262-1094

- ②事前に欠席・遅刻等が分かっているときは、教務へ理由の申し出を行い、届を提出する。
- ③欠席・遅刻等をした時は、登校後に届を提出する。

4) 緊急連絡について

- ①全員へ緊急の連絡をする場合は、登録しているメールアドレスへ一斉メールで行う。
- ②メールアドレスを変更した場合は速やかに学科長・事務に届けをする。

③個人への連絡は届け出ている緊急時連絡先に連絡する。

5. 学籍番号及び学生証・通学証明書

<学籍番号>

- ・諸手続き及び事務手続き時はこの番号で処理される。

入学年度（西暦4桁）看護番号1 出席番号（入学時の五十音順 01）
例） 2024101

<学生証・名札>

- ・本校の学生であることを証明するものであり

校内はもちろん校外においても提示を求められることがある。学生として行動する場合は常に携帯しなければならない。

万一、紛失した場合は、速やかに最寄りの警察に届け出ると共に事務に届出し併せて再発行の手続きをすること。
併せてひも付きケースを事務で購入する。

- ・学生証は卒業、退学等によって本校学生の身分を失った時には、直ちに返還しなければならない。
- ・学生証の有効期間は発行日より3年である。
- ・その他取扱いについての注意事項が学生証裏面に記載されている。よく読み、違反のないようにする。

<通学定期証明書>

- ・本校の学生は学割の制度を受けることができる。
- ・通学定期券の購入ができる。
- ・通学定期は、学生証と通学定期証明書を提示して購入する。
- ・通学定期の利用区間は、現住所(自分の住んでいる所)から学校までの最短距離とする。
- ・通学定期証明書の記載事項に変更が生じた時は速やかに変更届を提出し、記載事項の修正を依頼する。
- ・不正に通学定期を購入すると本校の指定が取り消され、学生全員の通学定期購入ができなくなる。
- ・実習用定期を購入する場合は、実習調整者及び事務に相談し手続きをする。

<自転車通学者>

- ・自転車を利用して通学する者は、許可シールの発行を受けなければならない。
- ・自転車を利用して臨地実習に行く場合は、許可シールの発行を受けなければならない。臨地実習が終了した場合はシールをはがし返却をする。
- ・駐輪場には整列して置くようにする。放置して帰らない。
- ・命を守るためのヘルメット着用を推奨する。

<単車通学者>

- ・単車を利用して通学を希望する者は、あらかじめ許可申請書を提出し許可を受けなければならない。
- ・許可された者は、交通ルールを厳守し、他の人の迷惑にならないように注意する。
- ・許可は1年間とし、年度末で決められた期日内に更新しなければならない
- ・入門時は電源を切り敷地内では押すこと。更に、単車用駐輪場の指定された場所内に整列して置くようにする。
違反した場合は処罰の対象になることがある。

<自動車通学者>

・

<その他>

- ・届け出た通学方法で登下校する。

・無許可で敷地内への乗り入れは禁止する。違反した場合は処罰の対象となることがある。

6. 貴重品の管理・ロッカー使用方法

- 1) 学生は鍵付きの個人ロッカーで私物の管理を行う。
- 2) 校内では貴重品は必ず鍵付きの個人ロッカーに保管すること。（教室を不在にするときは特に厳守すること）
- 3) 個人ロッカーの鍵の管理は個人が責任をもって管理し、ロッカーの変更および返却時は必ず教務に鍵を返却する。
- 4) 鍵の紛失時は紛失届を提出し、合鍵作成および鍵の取り換え費用は学生負担とする。

7. 清掃

- 1) 清掃は、授業終了後に行う。
- 2) 当番制とし、清掃分担区分にもとづいて責任をもって清掃を行う。
- 3) 各区分の掃除の手順書に従って実施する。
- 4) 清掃終了時、清掃確認責任者がサインをする。
- 5) ゴミの処理について

①指定のゴミ袋にまとめてゴミ置き場に出す。

< 清掃分担区分 >

基礎・成人実習室（使用時）	1 年生	更衣室（男子）	1 年生
情報処理室（使用時）5 限目使用時は不要	1 年生	更衣室（女子）	1 年生
看護棟の 1 階階段から 2 階の廊下と踊り場	2 年生	教室（1 年生）	1 年生
看護棟の 2 階から 3 階の階段と 3 階廊下	1 年生	教室（2 年生）	2 年生
母子演習室（使用時）	2 年生	教室（3 年生）	3 年生

8. アルバイト

- 1) 学生生活においては、できる限り学業に専念することが望ましいが、諸般の事情でアルバイトを希望する場合には、次の諸点に注意する。
 - ①学生としてふさわしい職種・内容であること。
 - ②仕事の内容を理解し、自己の能力に応じたものを選び、学業に支障をきたさないよう配慮する。
 - ③アルバイトをしている旨をクラス担当者に報告する。

9. 成績個人管理

- 1) 授業科目毎に出席状況を把握し、受験資格を確認する。
- 2) 科目習得の表を作成し、評価点を記入・目標の達成を確認する。
- 3) 複数の単元で 1 単位としているときは、評価点の算出方法に注意し確認する。
- 4) 成績を分析し、学習の向上に役立てる。
- 5) 自己の学習内容・方法・姿勢について振り返ることで、学習の向上に努める。

10. 授業・実習に関する評価

- 1) より良い授業プログラムを実施し又、学生自身の学習者としての振り返りのために、授業・実習科目の終了時に必ず評価を行う。

11. 健康管理

- 1) 健康管理台帳を活用し心身の健康を自己管理する。異常のある時は早期にクラス担当教員か保健担当教員に申し出て相談をする。
- 2) 学校カウンセラーを配置（2 回/毎月）しているので活用する。直接メールで予約ができる。詳細は掲示を参照する。

12. 奨学金及び支援金制度

1) 奨学金

- ①日本学生支援機構、高等教育の修学支援、実習施設の奨学金の活用、及び、当校の3年次の奨学金が選考により貸与される。
- ②入学後に希望者を募り、詳細についてその都度説明を受ける。

13. 留意事項

1) 提出物の期限の厳守

- ①記録物は、そのほとんどが単位の認定の条件に関わるので、提出日時を確認のうえ、指定された場所・時間に提出する。
- ②遅れた・提出ができない場合は個人で講師に報告をする。

2) 服装・化粧・頭髮

- ①平日登校時は、下衣は黒色のパンツ・タイトスカートでジーンズ・ジャージ生地、ハーフ（膝）丈・ミニ丈は禁止する。
上衣は自由とし、胸・肩・腹部・腰部の露出は禁止する。
- ②ナチュラルメイク（薄化粧）で、ピアスは下垂するもの・マニキュア・ペデキュア・付け爪は禁止。
- ③柄・編みタイツ、踵のない靴は禁止。
- ④ロングヘアの人は授業中はまとめる。髪色は染色・脱色はせず自身の色。
- ⑤登校したら名札をつける。
- ⑥式典・行事、見学、校外研修および実習時は、規準服を着用する。
男子：黒色のスーツ、白色ワイシャツ・ネクタイ、黒ビジネスシューズ
女子：・黒色のスーツ（パンツ・タイトスカート）、白色襟付きシャツブラウス、肌色ストッキング、黒ローヒール
・ナチュラルメイク（薄化粧）で、ピアス・マニキュア・ペデキュア・付け爪・装飾品は禁止。ロングヘアはまとめる。
コート：紺・グレー・黒・ベージュ系の無地
夏季にスーツの上衣の脱衣とワイシャツ・ブラウスの半袖は許可する。

3) 携帯電話の使用

- ①授業中は電源を切るかマナーモードにする。授業中に携帯電話を使用した場合は退室を命じることがある。
- ②授業時間外の携帯電話の使用時、他の人に迷惑がかからないように注意する。
- ③必要最低限の使用とし、学校での充電は禁止する。タブレットの充電も禁止する。

4) Wi-Fiの使用について

本校では、Wi-Fiをオープンにしている。すべて半角英数で入力をする。

SSID： _____

Pass： _____

5) SNSについて

- ①本校でiPadを用いて授業を行うにあたり、SNSトラブルに注意をする。
- ②ルールを守り、「賢く安全に使うための知識・知恵」「ルールを守って使える心」を育み、誹謗中傷やいじめの温床になったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけにならないようにする。
- ③利用時間や方法を工夫し体調を崩さないように自己管理能力を身につける。
- ④インターネットはいつでも使える環境にあり、あらゆる情報がネットから得られるため、学習に必要な情報に限定し利用する。

- ⑤学校側と学生間の情報（連絡事項、講義資料、動画等）は他者へ漏えいしない。情報漏洩した場合は処罰の対象になることがある。
- ⑥個人が特定されないように情報の取り扱いには十分に注意をする。
- ⑦Wi-Fi スポットは提供元がはっきりしている個所を選ぶ。

14. 学友会

南海福祉看護専門学校 学友会規約

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は南海福祉看護専門学校学友会と称する。

（会 員）

第2条 本会は南海福祉看護専門学校（通学課程）の学生により構成される。

（目 的）

第3条 本会は会員相互の親睦とともに、会員自らが学友会活動を通じて福祉の理論と実践且つ自己の向上を目指すことを目的とする。

（活 動）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1）全員参加による学校行事の企画・運営
- （2）学生生活の充実
- （3）地域の人々との社会福祉を中心とする親睦・交流
- （4）社会福祉・医療問題の研究発表

（所 在 地）

第5条 本会の事務所は南海福祉看護専門学校内に置く。

第2章 執 行 部 役 員

（名称及び役割）

第6条 本会に次の執行部役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
書記	2名
会計	2名
監事	2名

1. 会長は本会を代表し、会務全般を統括し、委員長会議及び執行委員会を招集し、その議長となり必要に応じこの席上業務報告を行う。会長は又生活委員会の委員長を兼任する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時にはこれを代行する。
副会長は又行事委員会及びクラブ委員会の委員長を兼任する。
3. 書記は、記録・通信・連絡の事務にあたりとともに運営資料の整備・保存をはかり、会長の指示の下、各種会議の議事録を作成する。
4. 会計は本会の経理事務を行うとともに、財産の管理及び顧問教員の指導の下、金銭出納、予算・決算の報告書を作成する。

5. 幹事は必要に応じて本会の経理状況及び運営状況を監査し会長及び学校長にこれを報告する。

(執行部役員の任期)

第7条 執行部役員の任期は原則として1年とし毎年5月1日から翌年4月末とする。ただし、2年生の執行部役員の任期は2月末をもって終わるものとする。

第3章 クラス委員長

(クラス委員長の選出)

第8条 本会はクラス委員長を毎年選出する。クラス委員長は各クラスごとに選挙、指名いずれかの方法により正、副の2名を選出する。

但し、執行部役員に選出された場合はこの限りはない。

(クラス委員長の役割、業務)

第9条 クラス委員長は次の業務を行う。

1. 執行部役員の互選。
2. クラス委員長会議に参加し、ホームルーム協議事項を会議に提出し又、委員長会議の協議事項をホームルームに報告する。

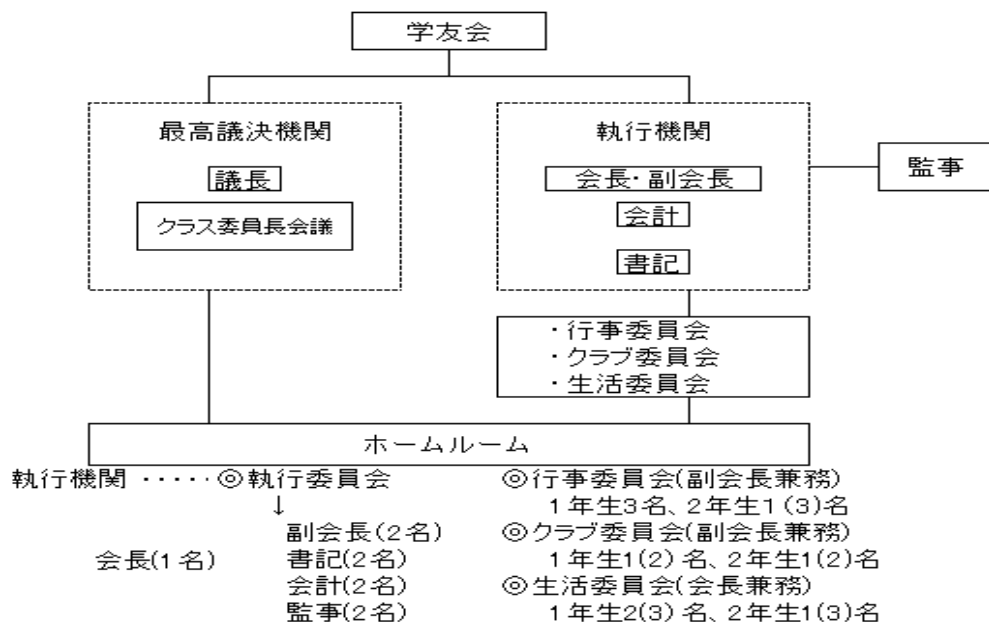
(クラス委員長の任期)

第10条 クラス委員長の任期は原則として1年とし、毎年5月1日から翌年4月末日までとする。ただし、2年生のクラス委員長の任期は、2月末日をもって終わりとする。

第4章 組織及び各種会議

(図 示)

第11条 本会の組織及び運営上の各種会議を以下に図示す



第12条

クラス委員長会議は本会の最高の議決機関であり、会員を代表するクラス委員長をもって構成される。

2. クラス委員長会議は原則として毎月1回開催し、クラス委員長全員の2/3以上の出席をもって構成される。

3. 議決は出席者の過半数の同意を要する。ただし、賛否同数の場合議長がこれを決定する。

4. クラス委員長会議付帯事項

- (1) 学友会の運営方針の決定。
- (2) 学友会の予算及び決算に関する事項。(クラブ、行事を含む)
- (3) 学友会の規約の改正に関する事項。

(執行委員会)

- 第 13 条
1. 執行委員会は委員長会議に次ぐ議決機関で最高の執行機関である。
 2. 執行委員会のメンバーは会長、副会長、会計、書記、監事とする。
 3. 執行委員会の開催は随時とする。

第 5 章 そ の 他

(経費)

- 第 14 条
- 本会の経費は学校助成金によって支弁される。会計は各委員会より提出された予算書を委員長会議において討議、決定する。ただし、クラブ予算が割り当て額より超過の場合そのクラブの負担とする。

(学校長への報告義務)

- 第 15 条
- クラス委員長会議は会計報告または決議事項を学校長に報告し承認を得る。

(顧問)

- 第 16 条
- 学友会の顧問は南海福祉看護専門学校の専任講師とする。

(規約の改正)

- 第 17 条
- 本会の規約の改正はクラス委員長会議の決議をもって行う。
2. 規約の改正の効力は決議の日の一週間後からとする。

(付則)

1. この規約は、2021 年 4 月 1 日より実施する。

1. この規約は、2022 年 4 月 1 日より実施する。

I. 教育課程の考え方

看護はあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和等を行い、生涯を通して最期までその人らしく生を全うできるように援助を行うことを目的としている。わが国では、医療の高度化、保健・医療・福祉の充実などにより平均寿命が延伸した一方で、出生数は減少し、少子高齢化が進展している。そして、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、さらに高齢化が進み、世界に例の無い超高齢多死社会を迎えることとなる。このような状況をふまえ、医療は、高度急性期から慢性期までの病床の機能分化や在宅医療を推進し、介護との連携や多職種協働を強化し、「病院完結型」から「地域完結型」へと変遷している。それに伴い、看取りの場は、治療の場である医療施設から生活の場である介護施設や在宅へと変化している。少子高齢化の急速な進行や疾病構造・社会環境の変化の中で、看護へのニーズは増大し、時代や社会の変化に伴い、看護基礎教育のあり方に変化が求められている。

本校は、少子超高齢社会において地域住民の健康生活に貢献できる看護師養成をめざしている。生命の尊重と個人の尊厳を基盤とし、人の心を理解し、受け入れ、共に生きようとする看護を実現するために、専門的知識・技術を備え、科学的根拠に基づく看護実践ができる人材の育成を教育目標としている。また、看護基礎教育の大学化が進む中、本学は、職業教育としての位置づけである専門学校教育の特性を生かし、新たに求められる実践能力に対応したカリキュラムを構築し、地域で活躍できる看護師の養成を目的としている。

1. 現代の看護を巡る環境

- 1) 現代は少子超高齢社会に突入し、平均寿命が延伸する中で、高齢者の健康障害、寝たきり、認知症など生活支援を要する在宅療養者の増加が見込まれる。一方、高齢者の独居世帯や夫婦のみの世帯の増加、3世代世帯の減少から家族の介護力の低下が予測される。入院期間の短縮化、在宅医療への移行推進において、高齢者のQOL向上を目指して、セルフケア推進による健康寿命延伸、在宅医療の推進による在宅看護の充実、終末期看護等さまざまな健康問題に対応する看護師の能力が問われている。本校は、大阪府南部高石市に位置しており、平成26年度の本市の高齢化率は25.4%で毎年0.5%程度の増加率を示している。今後も高齢化は促進される状況にあり、健康生活支援と看護が求められている。
- 2) わが国の医療対策として、医療計画は多様化、高度化する国民の医療需要に対応して、地域の体系的な医療提供体制の整備を推進しており、5疾患〔①がん、②脳卒中、③急性心筋梗塞、④糖尿病、⑤精神疾患〕、5事業〔①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療、⑤小児医療（小児救急医療を含む）〕及び在宅医療に係る医療連携体制及び住民への情報提供推進策が制定された。これらの内容に関する看護の知識・技術の修得が求められる。2025年に向けて医療・介護が一体的に整備されていく中で、地域包括システムの構築と医療提供体制の改定を推進している。医療機関の機能分化・強化と在宅医療の充実を図り、特に在宅医療に関連する看護の知識・技術の修得が求められる。
- 3) 近年の国際交流化に国内外の感染症や災害、環境問題等が予測され、感染防御や国際看護、災害看護の知識・技術が求められる。
- 4) 人々の人権意識の向上において、生命の尊重、個人の尊厳を基盤とする倫理的対応、科学的根拠に基づく安全な看護の実践のために、人間に対する深い洞察と理解に基づくケアリングの実践、専門的知識・技術を備えた専門職看護師としての人材が求められる。人間の生活、よりよく生きるための生活の質について理解し、人々の健康生活支援に必要な社会保障のしくみや多職種による協働・連携の知識・技術が求められる。

2. 現代の看護に求められる能力

- 1) 超高齢社会を迎えて、自律的、自立的存在としての高齢者の総合機能の維持・促進を図り健康寿命の延伸など健

康生活支援の取り組み、骨・関節疾患、生活習慣病などの慢性疾患等に対する在宅療養者と家族の看護、寝たきりや認知症などの発症予防や対象者および家族に対する教育的支援、終末期看護の患者、家族に対する適切なケアの実施

- 2) 現代の国民の健康問題として対応が求められている、がん看護、精神看護、慢性疾患看護、認知症看護、救急医療、小児医療、周産期医療に対する看護、母性看護（思春期から更年期）、地域看護、リハビリテーションに関する看護等の実施
 - 3) 個人の尊厳の尊重、人権意識の向上等に対する人間の総合的な理解、倫理的対応、看護師の人間性の涵養
 - 4) 生命の安全、安楽（安寧）の確保のために的確な看護技術の適用や安全管理能力、ケアリング
 - 5) 対象者との信頼関係形成に求められる専門的コミュニケーション能力、カウンセリング的対応
 - 6) 人々の生活の質の向上に向けて人間の生活の理解と科学的思考に基づく健康生活支援
 - 7) 成長発達段階に応じた心身の健康状態に対する看護
 - 8) 災害、感染症、環境問題など国内外の特殊な状況への看護、グローバル思考、チャレンジ精神、自律性、創造性、英会話力
 - 9) チーム医療により各職種の機能と役割を統合して、対象者に最善のケアを行うための連携、調整、協働、リーダーシップ、マネジメント能力
 - 10) 看護の責務を自覚し、人々の健康生活支援のために保健医療と看護、福祉の問題に関心をもち、能動的に探究する姿勢の涵養
3. 厚生労働省より「看護師教育の基本的考え方」（看護師等養成所の運営に関する指導要綱について）として現代の看護基礎教育の基本方針として下記の内容が挙げられている。
- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。
 - 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。
 - 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。
 - 4) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
 - 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。
 - 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。

今後の社会情勢の変動を見据えて、これからの看護実践能力に求められる基礎的内容を抽出し、看護基礎教育におけるカリキュラムを編成する。

学校教育理念

「人間（ひと）を大切に」の精神を基盤として、教えるものと学ぶものが相互作用を生み出し自己実現する教育環境の中で、すべての教育活動を実践し、学生一人ひとりが豊かな人間性を醸成しつつ高い専門性と的確な対応能力を培い、保健・医療・福祉の各分野の充実に貢献し得る有能な人材として成長していくことを目的としている。

【看護学科】

教育理念

人には、誰でもその人でなければならない優れた個性がある。本校は、「人間（ひと）を大切に」の精神の基、その一人ひとりがもつ個性を育みながら、グローバルで柔軟な思考と深い専門性をもって、人々の健康生活を支援できる看護師の育成をめざしている。看護は、人の心を理解し、受け入れ、共に生きていこうとする「人に寄り添う姿勢」が大切である。さらに、人間に対する深い洞察と理解、科学性に基づく確かな技術をもって、その人の尊厳、生命の安全を守る責務が求められる。看護の知識と技術を修得し、ヒューマンケアの基本的な能力をもって地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる専門職業人としての看護師を育成する。

教育目的

本校は、個性の伸展をめざしつつ、看護専門職業人として、社会情勢の変動を鑑み、主体性と広い視野をもって、地域住民の健康と福祉に貢献できる看護の実践者を育成する。

1. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

人との関係を作りながら、自分の思う看護師像に向かい、学習をやり遂げる人づくり。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え方）

対象である人に関心を寄せ、看護の知識・技術の修得をし続けられる看護師の育成を目指す。学生個々の意思を大切にし、様々な人々との体験を通して実践力を身につけることができるように編成。

3. ディプロマ・ポリシー

①対象を尊重し、科学的根拠を持ち看護を実践できる力

②心身の状態をセルフマネジメントし、看護師として成長し続ける力

教育目標

1. 人間の尊厳と倫理に基づき、対象との信頼関係をもとに看護を実践できる能力を養う。
2. 人間を全人的に理解し、健康状態に応じ、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
3. あらゆる看護の場において、地域の人々の健康生活を支援できる基礎的能力を養う。
4. 保健・医療・福祉システムにおけるチーム医療の概念に基づき、他職種と連携、調整、協働して看護の役割を果たす基礎的能力を養う。
5. 社会の動向に関心をもちグローバルに思考し、看護の役割と機能の自覚のもとに、自律的、創造的に活動できる姿勢を身につける。
6. 看護師としての責務を自覚し、専門職業人として研鑽を積む態度を身につける。

卒業時の到達目標

1. 人間に対する深い洞察とヒューマンケアの基本的な能力をもち、対象者との信頼関係をもとに看護を実践することができる。
2. 対象者の健康状態に応じ、科学的根拠のもとに看護を計画的に実践することができる。
3. 健康状態とその変化に対処する方法が述べられ、QOL 向上に向けた支援ができる。
4. 保健・医療・福祉チームにおける連携、調整の必要性が述べられ、他職種との協働ができる。
5. 社会情勢の変動による医療、看護の変化に関心をもち、看護師として自律的、創造的に活動する姿勢がみられる。
6. 看護師の責務を自覚し専門職業人として研鑽を積み、自己成長に努める姿勢がみられる。

Ⅱ. 各分野の考え方

1. 基礎分野

看護は人々の健康生活支援を目的としており、質の高い看護とは、対象者の生活現象を健康面から分析し、問題を判断し対処する科学的根拠に基づく看護実践をいう。看護学はこれらの科学的思考や論理的思考及び看護実践における看護の本質の追究を普遍的要素として構造化されており、自然科学、人文科学、社会科学等の多領域の学問を包含している。各要素の本質について基礎分野で看護学の基盤として学び、専門基礎分野、専門分野、統合分野の思考の礎とするとともに、学修の進行に応じて基礎分野の理解の深化を図り、看護師としての総合的な人格の陶冶をねらいとしている。

これらの学問の基盤に基づく専門看護師には、学校教育法における高等教育の原点としての主体的、自発的学習の重要性を基本とする自律性を促すとともに、看護師という職業的特性から対象者の生命の安全と倫理を貫く精神、発展する医療や看護について常に情報を把握し、継続学習による能力の維持・開発に努める姿勢、対象者や他の医療関係者との関係形成により、他者と連携、協働する姿勢、社会における人々の健康生活に参画する姿勢などの人間的成長や専門職業人としての責務を自覚する態度形成が求められる。

看護師養成所（3年課程）に入学する学生の多くは青年期にあり、アイデンティティ確立途上にある。入学後は、一人の人間として自己に、看護師という職業的特性を結像して、自己実現を模索している学生の状況を理解しながら、看護師を志向する個人としての成長を見守る必要がある。

また近年の若者は、IT化社会やゆとり教育の影響を受けて、学力低下、感覚的、刹那的生活スタイル、自己中心的で他者との交流関係の狭小化の傾向等がみられ、看護学で必要とする思考力、説明力、自己理解や他者理解に困難を感じることも予測される。しかし、基礎分野の学修の深さが、その後の看護師としての人間的成長や看護実践能力の質の高さに影響すると思われるので、教育内容や教授活動の充実に努力する必要がある。

基礎分野として14単位（315時間）を設定し、1年次には情報化社会の中で看護に活用できる基礎を学び、情報を客観的に捉え、人間の本質を理解するための能力を養うために「表現法Ⅰ」「表現法Ⅱ」「研究の基礎」「心理学」「教育学」「人間関係論」「臨床英語」「情報科学」の9単位、2年次には人間・人間の生活について多面的に理解するために「論理的思考」「倫理学」「社会学」「家族関係論」「臨床英会話」5単位を設定する。

1) 科学的思考の基盤

看護学の普遍的要素である科学的思考や論理的思考の基盤となる科目として4科目を設定する。これらの科目では、各学問の概念について理解し、様々な現象を理論的根拠のもとに追究することやそのための文献の読解力、また、追究の過程を論理的に説明することの意義と活用について学ぶ。そのベースに必要不可欠な人間としてのコミュニケーション力を高めるために「読む力・書く力」「話す力・聴く力」の強化を図り、看護学の思考の基盤形成や主体的学習態度の涵養をねらいとする。

(1) 情報科学

情報の意味や収集の方法、分析方法を学び、医療・看護における情報の活用や記録の方法、安全管理、倫理的配慮等について学ぶために2単位（45時間）を1年次前期に設定する。

(2) 論理的思考

現象を論理的根拠に基づいて判断し、その過程を論理にそって説明できる能力を養い、看護実践の問題解決的取組の基盤として専門分野に活用するために1単位（15時間）を2年次前期に設定する。

(3) 表現法Ⅰ

正しく、適切な日本語について考え、練習し、使いこなせるようにすることをめざす。この日本語表現力（読む力・書く力）の向上は、看護に必要な論理的思考能力や問題解決能力の基盤となる。1単位（15時間）を1年次前期に設定する。

(4) 研究の基礎

看護の専門家として実践していくには、研究能力が必要になってくる。ある特定の物事において、人間の知識を集めて考

察し、実験、観察、調査などを通じて調べ、その事象を深く追求していく過程について理解し、看護学に活かすことができるために1単位（30時間）1年次前期に設定する。

2) 人間と生活・社会の理解

看護学の中心となる「人間」について本質的、多面的に理解することは、看護実践能力や看護師としての人間的成長に大きく関係する。また、看護は、対象者や関連職者との人間関係を基盤として発展するため、様々な状況にある対象者の理解と関係形成に必要な能力の獲得が求められる。様々な発達段階にある対象者と関係性をもつことは、現代の学生は苦手な傾向にあることを考慮して進める。また、看護は地域社会に存在する人々の健康生活の支援を目的としているため、社会的存在としての人間および人間の生活について本質的に理解し、専門基礎、専門分野の学修へつなげる。

(1) 倫理学

看護学の神髄である人間の尊厳について、倫理理論や生命倫理の基礎的知識を学ぶために1単位（30時間）を2年次前期に設定する。

(2) 心理学

人間の様々な心理、心と行動の関係、生涯発達心理等の基礎的知識を学び、看護における対象者の理解や専門基礎分野のカウンセリング理論につなげるために1単位（30時間）を1年次前期に設定する。

(3) 教育学

人間が人間らしく成長するための教育の意義、学習と成長、環境の影響等、人間と教育の本質及び学習指導方法の基礎的知識を学修し、専門分野の対象理解や学習支援につなげるために1単位（15時間）を1年次前期に設定する。

(4) 社会学

社会の中で物事を多角的、批判的に見る社会学的な見方を学び、社会的現象を判断する意義や基礎的理論を学び、広い視野をもって専門基礎分野、専門分野につなげるために1単位（30時間）を2年次前期に設定する。

(5) 家族関係論

現代社会の家族の動向、家族の発達段階と課題、家族の文化等について基礎的理論を学び、専門基礎分野、専門分野につなげるために1単位（15時間）を2年次前期に設定する。

(6) 表現法Ⅱ

自己を表現する方法の中で、体の動き、歌う等によって感情、場面を表現するコミュニケーションの手段を理解する。又、創造性を養い看護に活かすことができるために1単位（30時間）を1年次前期に設定する。

(7) 人間関係論

自然環境の中で非日常の生活体験を通し、“生きる”ことについて考える。又、学生間の交流の中で主体性・創造性・協調性を養い、協働できる力をつけることができるため1単位（15時間）を1年次前期に設定する。

(8) 臨床英語

外国の医療・看護に関する文献をととして、診療記録に用いられる英語、身体構造の名称、臨床でよく使われる英語を学び、グローバルに思考する姿勢及び看護の国際化に対応する能力やチャレンジ精神を養う礎として1単位（15時間）を1年次後期に設定する。

(9) 臨床英会話

外国の医療・看護に関する文献をととして、臨床場面における英会話の能力の向上を図る。海外の臨床看護の実際をイメージし、英語によるコミュニケーションに慣れ、会話の実践力を高めるために1単位（30時間）を2年次前期に設定する。

2. 専門基礎分野

専門基礎分野の学修内容は、科学的看護実践における判断力や対処方法の理論的根拠となる知識群として重要であり、基礎分野の教育内容と有機的に関連をもたせながら進める。1 年次には 2 年次設定の科目を除く「16 科目」16 単位を設定する。2 年次には「疾病治療論Ⅴ」「リハビリテーション論」「カウンセリング理論」「公衆衛生学」「社会福祉論」「関係法規」各 1 単位で合計 6 単位を設定する。

1) 人体の構造と機能

人体の生命現象のメカニズムを理解するために、解剖学によって人体の形態と構造、生理学によって各構造の役割と機能を学び、看護における「生活体としての人間の理解」につなげる。

(1) 生化学

生命維持のため、細胞一つ一つの中で起きている多くの化学現象とその総合機能など生命現象の仕組みを理解するために 1 単位（15 時間）を 1 年次後期に設定し、「人体の構造と機能」につなげる。

(2) 微生物学

微生物、特に病原微生物の特徴と感染メカニズムについて学び、感染症の診断、治療、予防に必要な基礎的知識を修得するために 1 単位（15 時間）を 1 年次前期に設定する。「人体の構造と機能」における防御機構と関連づけながら進める。

(3) 人体の構造と機能

機能系統別に「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅴ」各 1 単位とし、5 単位（120 時間）を設定した。「人体の構造と機能Ⅰ」では、呼吸、血液、循環、内臓機能の調整について、「人体の構造と機能Ⅱ」では、栄養の消化と吸収について、「人体の構造と機能Ⅲ」では、体液の調整と尿の生成・生殖器系について、「人体の構造と機能Ⅳ」では、骨格と皮膚機能について、「人体の構造と機能Ⅴ」では、脳・脊髄、感覚器系について学修する。これらの知識を土台として、後続する人体の病理的状态や治療を理解するために、学修時期は 1 年通年に設定する。

2) 疾病の成り立ちと回復の促進

(1) 病理学

人体の病理的状态について主な病変の特徴を学び、各疾患の病態の理解につなげる。1 単位（30 時間）を 1 年次後期に設定し、「人体の構造と機能」で学修した生理的状态と対比させながら、学習が促進されるよう「人体の構造と機能」が進行したところで設定する。

(2) 栄養学

人間が生命現象を維持するために、摂取した栄養素が生体の細胞レベルで利用できるまでの分解、合成過程である代謝のしくみ及び生命体を維持するための栄養学の基礎について学ぶために、1 単位（15 時間）を専門基礎分野「生化学」を先行させ、1 年次後期に設定する。

(3) 薬理学

薬物が生体に及ぼす生化学的、生理学的薬理作用、特に人体の病理的状态に対する薬物の治療的応用について理解し、専門分野に活用するために 1 単位（30 時間）を 1 年次後期に設定する。

(4) 臨床検査学

科学的根拠に基づいたアセスメントを実施するうえで不可欠な手段である臨床検査の意義や内容を学修し、専門分野に活用するために 1 単位（15 時間）を 1 年次後期に設定する。

(5) 疾病治療論

機能系統別に各疾患の原因、病態、症状、治療について理解するために「疾病治療論Ⅰ～Ⅴ」を各 1 単位 15 時間～30 時間で 5 単位（150 時間）を設定した。各科目の内容は、「疾病治療論Ⅰ」は呼吸器系、血液・造血器系、

運動器系、「疾病治療論Ⅱ」は循環器系、泌尿器系、「疾病治療論Ⅲ」は消化器系、内分泌・代謝系、アレルギー・膠原病・感染症系、「疾病治療論Ⅳ」は脳・神経系、感覚器系、「疾病治療論Ⅴ」は小児、母性、女性生殖器系を設定した。科目間の重複内容を避け、主な疾患について、1 年次後期及び 2 年前期に設定する。

3) 健康支援と社会保障制度

地域社会で生活するあらゆる発達段階にある人々の健康生活維持・増進のための支援と、保健の動向や健康的で安全な生活を支えるための国の保健活動や社会保障制度、社会資源について基礎的知識を修得し、専門分野における対象者の生活支援に活用する。又、「福祉」と「医療」の相関性が高まりつつある中、福祉分野、医療や地域保健分野など幅広い分野での学修が必要とされている。

(1) 人間工学

医療・看護分野における機械・器具、空間との安全性、快適性、効率性を考慮した人間工学を学ぶために、1 単位（15 時間）を 1 年次前期に設定し、専門分野Ⅰ、基礎看護技術でのボディメカニクスを利用した身体の動かし方等につなげ、看護実践において幅広く活用する。

(2) リハビリテーション論

対象者の生活機能の回復の観点から重要であり、リハビリテーションの理念、障害の分類、医療システム等障害の理解と各機能系統別にリハビリテーションの方法について基礎的知識を学修し、専門分野に活用する。1 単位（15 時間）を 2 年次後期に設定し、既修の「疾病治療論」に関連させながら学修の促進を図る。

(3) カウンセリング理論

カウンセリング理論やカウンセリング技法について基礎的知識を修得し、看護実践において対象者が自己の健康問題に主体的に取り組み、行動変容につながる教育的支援に活用するために 1 単位（15 時間）を 2 年次後期に設定する。

(4) 公衆衛生学

疾病を予防し、地域社会の人々の健康生活を維持・増進させていくための科学的手法を理解し、個人・家族・地域・国レベルでの健康支援のあり方を学ぶために、1 単位（30 時間）を 2 年次前期に設定する。「微生物学」や「疾病治療論」等の既習の知識を統合して理解の促進を図る。

(5) 社会福祉論

あらゆる発達段階における国民の最低生活を支える社会保障の概念と法制度、及び障害者や要介護高齢者等社会的援護を要する人たちの自立に向けて支援する社会福祉施策又、地域における関係機関との連携・調整の必要性について学ぶ。学校が所在する高石市の福祉行政の実際を学び、地域包括ケアシステムにおいて、社会資源の活用等を含めた生活支援に活用するために、1 単位（30 時間）を 2 年次の前期に設定する。基礎分野科目「社会学」「家族関係論」等との科目間の統合を図りながら学修を進める。

(6) 関係法規

看護職者は人間の生命の安全や尊厳に直接関与する職務であり、法律下に看護業務は規定されている。正しく遂行するために、法律の概念や看護関係法令、保健衛生法や福祉法を深く理解して看護実践することが責務として求められており、1 単位(30 時間)を 2 年次後期に設定する。特に専門分野における臨地実習において対象者とのかわりを通して知識と実践の統合を図る。

3. 専門分野

専門分野は、看護の実践能力を養うための科目を設定する。対象者の尊厳のもとに、健康生活支援を実践するために必要な基礎的知識、技術の修得を目的とする。構造的には、基礎分野、専門基礎分野の学修を基盤として、その上に専門分

野が編成される。学習過程においては、基礎分野、専門基礎分野との有機的な統合・深化を図りながら理論的根拠に基づく看護実践能力の修得に努めたい。専門分野は、看護学の基礎分野と並行させながら1年次前期の初めから2年次前期にかけて科目の特性に合わせて設定する。

専門分野の基礎看護学は、講義実技演習 11 単位（315 時間）と臨地実習 4 単位(140 時間)で編成している。学生は看護学については初学者であることから、看護の本質や看護の機能、役割について興味・関心を促進する配慮が必要である。また、専門職看護師という職業の特性を理解し、将来の自己への期待感をもって主体的に学修する姿勢を育みたい。

1) 専門分野（基礎看護学）

（1）看護学概論

看護の本質、看護の対象としての人間理解、生活の要素と健康のかかわり、看護の倫理について学ぶ。そして看護の対象である人間が、身体的・精神的・社会的な側面をもっていることについて理論をとおして学び、看護とは何か、人間とは何かを学ぶ。1 単位（30 時間）を1年次前期に設定する。

（2）看護研究Ⅰ

看護の研究の基礎を理解し、知識探求の方法を学ぶ分野である。看護職の生涯教育を念頭におき、最新の知識と技術を自ら探求し、既習の研究の基礎を応用し、看護研究の基礎について理解する。1 単位（15 時間）を2年次前期に設定する。

（3）看護技術論

看護技術の特徴・範囲・必要な要素を理解するとともに、医療におけるコミュニケーション、感染予防について学び、看護技術の学修の基礎とする。1 単位（30 時間）を1年次前期に設定する。

（4）日常生活援助技術Ⅰ

日常生活を整える援助として、環境整備、活動と休息について関連する知識、技術を修得する。看護における姿勢と体位、移動については、人間工学的に学び、この知識、技術を活用して安全、安楽について学修する。1 単位（30 時間）を1年次前期に設定する。

（5）日常生活援助技術Ⅱ

対象者の自立の促進を目的に、日常生活を整える技術として、清潔、衣生活、食事、排泄について、関連する知識と援助技術を修得する。1 単位(30 時間)を1年次前期に設定する。

（6）日常生活援助技術Ⅲ

日常生活を整える技術として、清潔、衣生活の必要性和援助技術を修得する。1 単位(30 時間)を1年次後期に付けて設定する。

（7）ヘルスアセスメント技術

対象者の生活機能について判断し、援助を計画的にすすめるための根拠となる情報を得るために、「人体の構造と機能」の基本的知識に基づいて、身体の機能状態の観察（診査）の技術、看護におけるヘルスアセスメントの基礎について学ぶ。1 単位(30 時間)を1年次後期に設定する。

（8）診療補助技術

診察を受ける対象者の安全と苦痛の緩和を目的として、与薬、診察、検査、処置について関連する知識と援助技術を修得する。1 単位（30 時間）を1年次後期に設定する。

（9）臨床看護総論

多様な健康上のニーズを持つあらゆる発達段階の人々に、基礎的な知識・技術をどのように統合しながら実践するかについて理解する。治療・処置・検査・医療機器の使用などを織り込み、1 単位（30 時間）を1年次後期に設定する。

（10）看護過程展開技術Ⅰ

対象者の健康問題を科学的根拠に基づいて判断し、解決するために看護における問題解決法について学ぶ。これらは、

あらゆる看護実践の場面で活用するための基礎的技術へとつながっていく。1 単位（30 時間）を 1 年次後期に設定する。

(11) 看護過程展開技術Ⅱ

看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標に基づき、看護を計画的に実践する能力における「アセスメント」「計画」「実施」「評価」を事例をととして学び、専門分野につなげ、臨地実習では看護を計画的に実施する能力として活用していける内容である。1 年次の後期、看護過程展開論Ⅰが終了した時点で 1 単位（30 時間）を設定する。

2) 臨地実習

基礎看護学実習は、看護実践の基礎的理解として医療施設における患者の生活状況および看護師の活動について概要を知り、さらに看護過程展開の基礎を学び、専門分野の土台として 4 単位（140 時間）を設定する。

(1) 基礎看護学実習Ⅰ

看護の初学者として医療機関の概要、患者の生活状況及び看護師の活動を見学し、また看護活動への参加体験や患者とのコミュニケーション、医療従事者とのかかわりをととして看護専門職として基本的な役割や態度、職業に対する姿勢について学修する。又、観察能力・フィジカルアセスメントを実践できる。2 単位（60 時間）を 1 年次後期に設定する。

(2) 基礎看護学実習Ⅱ

受け持ち患者に対して看護過程展開技術を適用し、看護上の問題解決方法と科学的看護実践の意義について学ぶ。2 単位（80 時間）を 2 年次前期に設定する。

4. 専門分野（成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、地域・在宅看護論）

基礎看護学の学修をふまえた教育内容として、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学・地域・在宅看護論の 6 領域について講義、演習等 28 単位（750 時間）を設定し、臨地実習として 17 単位（600 時間）を設定した。

各看護学は、「概論」と「方法論」で構成し、「概論」では、各看護学の対象者の特性および健康ニーズと看護の特徴について理解し、「方法論」では各看護学の対象者の健康ニーズに応じた援助の方法について学修する。

「臨地実習」は、各看護学において受け持ち患者をととして既修の知識、技術を活用して看護過程を展開し、看護実践方法について学修する。

1) 成人看護学

ライフサイクルにおける成人期は人生の中で最も長く、各人にとって重要な時期である。近年の医療情勢下では、生活習慣病やがん対策、心の健康、救急医療等に対する医療のあり方や予防活動が重視されている。これらの健康ニーズに対して、成人自らが主体的に取り組めるために、医療者による教育的支援が求められる。ライフサイクルにおける成人期の特徴や発達課題を理解し、さまざまな健康段階にある対象と家族に対する看護の必要性和方法について学ぶ。

(1) 成人看護学概論

ライフサイクルにおいて重要な時期にある対象の特性を理解し、健康段階に応じた看護の役割と方法について学修する。成人看護学を深く理解し実践するために関連理論を学修し、適用の仕方を学ぶ。1 単位(30 時間)を 1 年次前期に設定する。

(2) 成人看護学方法論Ⅰ

「急性期にある看護（クリティカルケア含む）」について、急性期にある患者の身体的・精神的・社会的特徴を理解し、患者の生命維持、悪化防止、苦痛の緩和、合併症予防、日常生活援助、家族支援等の看護方法について学ぶ。さらに、代表的な疾患や機能障害を通して急性期患者に対する看護について具体的に学ぶ。また、クリティカルケアを必

要とする生命の危機状態にある患者に対して、生命を維持するためのモニタリングやアセスメント技術、重要臓器の維持等救命治療に伴う看護の基礎的知識・技術と対象者と家族の生活の質を維持するための援助の必要性について学ぶ。1単位（30時間）を2年次前期に設定する。

（3）成人看護学方法論Ⅱ

「慢性期患者の看護」について、疾病がライフサイクルに及ぼす影響について身体的・精神的・社会的に理解し、患者のQOL、セルフケアの支援、行動変容を促す支援等患者とともに歩む援助のあり方について学ぶ。また、代表的な慢性疾患への看護援助について具体的に学ぶ。1単位(30時間)を2年次前期に設定する。

（4）成人看護学方法論Ⅲ

成人期にある人の「健康増進と看護」について、健康の概念に基づき、成人期の保健・医療・福祉における動向と課題を理解し、ヘルスプロモーションへの取り組み、対象者と家族の健康に関する教育的支援について学修する。1単位（30時間）を2年次前期に設定する。

（5）成人看護学方法論Ⅳ

「終末期患者の看護」について、人生の終末期にある患者（その人）の全人的理解と家族の悲嘆を通して、心身の安楽、QOLの向上、希望を支えるケア、グリーフケア等看護の基礎的理論を学び、実際に起こりやすい患者や家族の状況に応じた援助の方法について具体的に学ぶ。1単位（30時間）を2年次後期に設定する。

（6）成人看護学方法論Ⅴ

急性期・慢性期の患者の事例に基づいた看護過程展開の実際を学ぶ。1単位（30時間）を2年次後期に設定する。

2）老年看護学

老年期はライフサイクルの最終段階にあり、エリクソンによれば人生の統合の時期にある。我が国の超高齢社会の現状は、後期高齢者人口の増加や独居高齢者の増加、認知症や要介護者の増加、人々や家族の価値観や家族形態の変化による介護力の低下など問題が深刻化する現状にある。国は社会保障対策として、高齢者が地域でその人らしく生活し、人生を終えることができることをめざしている。

看護においては高齢者の加齢現象に対して保護、支援的にかかわることのみを課題とするのではなく、高齢者の自立心を尊重して可能な限り健康寿命を延伸し、QOLの向上をめざしたかかわりを基本姿勢とした援助の方法を学ぶ。

（1）老年看護学概論

高齢者の身体的・精神的・社会的特徴と健康ニーズ、高齢者を取り巻く社会現象と保健・福祉対策について理解し、自律的、自立的存在としての高齢者のQOLに着目した看護の基本姿勢及び福祉政策を活用しながら生活を維持する方法について学ぶ。1単位(30時間)を1年次前期に設定する。

（2）老年看護学方法論Ⅰ

「高齢者の総合機能と看護」について、高齢者の看護過程の特徴を理解し、健康ニーズを把握するための総合機能アセスメントの方法、健康段階に応じた看護の特徴、高齢者の生活の場に応じた看護の特徴について学ぶ。さらに、加齢に伴う諸機能の変化、個別性を理解し、より健康的な生活支援の方法について学修する。また、「健康障害と看護」について、老年期の代表的な疾患に対して、加齢変化による病態の特徴を理解し、地域での生活維持を考慮に入れ、また家族を含めた看護の方法について具体的に学ぶ。1単位(30時間)を2年次前期に設定する。

（3）老年看護学方法論Ⅱ

「症状・治療に対する看護」について、高齢者に特徴的な症状のメカニズムと看護及び治療の特徴と看護について理論的根拠と方法を学ぶ。さらに、高齢者の代表的な事故防止や救急医療の必要性について理解し、初期対応方法について学修する。1単位（30時間）を2年次後期に設定する。

(4) 老年看護学方法論Ⅲ

老年期看護に活用される看護理論について理解し、事例をととして活用方法を具体的に学修する。1 単位（15 時間）を 2 年次後期に設定する。

3) 小児看護学

近年の少子社会において、子どもの生命を守り、健やかな成長・発達を保証することは、医療をはじめとする社会全体の責務である。小児看護においては、子どもの健全な成長・発達の促進と疾病の予防は中心的な課題であり、家族を含めた看護活動が求められる。また、近年は虐待やいじめなど子どもを巡る社会問題や小児の救急医療や感染症なども対応を迫られている。これら現代の小児をめぐる成長・発達上の課題に対応できる看護の知識と技術を修得する。

(1) 小児看護学概論

小児看護の変遷を通して、現代の小児を巡る身体的・精神的・社会的問題について理解し、小児看護の課題について学ぶ。さらに、小児の成長・発達について理解し、家族を含めた健全な発達の支援について学修する。1 単位（30 時間）を 1 年次後期に設定する。

(2) 小児看護学方法論Ⅰ

「小児の健康障害と看護」について、病児と家族の理解、小児と家族のアセスメント、健康段階と看護、代表的な症状、検査、処置に対する看護、障害のある小児と家族の看護について、看護過程展開に必要な基礎的知識、技術を修得する。1 単位（30 時間）を 2 年次前期に設定する。

(3) 小児看護学方法論Ⅱ

「小児の健康障害と看護」について、代表的な疾患の病態、症状、治療に基づく看護の方法について学ぶ。1 単位（30 時間）を 2 年次前期に設定する。

(4) 小児看護学方法論Ⅲ

事例をととして看護過程の展開を具体的に学修する。1 単位（15 時間）を 2 年次前期に設定する。

4) 母性看護学

マタニティサイクルを含む女性のライフサイクル各期（思春期、成熟期、更年期）における健康の概念を理解し、各期の特徴に応じた健康支援の方法、社会保障について学ぶ。また、マタニティサイクルにおける健全な子どもを産み育てるための支援、ハイリスク状態にある母子への看護について基礎的知識、技術を修得する。

(1) 母性看護学概論

母性の概念及び特徴、母子保健について総合的に学ぶ。種族維持の視点から母性看護の対象をとらえ、母性看護の機能と役割について学修する。さらに、母性の一生（思春期、成熟期、更年期）を通じて健康の維持・増進及び健康上の諸問題について理解し、母性が心身共に健康な生活ができるよう保健上の援助について学修する。1 単位（30 時間）を 1 年次の後期に設定する。

(2) 母性看護学方法論Ⅰ

女性特有の健康障害の特徴を理解し看護について学ぶ。1 単位（15 時間）を 2 年次前期に設定する。

(3) 母性看護学方法論Ⅱ

「妊娠・分娩の理解と看護」について、健全な子どもを産み育てることを目指して妊婦・産婦及び家族の状況と関連させて総合的に理解し、看護に必要な基礎的知識、技術を修得する。

1 単位（30 時間）を 2 年次前期に設定する。

(4) 母性看護学方法論Ⅲ

「褥婦・新生児の看護」について、出産後の母体の順調な回復と新生児の健全な成長と母親の育児方法の修得を目指して、褥婦・新生児及び家族について総合的に理解し、看護の基礎的知識・技術を修得する。さらに新生児の生理

的特徴と適応過程を理解し、母子関係を家族の状況と関連させ、看護に必要な基礎的知識、技術を修得する。1 単位（30 時間）を 2 年次後期に設定する。

5) 精神看護学

近年、心の健康問題は覚せい剤、アルコール依存症、虐待、いじめ等、社会問題として一層深刻化し、精神保健の重要性が求められている。我が国の精神疾患による入院患者数は、国際的にも多く社会的入院が課題となっている。そのため、国の施策としても入院中の精神疾患患者が地域で生活するための取り組みに移行しつつある。精神看護学については、精神保健と社会的背景、精神障害のメカニズム、ライフサイクルや生活の場と精神保健について多面的に理解する。さらに、臨床の様々な状態における心の健康やリエゾン精神看護等について基礎的知識を修得し、精神障害者の倫理、社会保障、地域保健活動をふまえて援助の方法について学修する。

(1) 精神看護学概論

精神の構造と機能をとおして心の健康、不健康について理解し、精神保健の意義や現代の社会的課題について学修する。さらに精神障害者に対して倫理的判断、リスクマネジメントのもとに医療・看護が行われる重要性について理解し、看護の役割と機能について学修する。また、精神看護に用いる理論、モデルについて理解し、活用する方法を学ぶ。1 単位(30 時間)を 1 年次後期に設定する。

(2) 精神看護学方法論Ⅰ

「精神障害者の看護」について、代表的な精神疾患、検査、治療法について理解し、さらに主な症状に対する看護について学ぶ。1 単位（30 時間）を 2 年次前期に設定する。

(3) 精神看護学方法論Ⅱ

「地域精神保健活動と看護」について、精神障害者の地域における生活支援のために、地域精神保健活動の意義を理解し、さらに社会保障や法律等地域の支援システムについて学修し、精神障害者への活用について学修する。1 単位（15 時間）を 2 年次後期に設定する。

(4) 精神看護学方法論Ⅲ

「精神障害者の理解と看護の基本」について、患者を疾患、健康段階、生活状態等多面的に理解し、患者の日常生活の自立促進に向けて、アセスメント・コミュニケーション技法等看護援助の基本について基礎的知識・技術を修得する。1 単位（30 時間）を 2 年次後期に設定する。

6) 地域・在宅看護論

地域・在宅看護の基礎的知識・技術の専門的基盤と科学的基盤、看護師としての人間性の発達に基づいて学修した既修内容を、あらゆる発達段階や看護の場における対象の健康段階に対する看護の必要性に応じて基礎分野、専門基礎分野の学修内容を相互に関係させながら統合して実践する基礎的能力を修得する。

地域・在宅看護論は、地域で生活しているあらゆる発達段階、健康段階にある対象者とその家族の健康生活支援であり、保健・医療・福祉との有機的な連携を基盤として実践される。

特に超高齢社会における高齢者の Q O L に基づく在宅療養生活の支援、地域における健康支援について、看護独自の機能及び保健・医療・福祉関連職種との連携を重点的に学修するために、6 単位（150 時間）を設定する。

(1) 在宅看護概論

在宅看護の歴史的背景をとおして地域・在宅看護の本質を理解し、現代の地域における地域・在宅看護の対象者とその家族の特徴と尊厳及び看護の必要性和特徴、地域・在宅看護を支える制度と多職種との連携、地域における健康課題について学修する。1 単位（30 時間）を 1 年次後期に設定する。

(2) 在宅看護方法論Ⅰ

あらゆる発達段階における対象者の在宅看護に必要な専門的看護技術として、コミュニケーション技術、アセスメント能力、日常生活援助技術および診療補助技術について学修する。また、在宅療養者の主な症状、状態、ターミナルケア時の看護について学修する。2単位（45時間）を2年次前期に設定する。

（3）在宅看護方法論Ⅱ

小児期、成人期、老年期における代表的な事例を通して、知識・技術を統合し、訪問看護活動の実際について学修する。1単位（30時間）を2年次前期に設定する。

（4）地域看護Ⅰ

地域における健康問題と対策、保健・医療・福祉のコメディカルの連携について学修する。1単位（30時間）を2年次後期に設定する。

（5）地域看護Ⅱ

在宅療養中の人の看護過程展開を通して学ぶ。1単位（15時間）を2年次後期に設定する。

7）臨地実習

講義、演習・実技演習を通して学修した知識・技術を臨地実習において実際に対象者に適用し、評価、考察を繰り返すなかで、各専門領域別看護学の知識・技術の修得を深めるために、成人・老年看護学実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとして7単位（260時間）、老年看護学実習として1単位（40時間）、小児看護学実習として2単位（80時間）、母性看護学実習として2単位（80時間）、精神看護学実習2単位（90時間）、地域実習として1単位40時間、地域・在宅看護論実習2単位（80時間）を設定する。

（1）成人・老年看護学実習

① 成人・老年看護学実習Ⅰ

成人・老年看護学実習Ⅰは、健康障害を抱える対象の特徴を理解し、健康回復をめざした看護の実際を学ぶ。2単位（80時間）を2年次後期に設定する。

② 成人・老年看護学実習Ⅱ

成人・老年看護学実習Ⅱは、生涯に渡り疾病の自己管理を必要とする疾病の慢性期にある患者と家族を対象とする。患者の日常生活上の課題に対するセルフマネジメント支援について、2単位（90時間）を3年次通年にかけて設定する。

③ 成人・老年看護学実習Ⅲ

成人・老年看護学実習Ⅲは、生命危機状態または周手術期にある患者等生命徴候の変動状態にある患者と家族に対して、急性期から回復期へかけての看護について2単位（90時間）を3年次通年にかけて設定する。

④ 成人・老年看護学実習Ⅳ

看護チームの一員としての連携、夜間の患者の状態と看護業務の実際等をとおして看護実践能力の向上をめざす。

また、専門職業人としての看護の役割と責任を自覚し、自己の課題を明確にすることで、卒後、看護師としての自己の動機づけとする。1単位（60時間）を3年次通年に設定する。

（2）老年看護学実習

老年看護学実習は、在宅や医療施設以外の生活の場におけるさまざまな健康状態にある高齢者の介護予防、自立支援等生活機能に応じた日常生活の援助について、老人保健施設、特別養護老人ホームをとおして1単位（40時間）を2年次後期に設定する。

（3）地域実習

地域実習は、地域で生活をしている対象が、健康回復・疾病予防を行うためのサービスの実際について学ぶ。1単位（40時間）を1年後期に設定する。

(4) 地域・在宅看護論実習

訪問看護ステーションや施設をととして在宅療養者と家族の健康状態と生活状況について理解し、療養者の健康の維持・増進、悪化、合併症防止と援助、家族の支援について学修すると共に、在宅での療養を行いながら QOL 向上に向けた支援の実際を理解及び、地域包括支援システムの実際について学ぶ。2 単位（80 時間）を 3 年次通年に設定する。

(5) 小児看護学実習

小児看護学実習は、2 単位（80 時間）を 3 年次通年にかけて設定する。

小児看護学実習は、保育施設における健康な乳幼児の成長・発達段階の特徴及び課題達成状況について理解し、保育士による保育の実際をととして、乳幼児へのかかわり方を学修し、病児の看護に活用する。又、医療施設に入院している患児及び外来受診の患児をととして、病気の子どもと家族を理解する。発達段階の特徴と病態をふまえて、病児と家族を総合的に把握し、回復促進、生活習慣獲得の維持促進、保健指導の必要性等病児と家族に必要な看護について学修する。又、患児と家族の心理状態に配慮し、検査、処置を受ける患児の苦痛の緩和、治療環境整備の重要性を学修する。

子ども支援センターで、発達に障害のある幼児の療育について学び、又、特別支援学校の教育の場においての支援について理解し、在宅生活をする子どもと家族を理解する。

(6) 母性看護学実習

母性看護学実習 2 単位(80 時間)を 3 年次通年にかけて設定する。

母性看護学実習は、周産期にある母子の看護について、妊娠期は主として外来における妊婦健診、出産後の準備教育をととして学修し、分娩・産褥期は産婦の分娩経過、褥婦の産褥経過、新生児の観察とケアについてクリニック及び助産所で学修する。

更に、地域と密着した助産所での母子看護の役割と特徴を理解するため見学実習をする。又、子育て世代包括支援センターで実習を行い、地域全体で、子どもの育ち、親の育ちを支援するための活動の場に実際に参加し、親子とのコミュニケーションを通して、子育て支援のあり方について学ぶ。女性生殖器がんの人の地域支援の実際についての学修を行う

(7) 精神看護学実習

精神看護学実習は、精神に障害をもつ患者と関係性を築き、セルフケア促進への看護及び患者の社会復帰へ向けて、社会復帰の実際の取り組みについて学修するために、2 単位（90 時間）を 3 年次通年に設定する。

2) 看護の統合と実践

あらゆる看護場面において対象者のニーズに応じた看護実践が組織において実践できるために、看護管理・医療安全の知識をふまえて、既習の知識及び災害看護、国際看護の基礎知識を統合し、必要な看護を展開する能力を養う。さらに専門職業人として看護を迫及する姿勢を学ぶ。5 単位（150 時間）臨地実習 2 単位（90 時間）を設定する。この学習は、卒業時到達目標の達成度を確認すると同時に、卒業後に看護師として勤務することを想定した学びの場としての意味も含める。看護の場としては、病院内、災害時、外国における看護概念と方法を学修し、看護師の実践業務に必要な要素として、医療安全、組織と管理、チームワーク等看護活動の実際について学修する。

(1) 看護管理・医療安全

「看護管理」については、看護の対象者の一人ひとりのニーズに応じた看護（サービス）を提供するためには、人的資源、物的資源、財的資源が必要であり、資源の有効利用のためにはチーム医療における看護の組織を理解し、看護師として業務への参画のしかたについて学修する。

「医療安全」については、看護師の責務として学修した安全の概念をふまえて、医療事故防止の考え方を基礎的知識として、診療補助技術及び療養上の世話における医療事故の発生要因、事故防止の考え方、事故防止対策について具体的に学修し、安全な医療、看護提供のための看護実践能力を修得する。1 単位（30 時間）を 2 年次後期に学修する。

（2）災害看護学

災害看護学については、近年は地球温暖化に伴う気候変動等の影響もあり、災害の頻度や規模が拡大し、特に震災や風雨の被害が増大している。被災者に対しては、急性期のみならず、回復期、慢性期においても各期に特異的な問題に対して援助が求められる。また、災害時の救護活動について法的根拠をもって救護チームとして活動する方法や国際救援活動など、看護職に求められる災害看護の基礎的知識を修得する。1 単位（30 時間）を 2 年次後期に設定する。

（3）国際看護学

国際看護学については、現代は、国際交流の発展に伴って、グローバル化のなかで医療・看護を考える時代を迎えている。在日外国人を含めて、対象者の多様な文化的背景を理解して対応する国際看護学の考え方、異文化の医療の現場を学修する。1 単位（30 時間）を 3 年次後期に設定する。

（4）看護の統合と専門職種連携

対象者の状態に対して既習の知識を活用して、発達段階、健康段階、心理状況等から看護上の問題をアセスメントし、その場で必要な看護を判断、実践できる基礎的能力を養うために校内での臨床場面を設定するなど実際に近い状況で学修する。1 単位（60 時間）を 3 年次前期に設定する。又、OSCE の中で、介護福祉士を目指す学生と共に学修することで、高齢者の思いや特徴的行動についての理解を深める。

（5）看護研究Ⅱ

看護師として自己の看護実践能力の向上のために、日頃の看護実践をリフレクションやケーススタディをとおして理論的根拠をもって考察し、能力向上につなげるための方法を学修する。2 単位（60 時間）を 3 年次後期に設定する。更に、介護社会福祉科学学生との共同学習をすることで、高齢者施設における利用者の理解を深め、介護福祉士との協働の必要性について再認識する。

3) 臨地実習

基礎分野、専門基礎分野、専門分野で学修したあらゆる知識・技術を統合して、看護の場や対象者、家族の状況に合わせて適用し、看護実践能力を養うために、統合実習として 2 単位（90 時間）を設定する。

（1）統合実習

病院の看護管理下のもとに、あらゆる知識と技術を統合して複数患者の看護に適用し、看護チームの一員としての連携をとおして看護実践能力の向上をめざす。また、専門職業人としての看護の役割と責任を自覚し、自己の課題を明確にすることで、卒後、看護師としての自己の動機づけとする。2 単位（90 時間）を 3 年次後期に設定する。

Ⅲ。教科外授業の考え方

- 目的： 1. カリキュラムへの自主的参加及び、主体的な学びを行い、自己開発能力を養う。
2. 仲間との相互交流をとおして、相互的関係を築く。
3. 仲間と目標を共有し、個人の役割責任を学ぶ。
4. 専門職業人をめざす者としての幅広い視野をもち、主体性・創造性・協調性を養う。

5. 各学科の学生間での学修効果及び学生生活の向上を目指す。

授業科目名	情報科学	講師名	藤本 茜、教員
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	2 単位 45 時間
概要 社会生活における情報の意義を理解し、保健・医療・福祉における情報の活かし方、および対象者を中心とする個人情報の保護や情報倫理について学ぶ。さらに、エビデンスに基づく情報を作り出すために、研究によって新しい情報を生み出し発表する方法を学ぶ。そのなかで、誰もが等しく情報を共有できる情報化社会の重要性や看護活動において情報を効果的に活用するための方法についても学ぶ。			
目標 1. 「情報「情報社会」」に関する基礎的知識について理解する。 2. 保健・医療・看護の現場における情報の取り扱いについて理解する。 3. 病院情報システムについて理解する。 4. 情報を取り扱ううえでの倫理について理解する。 5. 情報収集・整理・発表の方法について理解する。			

内容

1. 情報とは何かを学ぶ

情報とは

情報の特性

情報の認知と意思決定

情報の伝達とコミュニケーション

2. 社会と情報

情報社会の成立と発展

情報通信技術とその活用

情報社会で求められるもの

3. 保健医療と情報

医療における情報

エビデンス情報に基づいた保健医療

ヘルスプロモーションと情報

4. 看護と情報

看護における情報

情報社会と情報

5. 医療における情報システム

医療における情報の記録

病院情報システムと記録の仕方

地域医療福祉のネットワークとシステム

6. 情報倫理と医療

9. コンピュータリテラシーとセキュリティ

コンピューターに関する基礎知識

インターネットに関する基礎知識と注意点

10. 既存の情報収集

文献検索

インターネット上で役立つ情報へのアクセス

データ検索と利用

11. 質問紙調査による情報収集

調査とそのプロセス

調査と計画・準備

12. ～14. Excel による統計解析

基本操作、データ入力、集計、検定、解析

15. ～18. 文字情報の整理

整理のポイント

レポートの書き方の基礎

ワープロソフトの使い方

19. ～20. プレゼンテーション資料の作成の方法

口頭発表とポスター発表

インターネットにおける発表とコミュニケーション

21. ～22. プレゼンテーション

情報倫理 情報の開示 7. 患者の権利と情報 患者の権利と自己決定への支援 診療情報の開示 8. 個人情報の保護 医療・看護における個人情報	
教科書 教科書 系統看護学講座 情報科学	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 実技試験（80 点）、課題レポート（20 点）

授業科目名	論理的思考	講師名	植田 純子
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 看護は対象の健康生活上の問題について専門的知識・技術を用いて問題解決的に実践し、これを関係者と共有する。 そのために看護師には、看護実践の経過や対象者に起こっている現象を理解し、他者に可視化できるように説明する能力が求められる。さらに、それを記述できる論理的思考能力が必要となる。			
目標 1. 論理および論理的、非論理的概念について理解する 2. 論理的思考の概念について理解する 3. 論理的思考の意義について説明、可視化の観点から理解する 4. 演繹、帰納、仮説形成の思考方法について理解する 5. 論理的思考に基づく説明ができる 6. 論理的思考訓練により能力を養う			
内容 1. introduction、各自一言発表 2. 日本人の言語表現		5～6. 論評・論文作成、提出 意見文を論評	

3. 3 分間スピーチ（双方向性重視） 自分のこだわりについて 4. 論評文に不適切な表現	7. 問題解決のプロセスを各グループで表現 問題解決文作成、提出
教科書 資料	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 課題レポート （100 点）

授業科目名	表現法Ⅰ	講師名	植田 純子
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 【スタディスキル編】 正しく、適切な日本語について考え、練習し、使いこなせるようにすることをめざす。この日本語表現力（読む力・書く力）の向上は、論理的思考能力・問題解決能力を磨くことにつながる。また、看護師になったときに必要とされる正確に情報や意見を交換する力の基盤となる。			
目標 1．文章構成能力を養う 2．適切な用語の選択と正確な語法を用いる能力を養う 3．合理的で適切な説明の手段を選択する能力を養う			
内容 1．会話と文章（1）会話と文章の区別の理解 （2）考えを文字化する訓練 2．文章の分類（1）目的によって異なる文章区分の理解 （2）読み手が期待する文章を書く訓練 3．事実と意見の区別（1）「事実」と「意見」の書き分け （2）「判断」と「客観性」についての理解		4．適切な語の選び方（1）曖昧さを避けた表現の習得 （2）感情表現を避ける技術の習得 5．読み手が理解しやすい文（1）正しく伝わる文の基本法則 （2）読み手を引きつけながらも展開する文章作法の習慣 6．句読点の打ち方（1）句読点の役割の理解 （2）読み誤りがないように句読点を利用する技術の習得 7．レポートの書き方（1）基本的な「型」の習得 8．筆記試験	
教科書 資料			
授業の形態・方法 講義、演習		評価方法 筆記試験（80 点）、課題レポート（20 点）	

授業科目名	研究の基礎	講師名	吉田 佳織 他
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 ある課題において、事象や人間の知識を集めて考察し、観察、調査などを通じて、その事象を深く追及していく過程を学ぶ。			
目標 1. 研究の意義を考える。 2. 研究の基礎となる思考方法や多面性を理解する。 3. 研究の方法や計画を学ぶ。 4. データのとり方・分析方法を理解する。			
内容 1. 研究とは 研究とは 学ぶ意義、歴史 2. リサーチクエストとは 3. 情報の探索と吟味 情報と科学的根拠 文献と種類 文献検索の方法 文献の読み方 4. 研究における倫理的配慮 研究倫理の歴史		7. データ収集 インタビューデータの収集 アンケートデータの収集 尺度の収集 観察データの収集 生理学的測定データの収集 8. データ分析 質的、量的データの分析 9. 課題についての説明 10～14.デザインと計画 データ（情報）の取得と整理	

遵守すべき倫理原則と擁護すべき権利 依頼書と同意書 5. 研究デザイン 研究デザインの選択 研究デザインの整理 量的研究デザイン 6. 研究の実践（演習） データとは	データ（情報）の取得と整理 データの分析 発表 発表 15. 筆記試験
教科書 系統看護学講座 看護研究 資料	
授業の形態・方法 講義・演習	評価方法 筆記試験（50 点）、レポート（50 点）

授業科目名	倫理学	講師名	中井 昭宏、教員
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人間を対象とし、生と死に向き合う職業である看護職は、対象者の尊厳の尊重のもとに看護を実践する。その能力を養うための基礎的知識として、倫理学や倫理理論、倫理的ジレンマと対処について学ぶ。さらに生命倫理についての考え方を理解し、医療倫理が看護実践のなかに日常的に密着していることを広く事例をととして学ぶ。			
目標 1. 倫理・倫理学の定義、倫理について基本的な考え方や主な倫理理論について学ぶ 2. 倫理的ジレンマと生命倫理について理解する 3. 生命倫理の基本的な概念やインフォームドコンセント、守秘義務の重要性について理解する 4. 生命倫理の現代の主な課題について学ぶ 5. 看護倫理について学び、人間の生命の尊厳について考えることができる力を養う			
内容 [生命倫理] 1. 倫理学の基本的な考え方 倫理とは 倫理理論 他者理解と対話のための理論 2. 生命倫理		[看護倫理] 6. 看護倫理とはなにか 学ぶ意義 看護倫理の歴史 看護の倫理原則 倫理的概念 実践と倫理	

生命倫理とは 生命倫理の理論 生命倫理とがんの責務 守秘義務と個人情報保護 3. 生殖の生命倫理 性の生命倫理 生殖の生命倫理 生殖に対する医療的介入の課題 4. 死の生命倫理 死について 死と医療 5. 先端医療と制度をめぐる生命倫理 移植医療 再生医療 遺伝子医療 医療資源と医療保険制度	7. 専門職の倫理 専門職の倫理綱領 保助看法と倫理 8. 倫理的問題へのアプローチ 看護実践における倫理的問題の特徴 倫理的問題へのアプローチ 9. 看護研究の倫理 倫理的配慮の要点 看護研究における倫理的配慮 10.事例分析① 11.事例分析② 12.事例分析③ 13.事例分析④ 14.発表 15. 筆記試験
教科書 系統看護学講座 看護倫理 資料	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験（50 点）、課題レポート（50 点）

授業科目名	心理学	講師名	野出 榮一
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 看護実践は、対象者との信頼関係を基盤とする。望ましい信頼関係は、対象者との心理面の理解と看護師の自己理解、自己統制によって成立する。そのために、人間の心理や行動の基盤にある原理について学ぶ必要がある。また看護職は、保健・医療・福祉の場面において、患者や家族、そして医療コーディネーターとして活躍する機会が増えている。そのため幅広い観点から、柔軟に人間の心理や行動の現象をとらえる力が求められる。			
目標 1. 感覚・知覚・注意・記憶・思考・感情等について、私たちの心の動きにはどのような基本的特徴があるのか理解する 2. 心の複雑さと多様性について理解する 3. 医療場面での人間理解の展開について学ぶ			
内容 1. 心理学とは 心理学とはどのような学問か 対人援助と心理学 心理学の歴史 心理学の研究手法 2. 感覚・知覚の心理 心の働き 感覚の仕組み		8・社会と集団 社会的認知 態度と説得的コミュニケーション 対人関係と対人魅力 集団とリーダーシップ 9. 発達 発達とは 乳幼児の発達	

知覚の仕組み他	児童・青年の発達
3. 記憶	成人・高齢者の発達
記憶のメカニズム	10、11. 心理臨床
感覚・短期記憶と作業記憶	臨床心理学
長期記憶と忘却	心の適応と不適応
4. 思考、言語、知能	心理療法
思考とは	12、13、14. 医療・看護と心理
問題解決	医療職と対人援助
言語とコミュニケーション	患者の心理
知能	医療・看護職の心理
5. 学習	医療・看護職の心のケア
学習とは	
古典的条件付け	15. 筆記試験
学習理論	
社会学習と効果的な学習	
6. 感情と動機付け	
感情の諸相	
感情のメカニズム	
動機付け	
7. 性格とパーソナリティ	
性格とは	
性格の理論	

性格の測定	
教科書 系統看護学講座 心理学 資料	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	教育学	講師名	油谷 佳典
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 人間が人間らしく成長するための教育の意義、学習と成長、人間の形成への環境の影響など人間と教育の本質について理解する。また、看護実践において対象者の学習支援の基礎的知識として、指導の意義、方法について学習する。			
目標 1. 人間の成長と教育の意義について理解する 2. 法律の規定に基づき、個人、社会にとっての教育の目的を理解する 3. 生涯学習社会の教育・学習システムについて理解する 4. 学習指導、生活指導の意義と方法について理解する 5. 教育評価の意義と目的、方法について理解する 6. 障害の種類に応じた教育の実践について理解する			
内容 1. 教育学の目標、目的 教育学とは 教育の対象 社会変動と教育 教育の組織化（学校） 2. 人に教えるということ コミュニケーションとして教えること 学ぶ・教えるということ 3. 訓育 かわりあうこと 訓育とは			

訓育の新たなかたち

4. 養護

養護とは

学校における養護の機能

学校における養護の過程

保健室の存在と役割

5. 教育を受けて成長する

発達を支える・促す

発達と教育の未来像

6. 家庭と学校

学びの場

家庭と学校の関係

学校に行かない子ども

7. 現代教育の課題

キャリア教育

ジェンダーとセクシュアリティ

特別ニーズ教育

生涯教育

8. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 教育学 資料

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	社会学	講師名	山口 暁
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 社会的な存在としての人間を総合的に理解するために、社会の概念、個と社会の関係について学ぶ。また、物事を社会の中で多角的、批判的に見る社会学的なとらえ方を学び、医療・看護・福祉に関する社会的現象を判断し、看護実践に活用できる能力を養う。			
目標 1. 社会学の基礎概念について理解する 2. 社会的現象を理解するための多様な観点からのアプローチの意義について理解する			
内容 1. 社会とは 行為・社会的行為 相互行為、社会関係、地位・役割 集団、組織、ネットワーク 制度、全体社会、グローバル社会 社会変動とグローバリゼーション 2. 社会学的視点とモデル 合意とコンフリクト 構造と解釈 構造と過程 3. 保健医療と社会学 社会関係資本 公衆衛生と社会医学 病者の視点と社会的視点		8. 健康・病気行動と病経験 健康行動と病気行動 病経験 ヘルスリテラシー 9. 患者・医療者関係とコミュニケーション 我が国の患者・医療者関係 患者アドボカシー 患者と医療者の協働に向けて 10. 保健医療の専門職 専門職論 専門職論の変容 看護職論の現在 保健医療職種間の協働 11. 性・ジェンダー・家族と保健医療 性別・性差	

社会システムとしての医療 保健医療と社会学 4. 社会調査の理論と技法 社会調査 量的調査と質的調査 5. 健康・病気・ストレスの新しい見方ととらえ方 健康・病気のとらえ方の移り変わり 健康・病気の新しい見方ととらえ方 6. 健康・病気の社会格差 社会格差と平等 健康・病気の社会格差の諸相 社会格差の是正の取り組みと可能性 7. 働き方・働かせ方と健康 働き方・働かせ方とは 働き方・働かせ方による健康への影響 仕事と生活の調和	ジェンダーと健康 結婚と家族 保健医療から見た結婚と家族 男女共同参画社会の形成に向けた取り組み 12. 地域社会と保健医療 コミュニティと地域 ソーシャルサポートと社会関係資本 ヘルスプロモーションにおける地域 地域の保健力 ノーマライゼーションと地域 13. 保健医療制度 保健医療システムと保健医療制度 我が国における保健医療制度をめぐる課題 14. 我が国の医療システムの課題 15. 筆記試験
教科書 系統看護学講座 社会学 資料	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	家族関係論	講師名	山口 暁
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 様々な健康レベルの家族のヘルスニーズや、家族の健康問題によって発生する家族問題を理解し、家族の保健機能や介護機能を高めるための看護について学ぶ。			
目標 1. 様々な健康レベルの家族の健康問題によって発生する家族問題と援助の必要性を理解する。 2. 家族を単位としたアセスメントの方法を理解する 3. 家族に対する看護について理解する			
内容 1. 家族とは 家族の定義 結婚とは 2. 日本の家族の動向 日本の人口構造の変化 婚姻の状況 家族形態の変化 世帯の変化 3. 家族に関する諸理論 家族機能の変化 4. 家族の役割と権威構造 家族の中における地位と役割 性別役割分業 5. システムとしての家族 システム理論 家族サブシステム			

全体として機能する家族

6. 家族のライフサイクル

家族のコミュニケーション

家族と危機

7. 家族の生活、家族の健康

8. 筆記試験

教科書 資料

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	表現法Ⅱ	講師名	森崎 良尚
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 自己表現を行う方法を理解しコミュニケーション力を身につけると共に、自己理解につなげる。			
目標 1. 歌うという行為により自己表現をする。 2. 表現の場では聞き手に伝える喜びを体験する。 3. 体の動き、歌うことによって感情、場面を表現するコミュニケーションの手技を理解する。 4. “クラスの歌”を通じて、協調性の向上につなげる。			
内容 1. 話しかけ、笑顔トレーニング 2. 話しかけ、笑顔トレーニング 3. 発想の転換、ナイチンゲール賛歌 4. 発想の転換、ナイチンゲール賛歌 5. 立ち居振る舞い、ナイチンゲール賛歌 6. 立ち居振る舞い、ナイチンゲール賛歌 7. 大声トレーニング、ナイチンゲール賛歌		8. 大声トレーニング、クラスの歌 9. 戴帽式スピーチ、読唇術 10. 会話カトレーニング 11. 会話カトレーニング、クラスの歌 12. 会話カトレーニング、クラスの歌 13. ナイチンゲール讃歌・クラスの歌の練習 14. ナイチンゲール讃歌・クラスの歌の練習 15. ナイチンゲール讃歌・クラスの歌の歌唱指導	
教科書 資料			
授業の形態・方法 講義、演習		評価方法 演習参加状況・レポート（100 点）	

授業科目名	人間関係論	講師名	赤木 功
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 教育キャンプ理論を理解し体験の中から得られたことを、看護実践の場に活かすことができる。			
目標 1. 自然環境の中で非日常の生活体験を通じ、“生きる”ことについて考える。 2. 人間の成長と教育の意義がわかり、健康教育につなげるプロセスが理解できる。			

3. 人間関係作り・組織運営を体験することで学べたことを、看護実践に活かすことができる。

内容

1. 自己理解

自己 PR

ジョハリの窓、人と人との距離感

2. ASE（行動社会化体験）

3. 他者理解・自己理解

4. 災害時におけるロープワーク

基本的なロープワーク

5. 伝えるとは

6. ディベート

7. ケースワーク

8. まとめ、筆記試験

教科書 資料

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	臨床英語	講師名	里 恵美
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 国際化に対応できるよう、診療記録に用いられる英語、身体構造の名称、臨床でよく使われる英語を学ぶ。			
目標 1. 診療記録に用いられる英語や身体構造の名称を理解する 2. 臨床でよく使われる英語を学び、臨床英語の基本を理解する			
内容 1. レベルチェック、医療用語解説 英単語小テスト 医療用単語紹介・解説 2. 文法解説、Chap,8 臨床基礎英単語 代表的な質問と指示 3. Chap,8 測定、対話練習 身体測定についての単語 4. Chap,9 基礎検査 検査の指示の言い方 5. Chap,9 基礎検査、対話練習、Chap,1 コミュニケーションの秘訣 6. Chap,1 初診外来、対話練習 初診の外来患者にクエスチョン 7. 復習（①練習問題、②対話練習） 8. 筆記試験			
教科書 看護・医療スタッフの英語 資料			

授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 100 点
----------------	-----------------

授業科目名	臨床英会話	講師名	里 恵美
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 国際化に対応できるよう、臨床場面における英会話の能力の向上を図る。			
目標 1. 臨床のベッドサイドで用いられる日常会話の基本を学び、看護実践場面のロールプレイングにより応用力を高める 2. 海外の臨床看護の実際をイメージし、英語によるコミュニケーションに慣れ、会話の実践力を高める			
内容 1. 1 年次復習、Chap,2 病歴 基本問診、病歴 代表的な質問 2. Chap,2 病歴、リスニング練習 会話例 3. Chap,3 病状 症状を尋ねる 4. Chap,4 病状詳細 会話例 症状をもっと詳しく聞く 5. Chap,4 病状詳細、ロールプレイ準備 応用例 6. ロールプレイ（受付・記録） 7. Chap,5 道案内 院内設備の案内 8. Chap,5 道案内、リスニング練習			

9. Chap,6 救急患者

10. Chap,6 救急患者、対話練習

11. Chap,7 診察予約、リスニング

12. ERドラマ鑑賞、海外研修資料

13. リスニング、会話練習

14. 試験対策

15. 筆記試験

教科書 看護・医療スタッフの英語 資料

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	生化学	講師名	中井 昭宏
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 生化学とは、生体がどのような化合物でなりたっていて、それらの化合物がどのようにつくられ、こわされ、このことによって生体の恒常性が保てていることの基礎を示してくれる学問である。生体の正常なしくみ・機能の破綻した状態である病気を正しく学び、看護における対象者の疾患の病態理解につなげる。			
目標 1. 生物内の物質の動きと変化（代謝）と、様々な生命現象の根底にある物質的過程を理解する 2. 生命維持のため、一つ一つの細胞のなかで起きている多くの化学現象とその総合機能など、 生命現象の仕組みを理解する			
内容 1. 生化学を学ぶための基礎知識 生体の化学の基礎知識 生命とは 細胞の構造と機能 2. 生化学を構成する物質 酵素の基礎知識 3. 糖質・脂質の構造と機能 糖質の消化と吸収 脂質代謝 4. タンパク質 タンパク質の構造と機能 代謝 5. 遺伝子と核酸			

遺伝子情報 核酸の構造と機能 6. 遺伝子の複製・修復・組み換え、転写 7. がん 8. 筆記試験	
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能② 生化学 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	微生物学	講師名	向本 雅郁
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 微生物及び病原微生物の特性と感染メカニズムを理解し、感染症の診断、治療、予防のための基礎知識を学び、看護における感染防止につなげる。			
目標 1. 微生物学の意義について学ぶ 2. 主な病原微生物の性質について理解する 3. 生体の感染防御機構、感染症の検査、診断、治療について理解する 4. 感染症の現状と対策を学び、感染予防の必要性を理解する 5. 主な病原微生物の特徴と感染症について理解する			
内容 1. 微生物の種類			

細菌、真菌、原虫、ウイルスの性質

2. 感染とその防御

感染の成り立ちから発症・治療

感染（細菌、真菌、原虫、ウイルス）の機構

3. 感染に対する生体防御機構

自然免疫のしくみ

獲得免疫のしくみ

粘膜免疫のしくみ

感染の兆候と症状

4. 感染源・感染経路から見た感染症

滅菌と消毒

5. 感染症の検査と診断

分離培養と形態学的検査

遺伝学的検査

病原体抗原検査

抗体検査

6. 感染症の治療

化学療法

化学療法薬

7. 主な病原微生物

感染症の現状と課題

8. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 疾病の成り立ちと回復の促進④ 微生物学 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	人体の構造と機能Ⅰ	講師名	泉 康雄、市田 和裕
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の生命現象のメカニズムを理解するために、解剖学的に人体の形態と構造、生理学的に役割と機能を学び、看護における生活体としての人間の理解に活用する。			
目標 1．基礎的な人体各器官の正常な位置・構造や機能を知り、各器官系あるいは各臓器に関連したメカニズムについて 理解する 2．健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するための専門的基礎づくりとして、人体の 構造と機能を理解する			

内容 [呼吸と血液、心臓のはたらき] 1. 呼吸器の構造 上気道、下気道、胸膜・縦郭 2. 呼吸 内呼吸と外呼吸 呼吸器と呼吸運動 呼吸器量 3. ガス交換とガスの運搬 肺の循環と血液 呼吸運動の調節 病態生理 4. 血液の組成と機能 赤血球、白血球、血小板、血漿タンパク質 血液凝固と繊維素溶解 血液型 5. 血液の循環とその調節 循環器系の構成 心臓の機能 心臓の拍出機能 6. 末梢循環系の構造 血液の循環の調節 血圧・血流量の調節	[内臓機能の調節] 9. 自律神経による調節 自律神経の機能 神経伝達物質 10. 内分泌系による調節 内分泌とホルモン 11. 全身の内分泌腺と内分泌細胞 視床下部、下垂体系 甲状腺と副甲状腺 膵臓、副腎、性腺 12. ホルモン分泌の調節 負・生のフィードバック 13. 14. ホルモンによる調節の実際 糖代謝 カルシウム代謝 ストレスとホルモン 乳房の発達と乳汁分泌 高血圧をきたすホルモン 筆記試験
---	--

微小循環 7. リンパとリンパ管 8. 病態生理	
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能① 解剖生理学 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 60 分 100 点（1～8 は 60 点、9～14 は 40 点）

授業科目名	人体の構造と機能Ⅱ	講師名	矢田 克嗣
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 人体の生命現象のメカニズムを理解するために、解剖学的に人体の形態と構造、生理学的に役割と機能を学び、看護における生活体としての人間の理解に活用する。			
目標 1. 基礎的な人体各器官の正常な位置・構造や機能を知り、各器官系あるいは各臓器に関連したメカニズムについて理解する 2. 健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するための専門的基礎づくりとして、人体の構造と機能を理解する			
内容 [栄養の消化と吸収] 1. 口の構造と機能 口腔 口蓋・頬・口唇			

舌・歯列

唾液腺

咀嚼

2. 腹部消化管の構造と機能

胃の構造・機能

小腸の構造・機能

3. 栄養素の消化吸収

糖質の消化・吸収

タンパク質の消化・吸収

脂肪の消化・吸収

水・電解質・ビタミンの吸収

4. 大腸の構造と機能

盲腸と虫垂

結腸

直腸と肛門

大腸壁

5. 膵臓・肝臓・胆嚢の構造と機能

膵臓

肝臓と胆嚢の構造

肝臓の機能

6. 腹膜

腹膜と腸間膜

腹膜と内臓の位置関係 胃の周辺の間膜 7. まとめ 筆記試験	
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能① 解剖生理学 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	人体の構造と機能Ⅲ	講師名	矢田 克嗣
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 人体の生命現象のメカニズムを理解するために、解剖学的に人体の形態と構造、生理学的に役割と機能を学び、看護における生活体としての人間の理解に活用する。			
目標 1. 基礎的な人体各器官の正常な位置・構造や機能を知り、各器官系あるいは各臓器に関連したメカニズムについて理解する。 2. 健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するための専門的基礎づくりとして、人体の構造と機能を理解する。			
内容 [体液の調整と尿の生成] 1. 2. 腎臓 腎臓の構造と機能 糸球体の構造と機能			

尿細管の構造と機能

傍糸球体の構造と機能

クリアランスと糸球体ろ過量

腎臓から分泌される生理活性物質

3. 排尿路

排尿路の構造

尿の貯蔵と排尿

4. 体液の調節

水分出納

脱水

電解質異常

酸塩基平衡

[生殖・発生と老化のしくみ]

5. 男性生殖器

精巣

精路と付属器

男性の外陰部

男性の生殖機能

6. 女性生殖器

卵巣

卵管・子宮・膣

女性の外陰部と会陰

乳腺 女性の生殖機能 7. まとめ 筆記試験	
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能① 解剖生理学 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	人体の構造と機能Ⅳ	講師名	恵島 之彦、坂口 史紘 岩田 博生
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の生命現象のメカニズムを理解するために、解剖学的に人体の形態と構造、生理学的に役割と機能を学び、看護における生活体としての人間の理解に活用する。			
目標 1. 基礎的な人体各器官の正常な位置・構造や機能を知り、各器官系あるいは各臓器に関連したメカニズムについて理解する。 2. 健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するための専門的基礎づくりとして、人体の構造と機能を理解する。			
内容 [身体の支持と運動] 1. 人体の骨格 骨格 骨の形態と構造		7. 頭頸部の骨格と筋 神経頭蓋 内臓頭蓋 頭部の筋	

骨の組織と組成	頸部の筋
骨の発生と成長	8. 筋の収縮
骨の生理的な機能	骨格筋の収縮機構
2. 骨の連結	骨格筋収縮の種類と特性
関節	不随意筋の収縮の特徴
3. 骨各筋	9. 10.11. まとめ
構造	[身体機能の防御と適応]
作用	1 2. 皮膚の構造と機能
神経支配	皮膚の組織構造
4. 体幹の骨格と筋	皮膚の付属器
脊柱、胸郭、背部の筋、胸部の筋、腹部の筋	1 3. 生体の防御機構
5. 上肢の骨格と筋	非特異的防御機能
上肢帯の骨格	特異的防御機能
自由上肢の骨格	生体防御の関連臓器
上肢帯の筋群	1 4. 代謝と運動
上腕の筋群	代謝とは
前腕の筋群	運動とエネルギー
手の筋群	1 5. 体温とその調節
上肢の運動	熱の出納
6. 下肢の骨格筋	体温の分布と測定
下肢帯と骨盤	体温調節
自由下肢の骨格	

下肢帯の筋群 大腿の筋群 下肢の筋 下肢の運動	発熱 高体温と低体温 筆記試験
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能① 解剖生理学 医学書院	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 100 点 1~4 は 40 点、5~9 は 40 点、12~15 は 20 点

授業科目名	人体の構造と機能Ⅴ	講師名	藤井 良幸、廣崎 嘉紀、 竹本 市紅、他
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の生命現象のメカニズムを理解するために、解剖学的に人体の形態と構造、生理学的に役割と機能を学び、看護における生活体としての人間の理解に活用する。			
目標 1. 基礎的な人体各器官の正常な位置・構造や機能を知り、各器官系あるいは各臓器に関連したメカニズムについて理解する。 2. 健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するための専門的基礎づくりとして、人体の構造と機能を理解する。			
内容 [情報の受容と処理] 1.2. 神経系の構造と機能 神経細胞と支持組織 ニューロン		[情報の受容と処理] 眼の構造と視覚 13. 眼の構造と視覚 眼球の構造	

シナプス	眼球付属器
神経系の構造	視覚
3.4. 脊髄と脳	
脊髄の構造と機能	耳の構造と聴覚・平衡覚
脳の構造と機能	14.耳の構造
5.6. 脊髄神経と脳神経	味覚と嗅覚
脊髄神経の構造と機能	
脳神経の構造と機能	
7.8. 脳の高次機能	15. 筆記試験
脳波と睡眠	
本能行動と情動講堂	
内臓調節機能	
中枢神経系の障害	
9.10. 運動機能と下行伝導路	
運動ニューロン	
11.12. 感覚機能と上行伝達路	
感覚の種類・性質	
体性感覚の受容器の種類	
皮膚の感覚受容器の分布	
上行伝達路	
痛み	
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能① 解剖生理学 医学書院	

授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 90 分、100 点（1～12 は 60 点、13. は 20 点、14.は 20 点）
-------------	--

授業科目名	病理学	講師名	高田 信康
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の構造と機能において、正常から逸脱する場合の人体の病理的状态について、病変の分類ごとにその特徴と主な疾患を学び、看護における対象者の疾患の病態理解につなげる。			
目標 1. 病理学の意義と役割を理解し、病気のメカニズムを理解する 2. 各病変の分類ごとに原因、病状のメカニズム、主な疾患について理解する 3. 人体の老化、死のメカニズムを理解する 4. 病理検査の意義と方法、検体の扱い方について理解する			
内容 1. 病理学とは、病気の分類 病理学とは 病気の原因 2. 細胞・組織の損傷と修復、炎症 細胞・組織の損傷と適応 細胞・組織の損傷に対する反応 炎症の分類と治療 3. 免疫、移植と再生医療 免疫と免疫不全 アレルギーと自己免疫疾患		8. 先天異常と遺伝性疾患 遺伝の生物学 先天異常、遺伝子の異常と疾患 先天異常・遺伝性疾患の診断と治療 9. 腫瘍 腫瘍の定義と分類 悪性腫瘍の広がりと影響 腫瘍発生の病理、腫瘍の診断と治療 10. 生活習慣と環境因子による生体の障害 生活習慣による生体の障害	

移植と再生医療	放射線による生体の障害
4. 感染症	中毒
感染の成立と感染症の発病	11. 循環器系の疾患、血液・造血器系の疾患
主な感染症、感染症の治療・予防	血管の疾患、心臓の疾患
5. 循環障害	骨髄及び血液の疾患
循環器系の概要	リンパ系及び脾臓の疾患
浮腫	12. 呼吸器系の疾患、消化器系の疾患
充血とうっ血	鼻腔・咽頭・喉頭、気管・気管支・肺の疾患
出血と止血	胸膜・縦郭の疾患
血栓症、塞栓症	口腔・食道の疾患、胃の疾患
虚血と梗塞	腸・腹膜の疾患、肝臓・胆管・胆嚢の疾患
高血圧症、DIC	脾臓の疾患
ショックと臓器不全	13. 腎・泌尿器、生殖系および乳腺、内分泌系の疾患
6. 代謝障害	腎・泌尿器系の疾患
脂質代謝障害	生殖系の疾患、乳腺の疾患、内分泌系の疾患
タンパク質代謝障害	14. 脳神経、骨・筋肉系疾患
糖質代謝障害、その他代謝障害	脳神経系の疾患
7. 老化と死	筋肉系の疾患
個体の老化と老年症候群	骨・関節系、感覚器系の疾患
老化のメカニズム	15. 筆記試験
個体の死と終末期医療	

教科書 系統看護学講座 疾病の成り立ちと回復の促進① 病理学（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	栄養学	講師名	中井 久美子
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 人間の生命現象を維持するために、摂取した栄養素は消化・吸収され、生体の細胞レベルで利用できる形にして送り込まれる。栄養素の分解・合成過程である代謝のしくみと生命体を維持するための栄養学の基礎について学び、看護における健康の増進・疾病の予防、回復の促進につながる栄養摂取の促進に活用する。			
目標 1. 生体が健全な発育・成長をして生命活動を営むために、体外から取り入れるべき必須栄養素について理解する。 2. 発達段階や健康レベルに応じた栄養の知識を学び、栄養と生活習慣との関連について理解する。 3. ヘルスサービスの一環として、個々の対象の栄養状態を改善し、QOL を向上するための栄養ケア・マネジメントの基礎を理解する。			
内容 1. 看護と栄養、栄養素の種類とはたらき 糖質 脂質 タンパク質、 ビタミン ミネラル 食物繊維、水 2. 食物の消化・吸収・代謝 食物の消化		5. 栄養ケア・マネジメント チームアプローチとケア・マネジメント 栄養スクリーニング 栄養アセスメント 栄養ケア計画 栄養ケア計画の実施とモニタリング 栄養状態の評価・判定 6. ライフステージと栄養 各発達段階における栄養 妊娠期・授乳期における栄養	

栄養素の吸収 血漿成分と栄養素 栄養素の代謝 吸収・代謝産物 3. エネルギーの代謝 食品のエネルギー 体内のエネルギー エネルギー代謝の測定 エネルギー消費 4. 食と食品 食事とその変遷 食事摂取基準 食品群とその分類 食品に含まれる栄養素 食品の調理	7. 臨床栄養と健康づくり 病院食 栄養剤・方法 代表的疾患と食事療法 食生活の改善への施策 食の安全性と表示 8. 筆記試験
教科書 系統看護学講座 人体の構造と機能③ 栄養学 医学書院	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 60 分、100 点

授業科目名	薬理学	講師名	綿野 智一
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 薬理が生体に及ぼす生化学的、生理的薬理作用や薬物の吸収、分布、代謝と排出等生体内での薬物動態について基礎的知識を学ぶ。また病変の分類にそって治療薬の特徴、作用、副作用について学び、看護活動に活用する。			
目標 1. 薬理学の意義について理解する。 2. 薬理の作用、副作用、薬物動態、薬物の使用方法の有益性と危険性等についての基礎的知識を学ぶ。 3. 薬に関する法律を学び、安全な取り扱いについて理解する。 4. 各疾患や身体の機能別分類にそって治療薬の目的、特徴について理解する。			
内容 1. 薬理学総論 薬物による病気の治療、薬理学とは 2. 基礎知識 薬が作用するしくみ、薬物動態学、薬物相互作用薬物の個人差に影響する因子 薬物使用の有益性と危険性、薬と法律 3. 抗感染症薬 基礎事項 抗菌薬、抗真菌薬、抗ウイルス薬、抗寄生虫薬、感染症の治療における問題点 4. 抗がん薬 基礎事項、抗がん薬各論 5. 免疫治療薬 基礎知識、免疫抑制剤、免疫増強薬・予防接種薬 6. 抗アレルギー薬・抗炎症薬 抗ヒスタミン薬と抗アレルギー薬、炎症と抗炎症薬、関節リウマチ治療薬、痛風・高尿酸血			

7. 末梢の神経活動に作用する薬物

自律神経系作用薬、交感神経作用薬、服交感神経作用薬、筋弛緩薬・局所麻酔薬

8. 中枢神経系に作用する薬物

全身麻酔薬、催眠薬・抗不安薬、抗精神病薬、抗うつ薬・気分安定薬、パーキンソン症候群治療薬

抗てんかん薬、麻薬性鎮痛薬、片頭痛治療薬

9. 循環器系に作用する薬物

降圧薬、狭心症治療薬。心不全治療薬、抗不整脈薬、利尿薬。脂質異常症治療薬、

血液凝固作用に関する薬物

10. 呼吸器・消化器・生殖器系に作用する薬物

各器官の治療薬

11. 糖質代謝に作用する薬物

ホルモンとホルモン拮抗薬、治療としてのビタミン

12. 皮膚科用薬・眼科用薬

13. 救急の際に使用される薬物

14. 漢方薬、消毒薬、輸液製剤・輸血剤

15. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 疾病のなりたちと回復の促進③ 薬理学 医学書院

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	臨床検査学	講師名	田畑 泰弘
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 疾病の診断や治療方針を決定する際には、臨床検査の知識は欠かすことができない。フィジカルアセスメントの基礎知識としても、医療を合理的におこなう上で不可欠な手段であり、臨床検査の意義や内容を学修し、疾病・病態と関連させて学ぶ。			
目標 1. 臨床検査とその役割について理解する。 2. 臨床検査各論を学び、看護の場面で活用するための知識を身につける。			
内容 1. 臨床検査とその役割 、臨床検査の流れと看護師の役割 診療における臨床検査の役割 臨床検査の種類、場面と目的 臨床検査結果の評価 臨床検査の流れ、臨床検査の準備・介助 検体の取り扱い、検査に伴う危険とその防止 2. 一般検査 尿検査、便検査。脳脊髄液・関節液・消化液など 3. 血液検査 血球検査、出血・凝固検査、貧血検査、骨髄検査 4. 化学検査 血清総蛋白・血清酵素、糖代謝、脂質代謝、胆汁排泄関連物質、窒素化合物、 骨代謝、腎機能、水電解質、血液ガス、鉄代謝などの検査 5. 免疫・血清学的、内分泌検査 炎症マーカー、液性免疫、自己抗体、アレルギー、腫瘍マーカー、輸血に関する検査、ホルモン、 6. 微生物学的検査、病理学的検査			

感染症と検査、各種病原体と検査、

病理組織検査

剖検診断

7. 生体検査

循環・呼吸・神経機能検査

超音波・MRI/サーモグラフィ

内視鏡

筆記試験

教科書 系統看護学講座別巻 臨床検査 医学書院

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	疾病治療論Ⅰ	講師名	岩田 信生、恵島 之彦 他
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の構造と機能および病理学で学修した知識を土台として、呼吸器系、血液・造血機能系、運動器系の疾患について、原因、発症メカニズム、病態、症状、検査、治療について理解し、看護活動に活用する。			

- 目標 1. 構造と機能について復習し、学修の動機づけを図る。 2. 主な症状の発生機序と病態生理について理解する。
2. 主な検査の目的と方法、留意事項について理解する。 4. 治療・処置の目的と方法、留意事項について理解する。
3. 主な疾患の原因、病態生理、症状、治療法について理解する。

内容 [呼吸器系]

1. 呼吸器の構造と機能、呼吸の生理
2. 症状と病態生理（自覚症状、他覚症状、検査と治療・処置）
3. 主な疾患と治療（感染症、間質性肺疾患）
4. 主な疾患と治療 COPD、気管支喘息、気管支拡張症）
5. 主な疾患と治療（肺循環疾患、呼吸不全、肺腫瘍）

[血液・造血器系]

6. 血液の機能と造血のしくみ
7. 検査、症状と病態生理
8. 主な疾患と治療（赤血球の異常、白血球の異常）
9. 主な疾患と治療（造血器腫瘍、出血性疾患、）

[運動器系]

10. 運動器の構造と機能
11. 症状と病態生理（疼痛、形態の異常、運動の異常、神経の異常他）
12. 診断・検査、治療（検査、保存療法、手術療法、理学療法・作業療法）
13. 主な疾患と治療（骨折、腰椎椎間板ヘルニア、変形性関節症、人工関節置換術）
14. 主な疾患と治療（骨腫瘍、関節リウマチ、脊髄損傷、骨粗鬆症）

15. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 成人看護学 ②呼吸器 ④血液・造血器 ⑩運動器 医学書院
系統看護学講座 別巻 臨床外科看護学総論 医学書院

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100 点（1～9 は 70 点、10～14 は 30 点）

授業科目	疾病治療論Ⅱ	講師名	泉 康夫、他
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の構造と機能および病理学で学修した知識を土台として、循環器系、腎・泌尿器系の疾患について、原因、発症メカニズム、病態、症状、検査、治療について理解し、看護活動に活用する。			
目標 1. 構造と機能について復習し、学修の動機づけを図る。 2. 主な症状の発生機序と病態生理について理解する。 3. 主な検査の目的と方法、留意事項について理解する。 4. 治療・処置の目的と方法、留意事項について理解する。 5. 主な疾患の原因、病態生理、症状、治療法について理解する。			
内容 [循環器系]			

1. 心臓・血管の構造と機能
2. 症状と病態生理（胸痛、動悸、呼吸困難、浮腫、チアノーゼ、めまい・失神、四肢の疼痛、ショック）
3. 主な検査（心電図、胸部X線検査、心エコー法、心臓カテーテル法、モニタリング、心臓核医学検査、CT、MRI）
4. 治療と処置
5. 主な疾患と治療（虚血性心疾患）
6. 主な疾患と治療（心不全、高血圧）
7. 主な疾患と治療（心臓弁膜症、不整脈）

[腎・泌尿器系]

8. 腎・泌尿器の構造と機能
9. 主な検査、尿の異常（尿検査）
10. 主な検査（生検）
11. 主な疾患と治療（慢性腎臓病）
12. 治療総論・食事療法
13. 主な疾患と治療（腎不全）
14. 主な疾患と治療（ネフローゼ症候群）
15. 主な疾患と治療（糖尿病性腎症）
16. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 成人看護学 ③循環器 ⑧腎・泌尿器 医学書院	
系統看護学講座臨床 別巻 臨床外科看護学総論 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点(1～7 は 50 点、8～15 は 50 点)

授業科目名	疾病治療論Ⅲ	講師名	岩崎 幸恵、市田 和裕
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の構造と機能および病理学で学修した知識を土台として、消化器系、内分泌・代謝系、アレルギー・膠原病・感染症の原因、発症メカニズム、病態、症状、検査、治療について理解し、看護活動に活用する。			
目標 1. 構造と機能について復習し、学修の動機づけを図る。 2. 主な症状の発生機序と病態生理について理解する。 3. 主な検査の目的と方法、留意事項について理解する。 4. 治療・処置の目的と方法、留意事項について理解する。 5. 主な疾患の原因、病態生理、症状、治療法について理解する。			
内容 [消化器系]			

1. 消化器の構造と機能

2. 症状と病態生理（嚥下困難、おくび、吐き気、腹痛、吐血・下血、便秘、食欲不振、腹水、黄疸等）

3. 4. 主な検査と治療（薬物療法、食事療法、手術療法、放射線療法）

5. 主な疾患と治療（食道がん、胃・十二指腸潰瘍、胃がん、潰瘍性大腸炎、イレウス、大腸ポリープ、虫垂炎、大腸がん）

6. 主な疾患と治療（肝炎、肝硬変症、肝がん、門脈圧亢進症、膵炎、膵がん、胆石症、胆管がん）

[内分泌・代謝系]

7. 内分泌・代謝器官の構造と機能

8. 症状と病態生理（体重の変化、容貌の変化、神経筋症状、循環器・消化器症状、皮膚の変化等）

9. 主な疾患（視床下部・下垂体疾患、副甲状腺疾患、副腎疾患、と治療）

10. 主な疾患と治療（糖尿病、脂質異常症、尿酸代謝異常、肥満症と治療）

[アレルギー・膠原病・感染症]

11. 免疫反応と疾患

12. 診断・検査と治療

13. 症状と代表的疾患（気管支喘息、アレルギー性疾患）

14. 症状と代表的疾患（アトピー性疾患）

15. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 成人看護学 ⑤消化器 ⑥内分泌・代謝 ⑪アレルギー・膠原病・感染症 系統看護学講座臨床 別巻 臨床外科看護学総論 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点（1～6 は 40 点、7～14 は 60 点）

授業科目名	疾病治療論Ⅳ	講師名	岩田 博生、廣崎 嘉紀 古川 豪亮、竹本 市紅 中井 昭宏、藤井 良幸
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 人体の構造と機能および病理学で学修した知識を土台として脳・神経系、皮膚・眼・耳鼻咽喉・歯・口腔系の疾患について、原因、発症メカニズム、病態、症状、検査、治療について理解し、看護活動に活用する。			
目標 1． 構造と機能について学修し、学習の動機づけを図る。 2． 主な症状の発生機序と病態生理について理解する。 3． 主な検査の目的と方法、留意事項について理解する。 4． 治療・処置の目的と方法、留意事項について理解する。 5． 主な疾患の原因、病態生理、症状、治療法について理解する。			

内容 [脳・神経系]

1. 脳・神経の構造と機能

2. 症状と病態生理、主な検査（意識障害、高次脳機能障害、運動機能障害、感覚機能障害、自律性のある機能障害、

頭蓋内圧亢進と脳ヘルニア、髄膜刺激症状、頭痛）

（神経学的診察、補助的検査法）

3. 主な疾患と治療（パーキンソン病、髄膜炎、てんかん、アルツハイマー病）

4. 主な疾患と治療（脳血管障害、脳腫瘍、ギランバレー症候群、ALS、筋ジストロフィー、

重症筋無力症、多発性硬化症）

[精神]

5.6. 精神疾患と治療

精神障害のとらえ方

人間の心のはたらきとパーソナリティ

精神障害の診断と分類

精神科における治療

筆記試験

[皮膚]	[眼]	[耳鼻咽喉]	[歯・口腔]
8. 皮膚の構造と機能	11. 眼の構造と機能、症状と	13. 耳鼻咽喉・頸部の構造	15. 歯・口腔の構造と機
9. 症状と病態生理、治療	病態生理	と機能	能、症状と検査
10. 熱傷、創傷、	12.検査と治療、疾患（白内	14.検査と治療、疾患（中	16.疾患と治療（齲歯、歯
アトピー性皮膚炎	障、緑内障、網膜剥離、	耳炎、メニエール病、突	周疾患）

帯状疱疹、蜂窩織炎	結膜炎)	発性難聴、扁桃炎、喉 頭がん)	
教科書 系統看護学講座 成人看護学 ⑦脳・神経 ⑫皮膚 ⑬眼 ⑭耳鼻咽喉 ⑮歯・口腔 精神看護の基礎			
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点 (1~4 は 45 点、8~10 は 15 点、精神・眼・耳鼻・歯は各 10 点)		

授業科目名	疾病治療論Ⅴ	講師名	吉村 文一、石田 雄三 澤田 雄至
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数 (単位)	1 単位 30 時間
概要 人体の構造と機能および病理学で学修した知識を土台として小児・母性・女性生殖器系の疾患について、原因、発症メカニズム、病態、症状、検査、治療について理解し、看護活動に活用する。			
目標 1. 構造と機能について学修し、学習の動機づけを図る。 2. 主な症状の発生機序と病態生理について理解する。 3. 主な検査の目的と方法、留意事項について理解する。 4. 治療・処置の目的と方法、留意事項について理解する。 5. 主な疾患の原因、病態生理、症状、治療法について理解する。			
内容 [小児]			

1. 新生児・乳児・幼児・学童・思春期・青年期

形態的特徴

身体生理の特徴

各機能の発達

知的・情緒的・社会的機能

2. 代表的疾患と治療

染色体異常・先天異常、新生児の疾患、低出生体重児、成熟異常、

代謝性疾患（先天性代謝異常、代謝性疾患）、内分泌疾患（下垂体・甲状腺・副甲状腺・副腎・性腺の異常）

3. 免疫アレルギー、感染症疾患、

4. 呼吸器・循環器・消化器・血液造血器疾患、

5. 悪性新生物

6. 腎泌尿器・神経・運動器・感覚器疾患

7. 精神疾患 まとめ

[女性・女性生殖器]

1. 身体的性・ジェンダーアイデンティティに関する疾患と障害

2. 月経異常、更年期における健康障害、性病

3. 子宮筋腫、子宮内膜症、絨毛疾患、子宮頸がん、子宮体がん、卵巣腫瘍

[母性]

4. 正常妊娠・異常妊娠、

妊娠の生理と生理的变化、胎児の発育と生理、

ハイリスク妊娠、感染症、妊娠疾患、胎児・付属物の異常、

5. 異常分娩

産道・娩出力の異常、胎児の異常、分娩時の異常出血

6. 産褥異常

子宮復古不全、感染、血栓症、メンタルヘルスの問題

7. 新生児の異常

新生児仮死、分娩外傷、低出生体重児、高ビリルビン血症、ビタミン K 欠乏症

筆記試験

母性看護学 母性看護学各論	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点（小児 1～7 は 50 点、母性 1・2・3・7 は 25 点、4～6 は各 25 点）

授業科目名	人間工学	講師名	立石 知士
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 看護のプロセスは、人と人、人と機器・用具、人と組織との関わりが実に多様で、かつ機密である。患者、看護者両者の安全、安楽の確保にとって、人間工学を学ぶ意義は大きい。この技術を習得することで、基礎看護技術の効率も上昇し、看護の質の向上にもつながる。			
目標 医療・看護分野における機械・器具、空間との安全性・快適性・効率性を考慮した人間工学を学ぶ。			
内容 1. 看護の人間工学とは 看護の人間工学の芽生え 看護の人間工学とは 学問としての人間工学 2.3. 入院患者の日常生活行動における看護 病院内の生活行動の実際 生活行動の拡大支援 病棟・病室環境の改善 看護師の行動と病棟環境			

4.5.6. 看護技術・支援機器の見直し

病床の調整

安楽な体位と体位変換

移乗・移送

日常生活行動への援助

清潔・食事・排泄

点滴スタンドの扱い

7. 看護の安全と人間工学

筆記試験

教科書 看護の人間工学 医歯薬出版株式会社

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	リハビリテーション論	講師名	坂口 史紘
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 リハビリテーションの理念、障害の分類、医療システム等をふまえて、障害者の理解と系統別にリハビリテーションの方法について学び、看護に活用する。			
目標 1. リハビリテーションの定義と理念について理解する。 2. リハビリテーション看護の概念と目的について理解する。 3. リハビリテーションにおける倫理と法的問題について学ぶ。 4. 系統別リハビリテーションについて理解する。 5. リハビリテーションの到達目標と評価について理解する。 6. リハビリテーションの実際について学ぶ。			
内容 1. リハビリテーションの概論 リハビリテーションの定義と理念、対象と制度 疾病・障害・生活機能の分類 リハビリテーションの分野、リハビリテーション医療の提供、連携職種 2. リハビリテーション看護 リハビリテーション看護の定義と専門化、対象、リハビリテーション看護の方法 3. 運動器系の障害とリハビリテーション看護 骨折、関節リウマチ、			

4.5. 中枢神経系の障害とリハビリテーション看護

脳血管障害、パーキンソン症候群、脊髄損傷、合併症の予防

6. 呼吸器・循環器系の障害とリハビリテーション看護

COPD,虚血性心疾患

7. 感覚器系・循環器系の障害とリハビリテーション看護

視覚障害

聴覚障害

筆記試験

教科書 系統看護学講座 別巻 リハビリテーション看護 医学書院

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験、100 点

授業科目名	カウンセリング理論	講師名	野出 榮一
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
概要 カウンセリングの理論や技法を学び、対象者を理解し、関係を形成する技法を学ぶ。また、そのために必要な自己理解、他者理解の重要性について学ぶ。			
目標 1. カウンセリングの概念について理解する。 2. 自己理解、他者理解の基本について理解する。 3. カウンセリングの基礎理論について学ぶ。 4. 近年の保健・医療・福祉におけるカウンセリングの動向について学ぶ。			
内容 1. アイスブレイク 自己紹介、 2. カウンセリングについて 意義 定義 特質 効果、留意すべき要因 3.4. 話を聞く時の約束事 傾聴とは 傾聴の演習			

5. 看護現場での傾聴

ナース同士のコミュニケーションの意義

患者と看護師

6.7.事例検討（ロールプレイング）

筆記試験

教科書 資料

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	公衆衛生学	講師名	勢戸 祥丞
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 疾病を予防し、人々の健康生活を保持・増進させていくために活用される科学的手法を理解し、個人・家族・地域・国レベルでの健康支援のあり方を学び、看護活動に活用する。			
目標 1. 公衆衛生の概念について理解する。 2. プライマリヘルスケアの概念と意義について理解する。 3. 環境と健康の関係について理解する。 4. 科学的手法としての疫学の活用について理解する。 5. 日本および世界の公衆衛生をめぐる現状を理解する。 6. 地域保健および対象別、場面別公衆衛生の実践について理解する。			
内容 1. 感染症の制御新型とコロナウイルス感染症 2. 公衆衛生と疫学 集団をとらえる 原因を分析する 対策を計画・実施 エビデンスを使う、つくる			

3. 行政・地域保健法・保健所・健康日本 21

我が国の感染症予防対策

政策展開

国と地方自治体の役割

専門職のはたらき

住民との協働

4. 環境と健康

地球規模の環境と健康、身の回りの環境と健康

5. 母子保健

6. 成人保健

7. 成人保健

8. 高齢者保健

9. 精神保健

10. 難病支援・障害保健

11. 学校保健

12. 産業保健

13. 危機管理

14. 世界保健・まとめ

15. 筆記試験

教科書 系統看護学講座 健康支援と社会保障制度② 公衆衛生 医学書院	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	社会福祉論	講師名	前島 良弘
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 1. あらゆる発達段階における国民の最低生活を支える社会保障制度の概念と法制度について学ぶ。そのなかで、障害者や要介護高齢者等社会的援護を要する人たちの自立に向けて生活支援を行う社会福祉施策について理解し、看護と福祉の連携の重要性および社会福祉施策の活用について学ぶ。 2. 福祉行政の課題を理解すると共に、地域包括ケアシステムにおける他機関・多職種との連携について学ぶ。			
目標 1. 社会の変化と社会福祉の変遷について学ぶ。 2. 社会保障制度および社会福祉の概念について理解する。 3. 現代社会の変化と社会保障、社会福祉の動向を理解する。 4. 医療保障制度の構造と体系について理解する。 5. 介護保障の歴史と制度の概要、課題、展望について理解する。 6. 所得保障制度のしくみと内容を理解する。 7. 公的扶助の意義と制度のしくみを理解する。 8. 社会福祉の各分野とサービスについて理解する。 9. 社会福祉実践のための援助技術について学ぶ。			
内容 1. 学習内容の概要			

2. 統計に見る暮らし

現代社会の変化、動向

3. 社会保障制度

法制度の現状

医療保険・介護保険・年金保険・労働保険等

4. 国を支える人々の暮らしと仕事

社会福祉の法制度

5. 単元別テスト

6. 医療保障、介護保険、所得補償について

7. 公的扶助のしくみ

貧困、生活保護制度、

社会福祉の分野とサービス

8. 統計のまとめ

9. 社会福祉の歴史演習

10. 単元別テスト（生保）

11. 単元別テスト（社福）

12. 児童福祉・母子・女性福祉

13. 14. 終講テスト対策

15. 筆記試験

教科書 看護のための法と社会保障制度 ふくろう出版	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	関係法規	講師名	前島 良弘
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
概要 医療に携わる看護師の業務は人々の生命の安全や尊厳に直接的にかかわる仕事であり、看護師は国民の健康生活を 守り、与えられた職責を正しく遂行するために、法令をふまえた実践をする必要があり、看護活動に関係する法令について学ぶ。			
目標 1. 法の概念と衛生法の概念について理解する。 2. 医事法に含まれる保健師助産師看護師法およびその他の医療・福祉関係者の法令について理解する。 3. 保健衛生法の目的と各法令について理解する。 4. 薬務法の目的と各法令について理解する。 5. 環境衛生法の目的と各法について理解する。 6. 社会保険法、福祉法、労働法、環境法の各目的と法令について理解する。			
内容 1. 導入と資料の使い方 2. 法の概念 衛生法、厚生労働行政の仕組み 3. 単元テスト 4. 法と社会と制度 5. 国民衛生の動向と法制度			

6. 社会保障給付比と関係比

7. 看護の対象の人生と法

8. 国試必須項目の概説

9. 保助看法、人確法

10. 保助看法、人確法

11. 関連法規

医事法

保健衛生法

薬務法

社会保険法

福祉法

環境法

12. 単元別テスト

13. 終講対策

14. 終講対策

15. 筆記試験

教科書 看護のための法と社会保障制度 ふくろう出版	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 100 点

基礎看護学の構成

15 単位、455 時間

目的：看護の概念と役割を学び、対象の理解と看護を実践する基礎的能力（知識・技術・態度）を養う。

講義科目	単位	時間	学年	目 標
看護学概論	1	30	1	1. 看護学を構成している要素を学び、看護の概念と看護の目的を理解し、看護の基礎知識を身につける。 2. 看護師としての倫理的な考えや判断ができる能力・態度を養う。
看護研究Ⅰ	1	15	2	1. 文献検索方法を学び、看護に関する複数の研究論文を総括的に検討し、プレゼンテーションができる。
看護技術論	1	30	1	1. 看護技術を看護実践のなかで活用することの意味と、看護実践の基盤となる考え方について学ぶ。 2. 看護技術の特徴を理解する。 3. 看護技術を適切に実践するための条件を理解する。 4. 感染防止の基礎知識を理解し、施設内で発生する院内感染を防止するための技術を習得する。 5. 看護におけるコミュニケーションの意義を理解し、効果的なコミュニケーションのための知識・技術・態度を習得する。
生活援助	1	30	1	1. 人間にとっての環境の意味を理解し、生活環境を整えるための知識と援

技術Ⅰ				助方法を習得する。 2. 活動・休息の意味を理解し、基本的活動と睡眠の基礎知識と必要な援助方法を習得する。
生活援助 技術Ⅱ	1	30	1	1. 日常生活援助（食、排泄）の技術を修得する
生活援助 技術Ⅲ	1	30	1	1. 日常生活援助（清潔・衣）の技術を修得する
ヘルスアセスメント 技術	1	30	1	1. 生体におけるバイタルサインの意味を理解し、その測定方法について習得する。 2. 身体各部の形態や、身体機能を正しく計測し評価することができる。 3. フィジカルアセスメントの概念と技術を学び、それによって得られる客観的データについて理解することができる。
診療補助技術	1	30	1	1. 検査・治療・処置・医療機器の扱いにおける看護について学び、その技術を習得することができる。
臨床看護総論	1	30	1	1. 健康障害の各期の特徴を理解し、援助方法を修得する。 2. 主要な症状を示す対象者への援助について理解する。 3. 死の看取りの基礎技術を修得する。 4. 救命救急医療の特徴を知り、基礎的知識・技術を修得する。
看護過程 展開技術Ⅰ	1	30	1	1. 看護過程の展開の技術を理解する。
看護過程 展開技術Ⅱ	1	30	1	1. 看護過程の展開の技術を活用し、紙上事例を用いて展開する。

基礎看護学 実習Ⅰ	2	60	1	1. 基礎看護学実習Ⅰの目的・目標・内容が理解できる。 2. 病院の役割と機能・保健医療チームの実際が理解できる。 3. 看護活動の実際を通して看護の機能と役割が理解できる。 4. 対象とのコミュニケーションを通して看護師としての接し方を理解する。 5. 既習の技術を用いて日常生活援助が実践できる。 6. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
基礎看護学 実習Ⅱ	2	80	2	1. 基礎看護学実習Ⅰの目的・目標が理解できる。 2. 対象を総合的に理解し、看護過程を展開できる。 3. 患者の個別性に応じた看護援助が実施できる。 4. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。

基礎看護技術学内演習内容

	講義科目	学年	項目
基礎看護学	看護技術論	1	1. スタンダードプリコーション 2. 滅菌操作 3. 感染性廃棄物の取り扱い 4. コミュニケーション技術
	生活援助 技術Ⅰ	1	1. 環境整備 2. ベッドメイキング 3. リネン交換 4. 歩行・移動の介助、移送 5. 体位変換、安楽な体位
	生活援助	1	1. 便器・尿器の使い方、おむつ交換

	技術Ⅱ		2. 導尿、浣腸 3. 食事介助、口腔ケア 4. 電法
	生活援助技術Ⅲ	1	1. 清拭、寝衣交換、 2. 手浴・足浴 3. 洗髪、整容、 4. 陰部ケア
	ヘルスアセスメント 技術	1	1. バイタルサイン（体温・脈拍・血圧・意識）の観察 2. 身体計測 3. フィジカルアセスメント（聴診・打診・視診）、呼吸音・腸蠕動音聴取
	診療補助技術	1	1. 創傷処置 2. 採血、血糖値測定、検体の扱い 3. 与薬（皮下・筋肉内・静脈内注射、輸液、内服） 4. 心電図
	臨床看護総論	1	1. 酸素吸入、吸引（口腔内） 2. 経管栄養法、PEG 3. 身体可動域運動

授業科目名	看護学概論	講師名	森本
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間

学修目標 1. 看護学を構成している要素を学び、看護の概念と看護の目的を理解し、看護の基礎知識を身につける。
2. 看護師としての倫理的な考えや判断ができる能力・態度を養う。

内容

1. 看護を志す初学者としての基本的考え方

2. 看護の本質とは

看護の変遷、看護の定義

3. 看護の役割と機能

看護ケア、看護実践とその質の保証に必要な条件、看護の継続性と情報共有

4. 看護の対象の理解

人の心と体

人間の暮らしの理解

5. 6. 国民の健康状態とライフサイクル

健康のとらえ方

国民の健康の全体像

国民のライフサイクルと健康・生活

7. 職業としての看護

職業としての看護の始まり

看護職の資格と制度

看護職者の就業と状況と継続教育

今後の課題

8. 現代社会と倫理

医療をめぐる倫理の歴史的経緯と看護倫理

医療専門職の倫理規定

課題	
9. 10. サービスとしての看護の提供の場	
提供の場	
制度と政策	
サービスの管理	
11. 看護活動領域	
国際化と看護	
国際保健の基本理念	
活動の実際	
災害時における看護	
12. 13. 14. 主な看護理論家の看護概念	
ナイチンゲール、ヘンダーソン、オレム、トラベルミー、ロイなどの理論集の抄読	
発表	
15. 筆記試験	
教科書 看護学概論（医学書院）	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 80点、レポート 20点

授業科目名	看護研究Ⅰ	講師名	鈴木
実施年次・時期	2年次 前期	時間数（単位）	1単位 15時間
学修目標 1. 文献検索方法を学び、看護に関する複数の研究論文を総括的に検討し、プレゼンテーションができる。			
内容			
1. 看護研究の概要、文献検索の意義			

看護研究とは

歴史

研究の基礎の想起

2. 課題作成のための量的研究と論文作成の方法

研究の設計

研究デザインの多様性

質的・量的研究、研究の成果を伝える

3. 計画書指導、研究材料の作成

4. 看護研究の実際

調査・実験の実際

テーマとデザインの選択

依頼書と同意書の書き方

文献検索

実態調査の進め方

計画

実施

5. 6. データの整理と分析

データの収集と分析

7. 論文作成

報告書作成

発表

筆記試験	
教科書 系統看護学講座 看護研究 資料	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 50 点、レポート 50 点

授業科目名	看護技術論	講師名	野尻
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1．看護技術を看護実践のなかで活用することの意味と、看護実践の基盤となる考え方について学ぶ。 2．看護技術の特徴を知る。 3．看護技術を適切に実践するための条件を理解する。 4．感染防止の基礎知識を理解し、施設内で発生する院内感染を防止するための技術を習得する。 5．看護におけるコミュニケーションの意義を理解し、効果的なコミュニケーションのための知識・技術・態度を習得する。			
内容 1．看護技術とは 看護技術とは、看護技術の特徴、看護技術の範囲、安全・安楽について 2．実践するための要素 技術の目的・方法・根拠 個別性・反応を見る 評価 3．感染防止の技術			

感染防止の基礎知識

4. 感染予防②

スタンダードプリコーション演示

5. 標準予防策（スタンダードプリコーション演習）

個人防護用具・・・●△

6. 感染経路別予防策

洗浄・消毒・滅菌

7. 無菌操作、感染性廃棄物

8. 無菌操作演習・・・●

9. 感染性廃棄物の取り扱い

基礎知識

実際

10. コミュニケーション

コミュニケーションとは

コミュニケーションの構成要素と成立過程

11. 人間関係とコミュニケーション

12. 効果的なコミュニケーションの実際・・・●

プロセスレコードの活用

13. 看護におけるコミュニケーション

特徴

重要性

14. コミュニケーション障害への対応

特徴	
対応方法	
15. 筆記試験	
教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）	
授業の形態・方法 講義、演習、実技	評価方法 筆記試験 80 点 実技レポート含む 20 点

授業科目名	生活援助技術Ⅰ	講師名	野尻
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 人間にとっての環境の意味を理解し、生活環境を整えるための知識と援助方法を習得する。 2. 活動・休息の意味を理解し、基本的活動と睡眠の基礎知識と必要な援助方法を習得する。			
内容 1. 環境の意義、病床環境 環境の意義 看護援助における環境の位置づけ 病床環境 2. ベッドメイキングの根拠 ベッドメイキングの方法 3. 4. ベッド周囲の環境調整 病室環境のアセスメント ベッドメイキング作成要項の説明 4. 5. ベッドメイキング演習 6. ベッドメイキング技術チェック……☆ 7. 姿勢・活動への看護技術			

体位と移動の基礎知識

基本的活動の援助

ボディメカニクス・・・●

8. 体位変換・体位の保持演習・・・●

9. 臥床患者のシーツ交換

シーツ交換の演示・演習・・・●

車いすへの移乗演示

10. 車いすへの移乗演習・・・●

チェックの説明

11. 12. 車いす移乗・移送の演習

ベッドからストレッチャー移動の演習

13. 睡眠・覚醒の看護

睡眠・覚醒の基礎

援助の実際

14. 車いすへの移乗の技術チェック・・・●

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）

授業の形態・方法 講義、演習、実技

評価方法 筆記試験 80点 実技・レポート含む 20点

授業科目名	生活援助技術Ⅱ	講師名	前田
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 日常生活への看護を学び、その技術を習得することができる。			
内容 1. 消化器系の形態と生理の想起と看護的看かた 2. 食生活への看護の技術 栄養状態及び摂食能力、食欲や食に対する認識のアセスメント 栄養状態のアセスメント 水分・電解質のアセスメント 食欲のアセスメント 3. 摂食能力・嚥下機能 摂食能力・嚥下機能のアセスメント 食行動のアセスメント 4. 医療施設で提供される食事 食事の種類と形態 食生活変更の必要性についての認識 5. 食事介助・ ● 口腔ケア・ ● 6. 摂食・嚥下訓練 7. 非経口的栄養摂取の援助 経管栄養法 中心静脈栄養法 8. 排泄への看護の技術			

自然排尿及び自然排便の基礎知識

9. 排尿・排便のアセスメント

移動動作のアセスメント

心理・社会的状態のアセスメント

10. 11. 援助の技術

トイレでの援助

床上排泄の

床上・おむつによる排泄援助・・・●

12. 13. 腎・泌尿器系の想起と看護的看かた

浣腸・導尿の援助・・・●

14. 体温調節機能の生理の想起と看護の視点

褥瘡・・・・・・・・●

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）

授業の形態・方法 講義、演習、実技

評価方法 筆記試験 80 点、実技・レポート含む 20 点

授業科目名	生活援助技術Ⅲ	講師名	鈴木
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 日常生活への看護を学び、その技術を習得することができる。			

内容

1. 皮膚の生理機能の想起と看護的看かた

清潔援助の基礎知識、衣生活の援助

2. 全身清拭寝衣交換の援助

3. 全身清拭の演習

4. 足浴の意義・方法

足浴とフットケア・・・●

5. 手浴の意義・方法

手浴…………●

6. 陰部の清潔の意義・方法・留意点

陰部洗浄の演示

7. 陰部洗浄・・・●

8. 洗髪の意義・方法

洗髪の演示

9. 洗髪・・・●

10. 11. 陰部洗浄技術

12. 13. 全身清拭チェック

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）

授業の形態・方法 講義、演習、実技

評価方法 筆記試験 80点、実技・レポート含む 20点

授業科目名	ヘルスアセスメント技術	講師名	野尻
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 生体におけるバイタルサインの意味を理解し、その測定方法について習得する。 2. 身体各部の形態や、身体機能を正しく計測し評価することができる。 3. フィジカルアセスメントの概念と技術を学び、それによって得られる客観的データについて理解することができる。			
内容 1. 呼吸・循環器系の形態と生理の想起と看護的看かた ヘルスアセスメントとは ヘルスアセスメントにおける観察 ヘルスアセスメント視点 2. 健康歴とセルフケア能力のアセスメント			

問診の技術

健康歴聴取の目的・実際

3. 全体の観察

視診・触診・打診・聴診

全身状態の把握

4. バイタルサインの観察とアセスメント

体温・脈拍・呼吸・血圧・意識

身長・体重・腹囲…………●

5. 系統的フィジカルアセスメント

ケアにつなげるフィジカルアセスメント

6. 呼吸器系のフィジカルアセスメント

7. 循環器系のフィジカルアセスメント

8. 腹部のフィジカルアセスメント

9. 呼吸音の聴診、腹部の聴診・触診…………●

10. 筋・骨格系、乳房・腋窩、神経系、感覚器系のフィジカルアセスメント

11. ケースを用いたフィジカルアセスメント

12. ケースを用いたフィジカルアセスメント

13. 14. バイタルサイン測定技術…………☆

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ、臨床看護総論（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）

授業の形態・方法 講義、演習、実技

評価方法 筆記試験 80点、実技。レポート含む 20点

授業科目名	診療補助技術	講師名	古田 明子
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 検査・治療・処置における看護について学び、その技術を習得することができる。			
内容 1. 薬理学・臨床検査の想起 症状・生体機能管理技術の基礎知識 血液検査 2. 採血の実際と留意点 静脈血採血の演示、演習 3. 4, 静脈血採血で注射器を用いた真空管扱い・・・● 翼状針扱い・・・● 血糖値測定 5. 医療機器の取り扱い 医療用コンセント・電源プラグ 治療用医療機器の原理と実際 測定用機器の原理と実際 医療機器使用時の看護 12 誘導心電図・・・●			

6. 診察・検査・処置時の看護

侵襲的処置と看護

穿刺・洗浄・輸液療法・化学療法・放射線療法・集中治療

創傷とは

包帯法

与薬

経口・口腔内・吸入・点眼・点鼻・経皮的・直腸内

注射・輸液・輸液ポンプ

7. 包帯法演習・・・●

8. 9. 与薬における事故防止

与薬の実際・注射方法

10. 与薬の実際・注射方法の演示

11. 12. 13. 注射・輸液方法の演習・・・●

14. 輸血時の看護

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ、臨床看護総論（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）

授業の形態・方法 講義、演習、実技

評価方法 筆記試験 80点、実技・レポート含む 20点

授業科目名	臨床看護総論	講師名	鈴木
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 健康障害の各期の特徴を理解し、援助方法を修得する。 2. 主要な症状を示す対象者への援助について理解する。			
内容 1. ライフサイクルと発達段階、健康の維持・増進の看護 健康上のニーズ 人のライフサイクルからとらえた看護 子ども・成人・高齢者・親になる人・家族 2. 健康状態の経過に基づく看護 健康状態の理解 健康の維持・増進を目指す看護 3. 4. 健康状態各期における看護 急性期・慢性期・リハビリ機・終末期における看護 各期の特徴・ニーズの特徴、ケアの特徴 5. 主要症状を示す対象者への看護 各疾病治療論・病理学の想起 6. 呼吸に関する症状を示す患者の看護 循環に関する症状を示す患者の看護 栄養や代謝、排泄に関する症状を示す患者の看護 活動や休息、コーピング、生体防御に関する症状を示す患者の看護 7. 8. 援助の実際 経管栄養法…………●			

身体可動域運動…………●

酸素吸入療法 酸素ポンベの取り扱い…●

吸引 一時的吸引（口腔・鼻腔・気管）…●

持続的吸引（胸腔ドレナージ）

排痰ケア④末梢循環促進ケア

9～11. 排泄機能障害

摘便…………●

12. 13. 経過別、症状別、対象理解の演習

ケースを用いてワーク

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ、臨床看護総論（医学書院）基礎・臨床看護技術（医学書院）

授業の形態・方法 講義、演習、実技

評価方法 筆記試験 80点、実技。レポート含む 20点

授業科目名	看護過程展開技術Ⅰ	講師名	西元
実施年次・時期	1年次 後期	時間数（単位）	1単位 30時間
学修目標 1. 看護過程の展開の技術を理解することができる。			
内容			
1. 記録と倫理			

記録に関する倫理

看護記録の目的と機能

個人情報につて

2. 看護記録

看護記録の意義・必要性・種類

内容

3. 報告

報告の必要性和方法

内容

4. カンファレンス

カンファレンスの意義・方法

5. カンファレンス（演習）

チームカンファレンスを体験し、運営方法について理解する

6. 学習支援

学習支援の意義・必要性・種類

7. 看護における安全・安楽・個別性

安全・安楽・個別性の行動化を事例で検討

8～11. 事例展開

老年期の廃用性症候群

12～14. 演習（発表とまとめ）

15. 筆記試験

教科書 看護学概論、基礎看護技術Ⅰ（医学書院）	
授業の形態・方法 講義、演習	評価方法 筆記試験 60 点、レポート 40 点

授業科目名	看護過程展開技術Ⅱ	講師名	西元
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 看護過程の展開の技術を活用し、紙上事例を用いて展開する。			
内容 1. 看護過程とは 問題解決過程、クリティカルシンキング、看護過程との関係 内容 2～3. NANDA とは、NANDA の概念枠組み NANDA の 13 領域、類、看護診断の構成 看護診断の診断指標・関連因子の表出方法 実在型診断、リスク診断、ウェルネス診断とは 4. 5. 情報収集			

情報収集の必要性がわかる

内容

情報アセスメントシートを用いて領域ごとの S/O の整理

6. 7. アセスメント

情報の分析・解釈

アセスメントのポイント

8. 9. 関連図、看護問題の明確化

関連図に表現し、看護問題がどのように構造化されているか明確にする

表現方法・内容

10. 11. 看護計画

看護目標達成に向けた看護計画を立案する

計画の内容

12. ～ 13. 関連図・看護計画発表

グループ発表

14. 実施と評価、SOAP の書き方

SOAP 記録を用いた日々の評価と評価日の評価

サマリーの目的・活用方法

15. 筆記試験

教科書 基礎看護技術 I (医学書院)、NANDA 看護診断ブック

授業の形態・方法 講義、演習

評価方法 筆記試験 50 点、課題レポート 50 点

成人看護学の構成

13 単位 500 時間

目的：健康や不健康状態をひとつの一連続体としてとらえ、人間のライフサイクルにおける発達段階の特徴を身体的・精神的・社会的側面から理解し、健康段階に合わせた看護が展開できる能力を養う。

- 目標： 1. 対象の最適な健康を促進、維持、増進するための看護を理解する。
2. 現代を生きる生活や生き方について捉え、健康状態や健康問題を理解することができる。
3. 生活や健康に関する動向を捉え、健康生活を多角的にとらえる視点をもつことができる。
4. 多様な健康状態や健康問題に対応するための看護アプローチの基本的な考え方や方法を学ぶことができる。

講義科目	単位	時間	学年	目 標
成人看護学 概論	1	30	1	1. 人間のライフサイクルにおける成人期の特徴を身体・精神・社会的側面から理解する。 2. 成人保健に関する施策やヘルスケアシステムについて学ぶ。
成人看護学 方法論Ⅰ	1	30	2	1. 急性期にある対象の回復支援について理解する。 2. 急性期にある対象の疾病や検査・治療、および周手術期にある対象の心身に及ぼす影響を学び、看護師の役割を理解する。
成人看護学 方法論Ⅱ	1	30	2	1. 慢性疾患に罹患している対象の看護を理解する。 2. 疾病に罹患した対象に対して、自己管理を支援し、社会復帰するための健康支援の方法を理解する。
成人看護学	1	30	2	1. 疾病に罹患した対象に対して、自己管理を支援し、社会復帰するための健康

方法論Ⅲ				支援の方法を理解する。
成人看護学 方法論Ⅳ	1	30	2	1. がん治療の場と看護の実際を理解する。 2. 緩和ケアにおける看護介入の実際を理解する。 3. 終末期にある対象者の家族の悲嘆やおかれた状況を理解し、支援の方法を学ぶ。 4. 自己の死生観を形成し深めることができる。
成人看護学 方法論Ⅴ	1	30	2	1. 急性期及び慢性期にある患者の看護を、事例の看護過程展開によって理解する。
成人・老年 看護学実習Ⅰ	2	80	2	1. 成人・老年看護学実習Ⅰの目的・目標が理解できる。 2. 対象の身体的・精神的・社会的特徴と発達段階各期の特徴から総合的に理解できる。 3. 対象の疾患の病態・検査について理解し、フィジカルアセスメントができる。 4. 健康障害を抱える対象の健康回復を目指した看護を理解する。 5. 看護上の問題点を明確にし、看護計画を立案・実施・評価ができる。 6. チームの一員としての自覚を持ち、適切な時期に報告・連絡ができる。 7. 人間関係の構築に向けて、対象とコミュニケーションを図ることができる。 8. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
成人・老年 看護学実習Ⅱ	2	90	3	1. 成人・老年看護学実習Ⅱの目的・目標が理解できる。 2. 慢性状態にある対象の身体的・精神的・社会的特徴と発達段階各期の特徴から総合的に理解できる。 3. 慢性状態にある対象の疾患の病態及び治療・検査について理解し、フィジカルアセスメントができる。

				4. 慢性的な機能障害が対象の発達課題やライフサイクルに及ぼす影響が理解できる。 5. 慢性状態の対象の看護上の問題を明確にし、看護計画を立案・実施・評価ができる。 6. 社会復帰を果たすための継続看護の必要性が理解できる。 7. 人間関係の構築に向けて、対象とのコミュニケーションを図ることができる。 8. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
成人・老年 看護学実習Ⅲ	2	90	3	1. 成人・老年看護学実習Ⅲの目的・目標が理解できる。 2. 成人・老年期の急性状態にある対象の身体的・精神的・社会的特徴と各期の特徴から総合的に理解できる。 3. 急性状態にある対象の疾患の病態及び治療・検査について理解し、フィジカルアセスメントができる。 4. 対象の生命維持又は回復促進のために、必要なチームメンバーとの連携の必要性が理解できる。 5. 人間関係の構築に向けて、対象とコミュニケーションを図ることができる。 6. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
成人・老年 看護学実習Ⅳ	2	60	3	1. 成人・老年看護学実習Ⅳの目的・目標が理解できる。 2. 病棟における看護チームの構成と管理者の役割が理解できる。 3. フォロアップの役割を理解し、チームの一員として適切に報告・連絡・相談ができる。 4. 夜間の療養環境と看護師の役割が理解できる。 5. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。

授業科目名	成人看護学概論	講師名	仲尾
実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 人間のライフサイクルにおける成人期の特徴を身体・精神・社会的側面から理解する。 2. 成人保健に関する施策やヘルスケアシステムについて学ぶ。			
内容 1. 大人の定義 分化・発達・統合・社会化 身体的側面・精神的側面・社会的側面 2. 加速度的成長を知る 第 2 次性徴・ターナーの段階評価・アイデンティティ・セクシュアリティ・ボディイメージ 3. 生産年齢人口、雇用 生活を営む、仕事、育児・介護休業法			

向老期について

4. 働き方・ライフワークバランス

5. 少子高齢化の未来への影響

6. 保健・医療・福祉、メタボリックシンドローム

保健・医療・福祉について事例を通じて理解する

看護的アプローチを考える

7. 健康行動

大人の健康行動のとらえ方

8. 看護の質の保証

PTCA サイクル、ケースマネジメント、クリニカルカルパス、リスクマネジメント

9. 倫理原則

10. ストレスコーピング

ストレス・ストレスコーピングとは

11. 危機

危機とは、危機の分類

12. 健康レベル

健康レベル・経過別看護

13. セルフマネジメント

セルフケアの定義

コンプライアンス

14. 死について

死の過程、3 徴候

15. 筆記試験			
教科書 成人看護学総論（医学書院）			
授業の形態・方法 講義		評価方法 筆記試験 60分 100点	

授業科目名	成人看護学方法論Ⅰ	講師名	岩崎、有馬、黒川、村尾
実施年次・時期	2年次 前期	時間数（単位）	1単位 30時間
学修目標 1. 急性期にある対象の回復支援について理解する。 2. 急性期にある対象の疾病や検査・治療、および周手術期にある対象の心身に及ぼす影響を学び、看護師の役割を理解する。			
内容 1. 2. 3. 急性期にある対象の特徴 急性期とは、特徴的徴候、看護のかかわり 集中治療における看護の役割 集中治療とは 精神的影響・ 4. 5. 手術療法 麻酔法 麻酔の種類、適応、副作用 6. 7. 手術中の看護			

術前オリエンテーション、術中の看護

8. 9. 手術後の看護

手術後の看護目標

術後合併症、術後出血、縫合不全、感染症、回復期の看護

10. 11. 循環障害のある人の看護

開心術を受ける患者の看護

各種検査の実際

12. 13. 14. 15. 栄養摂取・消化機能障害のある人の看護

消化器の生理の想起

代表的疾患の病態・治療、看護

胃がん切除術の看護

15. 筆記試験 振り返り

教科書 成人看護学総論、臨床外科総論（医学書院）（医学書院）

授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験 100 点
----------	----	------	------------

授業科目名	成人看護学方法論Ⅱ	講師名	前田、他
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間

学修目標 1. 慢性疾患に罹患している成人期の対象の看護を理解する。

2. 疾病に罹患した成人期にある対象に対して、自己管理を支援し、社会復帰するための健康支援の方法を理解する。

内容

1. 2. 生涯にわたり疾病コントロールを必要とする人

慢性的な健康状態の揺らぎとは

代表的疾患と看護の要点

慢性期の特徴と看護

3. 4. 5. 6. 脳・神経障害のある人の看護

脳・神経の生理の想起

代表的疾患の想起

脳梗塞の病態・治療・看護

7. 8. 糖尿病の看護

内分泌系の生理の想起

糖尿病の病態・治療・看護

9. 10. 皮膚・排泄ケアを必要とする人の看護

皮膚のアセスメント

排便・排尿に破綻をきたす病態の理解

ストーマの管理

11. 12. がん化学療法を受ける人の看護

主な疾患のがん化学療法

がん化学療法を受ける患者・家族の理解

薬剤の投与管理、リスクマネジメント	
症状緩和とセルフケア支援	
13. 14. 高血圧の看護について	
循環器の生理の想起	
高血圧の病態・治療・看護	
15. 筆記試験	
教科書 成人看護学総論、成人看護学（各系統）（医学書院）（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 80点 レポート 20点

授業科目名	成人看護学方法論Ⅲ	講師名	前田、他
実施年次・時期	2年次 前期	時間数（単位）	1単位 30時間
学修目標 1. 疾病に罹患した成人期にある対象に対して、自己管理を支援し、社会復帰するための健康支援の方法を理解する。			
内容 1. 肝機能障害の人の看護 肝臓の機能の想起 肝炎・肝硬変の病態・看護 2. 血液疾患、悪性リンパ腫の看護			

血液・造血機能障害の想起

白血病・悪性貧血の看護の特徴

3. 自己免疫疾患の人の看護

関節リウマチの人の看護

4. 5. , 呼吸器疾患の患者の看護

呼吸器系の生理の想起

代表的呼吸器疾患の看護の特徴

COPD の特徴的症状と治療

COPD の看護

肺がんの看護の特徴

6. 7. 事例をもとに看護過程展開

COPD の患者

8. 甲状腺機能障害の患者の看護

9. 難病を患う患者の看護

神経系の生理の想起

ALS、脊髄損傷など代表的疾患の看護の特徴

10. 11. . 急性腎不全、慢性腎不全の患者の看護

腎機能の生理の想起

代表的疾患と症状

治療と看護の特徴

12. 透析療法を受ける患者の看護

看護の特徴

1 3. 血液透析を受ける患者の看護	
看護の特徴	
1 4. 腹膜透析患者の看護	
看護の特徴	
1 5. 筆記試験	
教科書 成人看護学総論、成人看護学（各系統）（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点（10～14 70 点、1～9 30 点）

授業科目名	成人看護学方法論Ⅳ	講師名	長尾
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. がん治療の場と看護の実際を理解する。 2. 緩和ケアにおける看護介入の実際を理解する。 3. 終末期にある対象者の家族の悲嘆やおかれた状況を理解し、支援の方法を学ぶ。 4. 自己の死生観を形成し深めることができる。			
内容 1. がん医療を取り巻く状況と病態と臨床経過 2. 緩和ケアの理念 緩和ケアにおける倫理的課題 倫理・生命倫理・看護倫理、緩和ケアにおける倫理問題 安楽死と尊厳死、終末期の鎮静をめぐって、患者の自己決定			

3. がん患者の看護

がんの病態、がん患者の臨床的経過、がん看護の病態と臨床経過

がんの治療と看護、放射線治療と看護、がん治療の場と看護、薬物、化学療法と看護

4. 緩和ケアにおける看護介入

日常生活を整える看護介入、生活調整、食事、睡眠、排泄、清潔

個別性、尊厳への配慮

5. 医療の効果を高める看護介入

患者が自分の状況を理解することを助ける介入

適切な代償行為、患者の治療参加を促す介入、患者の潜在的な力を高める看護介入

タッチング、マッサージ、罨法

6. チームアプローチの必要性

チームメンバーと役割

チームアプローチを効果的にするために

7. 医療連携の実践

がん患者の療養支援、オープンなカンファレンス、チームメンバーの信頼と尊重、ギアチェンジ

8. 9. リビングウィル、精神的ケアと理論の実践、危機理論

スピリチュアルケアの理論と実践

10. 症状マネジメントの実践

身体的ケア

症状緩和の考え方、主要な症状のマネージメント、

精神的ケア

社会的ケア

スピリチュアルケア	
14. 家族ケア、グリーフケア	
家族の定義と家族ケアのありかた、家族アセスメントの方法と援助プロセス、看取りを支援する、遺族ケア ・悲嘆への援助	
15. 筆記試験	
教科書 緩和ケア（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 60分 100点

授業科目名	成人看護学方法論Ⅴ	講師名	西元
実施年次・時期	2年次 後期	時間数（単位）	1単位 30時間
学修目標 1. 健康障害及び健康段階各期の看護を 看護過程展開技術を通して理解する。			
内容 1. ～ 7. 糖尿病の事例展開 NANDA の枠組みを用いて情報整理。アセスメント・関連図・看護計画の一連を展開する 8. ～ 14 周手術期の事例展開 胃がん患者の看護 NANDA の枠組みを用いて情報整理。アセスメント・関連図・看護計画の一連を展開する 共同問題を考える 術前・術後・回復期の展開をする 15. 筆記試験 振り返り			
教科書 緩和ケア（医学書院）			
授業の形態・方法 講義	評価方法 レポート 100点		

老年看護学の構成

5 単位 145 時間 (7 単位 260 時間は別に成人・老年看護学実習として計上)

目的：老年期にある対象者の特徴を理解し、保健・医療・福祉サービスシステムを活用しながら高齢者とその家族への看護が実践できる基

礎能力を養う。

目標： 1. 高齢者の身体的・精神的・社会的・霊的側面の特徴を知り、生活機能の観点から対象者の健康上の課題を理解する。

2. 高齢者の加齢に伴う変化を理解し、日常生活自立のために必要な技術を学ぶ。

3. 高齢者の健康問題とそれに伴う諸問題について理解し、高齢者と家族に対する看護の方法について学ぶ。

4. 健康医療福祉チームメンバーの一員としての看護役割・活動について学ぶ。

5. 高齢者の尊厳と権利について考えることができる

講義科目	単位	時間	学年	目標
老年看護学 概論	1	30	1	1. 人間のライフサイクルにおける老年期の特徴を身体的・精神的・社会的側面から理解する 2. 高齢者の健康と保健・医療・福祉制度および課題を学び、高齢社会における看護の役割を理解する
老年看護学 方法論Ⅰ	1	30	2	1. 高齢者の日常生活とその援助の方法を理解する 2. 高齢者の加齢変化や健康障害の特徴を理解し、状態や状況に応じた看護の方法を学ぶ
老年看護学 方法論Ⅱ	1	30	2	1. 老年期に特有な疾患を抱える高齢者の看護の方法を理解する。 2. 老年期における死の意味を理解し、その人らしい生き方、 終末期医療への援助方法を理解する
老年看護学 方法論Ⅲ	1	15	2	1. 高齢者の生活に応じた看護の特徴を理解する。
老年看護学 実習	1	40	2	1. 老年看護学実習の目的・目標が理解できる。 2. 高齢者の身体的・精神的・社会的側面、生活史や老化との関連から総合的に

				理解できる。 3. 対象の健康レベルを身体的・精神的・生活機能的側面でアセスメントできる。 4. 対象の健康のレベルアップ、セルフケア能力を向上できる援助が実施できる。 5. 老年期にある。対象の生活史や価値観を理解し、尊重した態度がとれる。 6. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
--	--	--	--	---

授業科目名	老年看護学概論	講師名	小橋 美栄子
-------	---------	-----	--------

実施年次・時期	1 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 人間のライフサイクルにおける老年期の特徴を身体的・精神的・社会的側面から理解する。 2. 高齢者の健康と保健・医療・福祉の制度および課題を学び、高齢社会における看護の役割を理解する。			
1. 「老いる・老いを生きる」とは 未知なる老いのイメージ、加齢と老化の定義と関係、身体的、心理的、社会的側面の変化 老年期の特徴 老年期とは、加齢変化と生涯発達、ライフサイクルに基づく老年期の発達課題 2. 老年看護とは 老年看護のなりたち、定義 老年看護の役割、注目すべき4つの側面 老年看護の特徴、理念・概念の活用、老年看護に携わる者の責務 3. 高齢社会の統計的輪郭 わが国の高齢化、高齢者の世帯、健康状態、死亡、暮らし 4. 高齢社会における保健・医療・福祉の動向 ソーシャルサポート、保健・医療・福祉システムの構築 5. 高齢者の権利擁護 高齢者に対するスティグマと差別、高齢者虐待、身体への拘束、権利擁護のための制度 6. 高齢者を支える職種と活動の多様化 7. 介護を必要とする高齢者を含む家族への看護 8. 高齢者と医療安全 高齢者と医療対策 高齢者特有のリスク要因 リスクマネジメント			

9. 高齢者と救命救急	
10. 高齢者と災害看護	
11. 保健・医療・福祉施設における看護	
急性期治療を担う医療施設の現状	
リハビリテーションを担う医療施設の特徴	
療養生活を支える施設の種類と特徴	
12. 看護の特徴	
身体的機能の変化と健康への影響	
看護師が行うフィジカルアセスメント	
13. 心理的・社会的変化と健康への影響	
引退と役割の変化、離別・喪失、生活環境の変化	
14. 地域で生活する老年期の看護	
高齢者の QOL とは、高齢者の生活歴と健康、生活習慣と健康状態の多様性、人生経験と英知、	
高齢者の知恵と尊厳、価値観の多様性、多様な健康の概念	
15. 筆記試験	
教科書 老年看護学（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	老年看護学方法論Ⅰ	講師名	仲尾 左木子
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 老年期に特有な疾患を抱える高齢者の看護の方法を理解する。			

内容

1～3. 高齢者によくみられる身体症状とアセスメント

(1) 発熱 (2) 痛み (3) 掻痒 (4) 脱水 (5) 嘔吐 (6) 浮腫 (7) 倦怠感 (8) 感染 (9) せん妄 (10)

うつ

4～5. 食生活に注目する意義

高齢者に特徴的な変調、摂食・嚥下機能のアセスメント

機能低下予防や続発症予防を考慮した援助の方法、食生活に関する加齢変化

摂食・嚥下障害のある人の援助の方法

食事の援助…………●

6. 高齢者の尊厳にかかわる排泄ケアとは

排泄ケアの基本姿勢

排泄障害のアセスメントと看護

排泄の援助

7. 高齢者の清潔ケアとは

清潔の意義、高齢者に特徴的な変調

清潔の援助

衣服の選択と整容、おしゃれとその意義

8. 高齢者と生活リズム

高齢者に特徴的な変調、生活リズムのアセスメント、生活リズムを整える看護

高齢者の加齢に伴う生活の変化や喪失と機能低下の関連

生活意欲と楽しみの必要性

9～11. 高齢者のレクリエーション

レクリエーションへの援助…………●

12～14. 基本動作と環境のアセスメントと看護

転倒のアセスメントと看護、廃用症候群のアセスメントと看護

15. 筆記試験 振り返り

教科書 老年看護学（医学書院） 老年看護病態・疾患論（医学書院） NANDA 看護診断（医学書院）

授業の形態・方法 講義 評価方法 筆記試験 80 点 課題レポート 20 点

授業科目名	老年看護学方法論Ⅱ	講師名	仲尾 左木子
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 老年期に特有な疾患を抱える高齢者の看護の方法を理解する。 2. 老年期における死の意味を理解し、その人らしい生き方、終末期援助の方法を理解する。			
内容 1. 老年期の認知機能障害と看護 2. 老年期の脳・神経機能障害と看護 3. 老年期の呼吸機能障害と看護			

4. 消化器系疾患と看護		
5. 内分泌・代謝系疾患と看護		
6. 腎泌尿器系疾患と看護		
7. 老年期の循環器系障害と看護		
8. 老年期の運動機能障害と看護		
9. 皮膚疾患と看護		
10. 感覚器疾患と看護		
11. 感染症と看護		
12. 老年症候群と看護		
13. 歯科疾患と看護		
14. 終末期の看護		
15. 筆記試験 振り返り		
教科書 老年看護学（医学書院） 老年看護病態・疾患論（医学書院）		
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 80 点	課題レポート 20 点

授業科目名	老年看護学方法論Ⅲ	講師名	鈴木 重子
実施年次・時期	2年次 後期	時間数（単位）	1単位 15時間
学修目標 1. 高齢者の生活に応じた看護の特徴を理解する。			
内容 1～7. 事例：			

ICF モデルを活用した情報生理・アセスメント・支援計画を展開する

・健康状態、心身機能・身体状態、活動・参加、環境因子、個人因子

筆記試験 振り返り

教科書 老年看護学（医学書院） 老年看護病態・疾患論（医学書院）、資料

授業の形態・方法 講義 評価方法 筆記試験 50 点 課題レポート 50 点

小児看護学の構成

6 単位 185 時間

目的：子どもの特性を理解し、あらゆる健康レベルにある子どもとその子どもを取り巻く人々の看護を実践していくことができる基礎的能力を養う。

目標：1. 子どもの成長・発達の特徴を学び、身体的・精神的・社会的側面から理解する。

2. 子どもを取り巻く環境や社会状況を理解し、子どもと家族に対する小児看護の役割について理解する。

3. あらゆる健康レベルの子どもに対して、対象をひとりの人として尊重し、子どもと家族を中心とした看護の方法を学ぶ。

4. 子どもの日常生活および療養生活をより良くするための援助の方法を学ぶ。

講義科目	単位	時間	学年	目 標
小児看護学 概論	1	30	1	1. 小児看護の特徴と理念、看護の役割を理解する。 2. 子どもの権利条約を学び、子どもの権利や倫理について考えることができる。 3. 小児の成長・発達の特徴を学び、身体的・精神的・社会的側面から理解する。 4. 子どもの健康に影響を及ぼす社会や家族など、子どもを取り巻く環境を理解す

				る。 5. 子どもの健康障害が子どもと家族に及ぼす影響と反応を発達段階に応じて理解する。 6. 子どもの諸統計をふまえ、子どもと家族を取り巻く法律や保健対策を理解する。
小児看護学 方法論Ⅰ	1	30	2	1. 子どもの健康の保持増進にむけた身体アセスメントを理解する。 2. 子どもの疾病の経過を理解し、子どもとその家族への看護の方法を理解する。 3. 子どもに出現しやすい症状を理解し、その看護の方法を理解する。 4. 検査や処置、手術を受ける子どもの看護の方法を理解する。 5. 小児看護におけるコミュニケーション技術や遊び、プレパレーション・ディストラクションを取り入れた看護の方法を学ぶ。 6. 子どもの看護技術を修得する。
小児看護学 方法論Ⅱ	1	30	2	1、健康障害をもつ子どもの疾患や障害の理解および看護の方法を理解する。
小児看護学 方法論Ⅲ	1	15	2	1. 子どもの健康障害、健康段階に応じた看護の特徴を、看護過程展開技術を通して理解する。
小児看護学 実習	2	80	3	1. 小児看護学実習の目的・目標が理解できる。 2. 健康な子どもの発達段階における特徴が理解できる。 3. 集団の中での健康な子どもの日常生活および成長発達を促す援助を理解できる。 4. 健康障害や入院が子どもや家族に与える影響を理解できる。 5. 子どもの発達段階の特徴と病態を理解し、援助に活かせることができる。 6. 小児看護に必要な基本的技術が習得できる。 7. 日常生活における小児の安全を守ることができる。

				8. 小児医療の多職種の中での看護師の役割を理解できる。
				9. 障害をもつ子どもの地域での生活状況や福祉・教育等の資源を知ることができる。 10. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。

授業科目名	小児看護学概論	講師名	沖野 久美子
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 小児看護の特徴と理念、看護の役割を理解する。 2. 子どもの権利条約を学び、子どもの権利や倫理について考えることができる。 3. 小児の成長・発達の特徴を学び、身体的・精神的・社会的側面から理解する。 4. 子どもの健康に影響を及ぼす社会や家族など、子どもを取り巻く環境を理解する。 5. 子どもの健康障害が子どもと家族に及ぼす影響と反応を発達段階に応じて理解する。 6. 子どもの諸統計をふまえ、子どもと家族を取り巻く法律や保健対策を理解する。			
内容 1. 小児看護のめざすところ 小児看護の変遷 子どもと家族を取り巻く社会 2. 子どもの権利条約			

小児看護における子どもの権利

3. 小児と家族の諸統計

母子保健、児童福祉

4. 成長発達の概要

形態的特徴、身体生理の発達、機能的発達

5. 日常生活における発達の特徴と看護

6. 小児の栄養

7. 遊びの支援

8. 子どもにとっての家族

家族のアセスメント、家族の役割と機能

9. 関連する施策

児童福祉、医療費の支援、予防接種、学校保健、特別支援教育、臓器移植法

10. 子ども虐待の現状

虐待のタイプにおける特徴、求められるケア

11. 子どもにとっての遊びとは

療養環境における遊びの目的、療養生活をおくる小児に対する

遊びの計画

12. 13. 新生児・乳児、幼児・学童期、思春期・青年期の看護

14. 障害のある小児と家族の看護

15. 筆記試験

教科書 小児看護学概論、小児臨床看護学（医学書院）

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100点

授業科目名	小児看護学方法論Ⅰ	講師名	沖野 久美子
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 子どもの健康の保持増進にむけた身体アセスメントを理解する。 2. 子どもの疾病の経過を理解し、子どもとその家族への看護の方法を理解する。 3. 子どもに出現しやすい症状を理解し、その看護の方法を理解する。 4. 検査や処置、手術を受ける子どもの看護の方法を理解する。 5. 小児看護におけるコミュニケーション技術や遊び、プレパレーション・ディストラクションを取り入れた看護の方法を学ぶ。 6. 子どもの看護技術を修得する。			
内容 1～2. 子どものアセスメント、フィジカルアセスメント アセスメントに必要な技術,コミュニケーション バイタルサイン…………●,身体測定…………● 身体的アセスメント 一般症状,痛み,呼吸・循環器系の症状,発熱,消化器系の症状,水分・電解質異常,血液・造血器系の症状, 神経・筋系症状,発疹／黄疸 3. 4. 5. 検査・処置を受ける子どもの看護 検査・処置総論 薬物動態、検査・処置各論 与薬、抑制、電法、清潔 経管栄養、排泄、救命処置、呼吸症状の緩和 検体採取（採尿）…………● 輸液管理…………○			

6. 7. 子どもの症状に応じた看護			
代表的症状と看護			
観察の視点、看護の実際			
8. 外来における看護			
9. 10. 在宅・災害時の看護			
11. 12. 子どもの疾病の経過と看護			
慢性期にある子どもと家族の看護			
急性期にある子どもと家族の看護			
周手術期にある子どもと家族の看護			
終末期にある子どもと家族の看護			
13. 14. コミュニケーション技術			
プレパレーションにおける基礎知識			
プレパレーションの段階別介入			
15. 筆記試験			
教科書 小児看護学概論、小児臨床看護学（医学書院）			
授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験 80点 課題レポート 20点

授業科目名	小児看護学方法論Ⅱ	講師名	小谷 志穂、教員
実施年次・時期	2年次 前期	時間数（単位）	1単位 30時間
学修目標 1. 健康障害をもつ子どもの疾患や障害の理解および看護の方法を理解する。			

内容

1. 新生児の疾患の理解

新生児仮死、適応障害（TTN/MAS） 低出生体重児の疾患の想起

疾患をもった子どもと家族の看護

各疾患のある新生児の看護、ディベロップメンタルケア、グリーフケア

先天性疾患の理解、先天性心疾患、染色体異常、小児神経疾患

けいれん、脳性麻痺、水頭症、二分脊椎、進行性神経筋疾患

2. 3. 子どもとその家族の障害の理解と受容

障害のある子どもとその家族の理解、障害の受容過程、サポートシステム・チームアプローチ

脳性まひの子どもの看護 機能の発達と回復促進のための援助、脳性まひの子どもの療育

子どもの精神症状の特徴の理解、問題の把握、診断、治療

発達障害の特徴の理解、診断基準、療育方法

精神障害のある子どもの家族への接し方と療育

4. 子どもの代表的疾患と看護

感染症疾患の理解の想起

呼吸器感染症（気管支炎、肺炎）

子ども特有の感染症（麻疹、風疹、水痘、耳下腺炎、百日咳、ジフテリア、破傷風、髄膜炎）

消化器疾患の理解（腸重積、急性胃腸炎）

先天性の形態異常をもつ子ども（口唇裂・口蓋裂、食道閉鎖症、肥厚性幽門狭窄症、鎖肛、胆道閉鎖症）

子どもの悪性疾患の理解（白血病、脳腫瘍の病態生理、分類、頻度、症状、検査、診断、治療、予後）

5. 7. 8. 9. 子どもの看護

急性期～回復期のアセスメント、症状治療に伴う看護、二次感染予防と合併症予防の看護

家族への援助 慢性状態の子どもの看護、病気の時間的経緯と状況のとらえ方、病気による生活の変化と日常生活への援助 長期的治療を必要とする子どもと家族の看護 慢性疾患の理解 (ネフローゼ症候群、腎炎、川崎病、糖尿病、喘息の病態生理、症状、検査、診断、治療、予後)		
10. 症状、治療に伴う看護 安静療法、薬物療法（ステロイドとインスリン）、食事療法 セルフケアに向けての生活指導 子どもの発達段階と家族背景に応じた看護の方法 ソーシャルサポートシステム（小児慢性疾患特定事業、学校保健管理など）		
11. 12. 予後不良の子どもの看護 子どもの予後不良とは、子どもの生命のとらえ方、死のとらえ方 予後不良の子どもと家族への援助、子どもの死に直面した家族への看護（死と離別の不安） 治療（化学療法、放射線療法）をうける子どもの看護		
13. 14. 先天性心疾患の子どもの看護、小児神経疾患の子どもの看護、ハイリスク新生児の支援		
15. 筆記試験		
教科書 小児看護学概論、小児臨床看護学（医学書院）		
授業の形態・方法	講義	評価方法 筆記試験 60分 100点

授業科目名	小児看護学方法論Ⅲ	講師名	沖野 久美子
実施年次・時期	2年次 前期	時間数（単位）	1単位 15時間
学修目標 1. 健康障害をもつ子どもの疾患や障害の理解および看護の方法を理解する。			
内容			

1. ～ 7. 事例展開

急性疾患、川崎病の患児の看護

NANDA の枠組みを用いて情報の整理・アセスメント・関連図・看護計画を行う

まとめ

教科書 小児看護学概論、小児臨床看護学（医学書院））NANDA 看護診断（医学書院）

授業の形態・方法	講義	評価方法	レポート	100 点
----------	----	------	------	-------

母性看護学の構成

6 単位 185 時間

目的：多様化する女性のライフサイクルを理解し、あらゆる社会的関係の出発点となる母子関係を形成し次世代の健全育成という役割を

担う女性の生涯を通じた健康の維持・増進・疾病の予防・回復をめざし、人間愛と生命の尊厳に基づいた看護実践ができる基礎的能力を養う。

- 目標： 1. 多様化する女性のライフサイクルを身体的・精神的・社会的側面から学び、母性看護の対象を理解する。
2. 母性看護の変遷と現状を知り、母性看護の目的を理解する。
3. ライフサイクル各期の女性の健康課題について理解し、各期の看護について学ぶ。
4. 女性特有の疾病治療過程にある対象を理解し健康の維持・増進・疾病の予防や回復するための看護について理解する。
5. マタニティサイクル期における対象の特性を身体・心理・社会的側面から学び、その適応過程を理解する。
6. マタニティサイクル期における対象の健康の維持・増進・疾病の予防や回復するための看護について学ぶ。

講義科目	単位	時間	学年	目 標
母性看護 学概論	1	30	1	1. 人間の性・生殖の意義を考え、母性の概念・特性を理解する。 2. 母子の健康を取り巻く現状を知り、母性看護の目的を理解する。 3. ライフサイクルの各期の母性としての特性を身体的・心理的・社会的側面から理解する 4. 現代社会における母性のニーズと看護および倫理について考える。 5. 健康の維持・増進にむけての看護の目的について理解する。
母性看護 学方法論 I	1	15	2	1. 女性特有の健康障害の特徴を理解する。 2. 女性特有の疾病・治療について理解する。 3. 女性の健康障害が及ぼす影響を踏まえ、女性の健康障害に対する看護について理解する。
母性看護				1. 正常な妊娠の成立機序と妊娠各期の経過を理解し、健康管理に必要な看護および技術を理解する。 2. 妊娠に関する健康障害や合併症妊娠の母子管理について理解する。

学方法論 II	1	30	2	3. 正常分娩の経過を理解し、産婦とその家族が主体的に出産に臨み、安全安楽な分娩のために必要な看護および技術を理解する。 4. 分娩期に起こりやすい異常について理解し、母子の看護を理解する。
母性看護 学方法論 III	1	30	2	1. 産褥期における経過を理解し、セルフケアにむけて必要な看護および技術を学ぶ。 2. 産褥期における健康障害や合併症をもつ産褥の母子管理について理解し、必要な看護を学ぶ。 3. 正常な早期新生児の経過および成長発達を理解し、母子関係を促進させ、必要な看護および技術を学ぶ。 4. 産褥期・新生児期の事例展開を通して産褥期・新生児期の看護について学ぶ。
母性看護 学実習	2	80	3	1. 母性看護学実習の目的・目標が理解できる。 2. 妊婦の身体的特性と心理・社会的特徴が理解できる。 3. 産褥婦の身体的変化・心理的变化が理解できる。 4. 産褥婦の健康生活の維持と母子関係成立への援助が理解できる。 5. 新生児の胎外生活適応への援助が理解できる。 6. 地域で生活する妊婦や母子の支援活動が理解できる。 7. 女性のライフステージにおける健康問題に関する地域の支援が理解できる。 8. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。

授業科目名	母性看護学概論	講師名	勝木 美帆
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 人間の性・生殖の意義を考え、母性の概念・特性を理解する。 2. 母子の健康を取り巻く現状を知り、母性看護の目的を理解する。			

3. ライフサイクルの各期の母性としての特性を身体的・心理的・社会的側面から理解する。

4. 現代社会における母性のニーズと看護および倫理について考える。

5. 健康の維持・増進にむけての看護の目的について理解する。

内容

1. 命について

2. 母性とは

母性の概念、母性の発達、成熟、継承

3. 母子関係と家族発達

愛着、母子相互作用と母子関係形成、家族機能、家族の発達課題

セクシュアリティ

リプロダクティブヘルス／ライツ

ヘルスプロモーション

4. 母性看護のあり方

母性看護の対象を取り巻く社会の変遷と現状

母性看護の現状、母子保健統計からみた動向、母子看護に関する組織と法律、母子保健施設からみた現状

母性看護の場と職種

5. 6. 母性看護をめぐる歴史と母子保健の現状

母性に関する組織や法律、母性を取り巻く環境、母性看護の対象、母性看護の対象を取り巻く環境

家族、地域社会、生物学的環境、社会文化的環境

7. 8. 女性のライフサイクル各期における看護

ライフサイクル各期における女性の健康と看護の必要性

胎児期、乳幼児期、学童期、思春期の健康、成熟期の健康と看護、更年期・老年期の健康

9. 女性・家族のライフサイクル

現代女性のライフサイクル、家族の発達段階と家族看護、女性のライフサイクルに伴う形態・機能の変化

生殖器の形態・機能

妊娠と胎児の性分化

1011. リプロダクティブヘルスケア

家族計画、性感染症とその予防、人工妊娠中絶と看護、喫煙女性の健康と看護、

性暴力を受けた女性に対する看護、HIVに感染した女性に対する看護

12. 母性看護と倫理

母性看護における倫理

生命倫理と看護倫理

看護における倫理的意思決定

13. 母性看護における安全・事故予防

14. 母子をめぐる現状と課題

15. 筆記試験 まとめ

教科書 母性看護学概論（医学書院）

授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験	100点
----------	----	------	------	------

授業科目名	母性看護学方法論Ⅰ	講師名	勝木 美帆
実施年次・時期	2年次 前期	時間数（単位）	1単位 15時間
学修目標 1. 女性特有の健康障害の特徴を理解する。 2. 女性特有の疾患・治療について理解する。 3. 女性の健康障害が及ぼす影響をふまえ、女性の健康障害に対する看護について理解する。			
内容 1、身体的性・ジェンダーアイデンティティに関する疾患と障害と看護			

性分化疾患の病態生理と症状、病型分類・生殖性について

外陰・膣の発生・発育異常の病態生理・生殖性について

性同一性障害の診断と治療、看護について

2. 各期の疾病

思春期（月経異常、月経困難症、性感染症の症状・検査・治療と看護）

更年期（更年期障害の症状・治療・看護）

月経異常、更年期における健康障害、性病と看護

3. 子宮筋腫、子宮内膜症、絨毛疾患と看護

4～6. 子宮頸がん、子宮体がん、卵巣腫瘍と看護

子宮がん患者の看護

手術に伴う援助

術後合併症や二次感染の予防

女性生殖器喪失への看護

再発・予後不安に対する精神的支援

社会復帰に向けての生活指導

7. 乳がん患者の看護

乳がん

病態生理と症状、病型分類、予後について

自己検診法

診察・検査と治療・処置の理解

患者の看護

手術に伴う看護

日常生活行動の援助	
リンパ浮腫の予防	
運動障害とリハビリテーション	
乳房喪失の悲嘆、ボディイメージの変化の受容と生活適応	
社会生活の適応に向けての生活指導	
筆記試験	
教科書 母性看護学概論、成人看護（女性生殖器）（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	母性看護学方法論Ⅱ	講師名	北、勝木
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 正常な妊娠の成立機序と妊娠各期の経過を理解し、健康管理に必要な看護および技術を理解する。 2. 妊娠に関する健康障害や合併症妊娠時の母子管理について理解する。 3. 正常な分娩経過を理解し、産婦とその家族が主体的に出産に臨み、安全安楽な分娩のために必要な看護および技術を理解する。 4. 分娩期に起こりやすい異常について理解し、母子の看護を理解する。			
内容 1. 2. 正常妊娠について 妊娠期の身体的特性、妊娠の生理、妊娠とは、妊娠の成立 胎児の発育とその生理的变化、胎児の発育と生理、胎盤と羊水の生理 母体の生理的变化、生殖器における変化 妊娠による全身的評価			

マイナートラブル（不快症状）

妊婦体験ジャケット装着・・・●

3. 4. 疾患の理解の想起

原発性不妊、続発性不妊、不育症、原因と検査・治療、治療方針の組み立て、倫理的課題

ハイリスク妊娠

糖尿病・妊娠糖尿病、妊娠貧血

妊娠期に起こりやすい異常の病態生理・診断・検査・治療と看護

妊娠悪阻、妊娠高血圧症候群、血液型不適合妊娠、多胎妊娠（双胎）、胎位異常（骨盤位）、流産・早産

妊娠中の出血、前置胎盤・常位胎盤早期剥離・子宮外妊娠、胎児発育異常（IUGR）

5. 不妊症の看護

不妊症夫婦の看護、不妊検査治療中の看護の方向性、一般不妊治療を受けている夫婦の看護

生殖補助技術を受けている夫婦の看護

不妊夫婦への社会的支援、意思決定支援

6. 7. 妊婦と胎児のアセスメント

妊婦と家族の看護、妊娠期の心理・社会的特性

妊娠の心理・身体的、社会的変化に伴う心理・胎児へのアタッチメント

妊婦と家族および社会、夫婦（カップル）・きょうだい・親・地域社会・職場

妊婦と家族の看護、妊婦の保健指導、保健相談の目的と方法、妊婦の保健相談の実際・・・●

母子保健事業

マイナートラブル（不快症状）の援助

妊婦と胎児のアセスメント、妊娠の経過と診断、胎児の発育と健康状態の診断、

妊婦と胎児の健康状態のアセスメント、妊婦の家族の心理・社会的なアセスメント

8. 分娩の三要素

分娩とは、分娩の三要素、胎児と子宮および骨盤との関係、分娩の機序

分娩経過、分娩の進行と産婦の身体的変化、産痛、胎児に及ぼす影響

分娩の経過、産婦・家族のアセスメント

9. 異常分娩、NST の見方

10. 産婦と家族の看護

看護の目標と産婦のニーズ、安全分娩への看護、安楽な分娩への看護、基本的ニーズに関する看護

家族発達を促す看護

11. 分娩期の看護の実際

分娩第1期、分娩第2期、分娩第3・4期の看護

異常分娩の病態

微弱陣痛・遅延分娩、児頭骨盤不均衡（CPD）、骨盤位、前期破水（PROM）・早期破水、前置胎盤

常位胎盤早期剥離、癒着胎盤→用手剥離、胎児機能不全、分娩時の出血、弛緩出血、頸管裂傷

陣痛促進・帝王切開の適応

異常のある産婦の看護

前期（PROM）・早期破水、前置胎盤、分娩遅延リスク、胎児機能不全、分娩時異常出血

地域周産期医療システム（OGCS）

12. 13. 14. 産婦へのかかわり方、異常の早期発見

1) 外診時の援助

(1) レオポルド触診法……●

(2) 胎児心音聴取……●

(3) 子宮底長の測定……●

(4) 腹囲の測定……●

2) 母乳栄養への準備

乳頭マッサージ……●

3) 分娩前の準備

4) 産痛緩和への援助…… ●

5) 胎児付属物の観察と計測

胎盤計測

15. 筆記試験

教科書 母性看護学概論、母性看護学各論（医学書院）

授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験	100 点
----------	----	------	------	-------

授業科目名	母性看護学方法論Ⅲ	講師名	勝木 美帆
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間

- 学修目標
1. 産褥期における経過を理解し、セルフケアにむけて必要な看護及び技術を学ぶ。
 2. 産褥期における健康障害や合併症産褥の母子管理について理解し、必要な看護を学ぶ。
 3. 正常な早期新生児の経過および成長・発達を理解し、母子関係を促進させ、必要な看護及び技術を学ぶ
 4. 産褥期・新生児期の事例展開を通して産褥期・新生児期の看護について学ぶ

内容

1. 産褥の生理

産褥の定義、産褥期の身体的変化、産褥の復古と悪露、乳汁分泌、月経の発来、全身の変化

産褥経過の診断、褥婦の健康状態のアセスメント

褥婦の心理的变化・母親への適応過程・マタニティブルー・愛着、絆の形成

家族の心理的变化

父親の心理的变化、きょうだいの心理的变化、祖父母の心理的变化

ソーシャルサポート（社会的支援）

身体機能の回復および進行性変化への看護、褥婦のセルフケアの不足に対する看護

セルフケア能力を高める看護

2. 復古現象を促す援助、悪露交換、子宮復古状態の観察……●、産褥体操

母乳哺育を促進する援助技術、乳管開通法、乳房マッサージ、搾乳法、授乳援助

3. 児との関係確立への看護

育児技術に関わる看護、児の栄養、児の清潔、児の健康管理、家族関係再構築への看護

4. 新生児の生理

新生児の定義、新生児の分類、新生児の機能

新生児のアセスメント、新生児の診断

5. 6. 産褥期における看護

産褥期の健康状態のアセスメント、子宮復古状態の観察……●

子宮復古不全、産褥期の発熱（産褥熱、創部感染、劇症型A群溶レン菌感染症、泌尿器感染症、乳腺炎）

産褥血栓症、精神障害、

マイナートラブル（不快症状）の援助

会陰切開部痛・腰痛、痔核・便秘、静脈瘤、浮腫

正常からの逸脱の予防と逸脱時の援助

子宮復古不全、産褥熱、創部感染症、劇症型 A 群溶レン菌感染症、泌尿器感染症、乳腺炎、産褥血栓症

帝王切開後の看護

マタニティブルー

7. 8. 育児技術のかかわる看護

1) 沐浴・・・●、2) 清拭、臍の消毒・・・●、新生児のバイタルサイン測定、新生児の身体計測

9. 10. 11. 12. 13. 14. 母性看護学における看護過程展開

妊娠期の看護過程展開

産褥期・新生児の看護過程展開

15. 筆記試験

教科書 母性看護学概論、母性看護学各論（医学書院）

授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験 70 点	レポート 30 点
----------	----	------	-----------	-----------

精神看護学の構成

6 単位 195 時間

目的：あらゆるライフサイクルの段階にある対象の、こころの健康と不健康状態を一つの連携帯として理解し、健康な状態に向けての看護を

展開していくことができる能力を養う。

目標：1. 人のこころの発達とこころの健康について理解し、こころの健康の維持増進のために必要な知識を学ぶ。

2. 精神保健看護における看護の機能を、保健・医療・福祉との関連において理解する。

3. こころの健康・不健康状態と環境や社会の相互作用を理解する。

4. 自己および他者に対する理解を深め、互が一人の人間として尊重し合い、援助していくための知識と技術を学ぶ。

講義科目	単位	時間	学年	目 標
精神看護学 概論	1	30	1	1. 精神保健の基礎を学び、人間は環境や社会の相互作用の中で生きていく存在であることを理解する。 2. 環境や社会と精神看護の基礎的関係を学び、精神保健活動の課題を学ぶ。
精神看護学方 法論Ⅰ	1	30	2	1. 精神疾患の特徴を理解し、状態や状況に応じた看護を理解する。 1) 精神疾患の理解 疾病論 2) 精神科での治療 治療論 3) 精神保健の考え方 4) 問題状況把握と看護（⑦回復を助ける、安全を守る）
精神看護学方 法論Ⅱ	1	15	2	1. 精神看護の役割と援助技術を理解する。 2. 精神疾患患者の保健保持・増進の視点から、日常生活援助および地域精神保健について理解する。 1) 精神疾患のある患者の日常生活援助 2) 患者と家族を取り巻く地域精神看護 3) 生活の場と精神保健 4) 臨床におけるこころの健康
精神看護学方 法論Ⅲ	1	30	2	1. 精神疾患に特徴的な症状に対応した看護の過程を理解する。 1) 統合失調症で、幻聴・妄想の陽性症状のある患者の看護

				2. 治療環境に伴う精神症状に対応した看護の過程を理解する。 2) 夜間せん妄で回復過程に影響を受けている患者の看護
精神看護学実 習	2	90	3	1. 精神看護学実習の目的・目標が理解できる。 2. 精神医療における病院の特徴や看護の役割が理解できる。 3. 対象の生活の場面から必要な看護について理解する。 4. 精神疾患（精神障害）を持つ対象への地域支援について理解できる。 5. 対象とのかかわりを振り返り、自己洞察ができる。 6. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
授業科目名	精神看護学概論		講師名	長井 理治
実施年次・時期	1 年次 後期		時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 精神保健の基礎を学び、人間は環境や社会の相互作用の中で生きていく存在であることを理解する。 2. 環境や社会と精神看護の基礎的関係を学び、精神保健活動の課題を学ぶ。				
内容 1. 精神看護で学ぶこと 精神保健の考え方、精神保健とは、精神の健康とは、精神障害のとらえ方 2. 人間のこころの働きとパーソナリティー				

人間のこころの諸活動、こころの仕組みと人格の発達、危機介入、ストレス理論、心の仕組みと人格の発達

ライフサイクルと発達課題

3. 自我同一性の概念

個人の連続性・独自性・不変性、自我の統合機能、自我同一性の発達、無意識と精神分析、対象関係論

4. 全体としての家族

人間と集団、個人と集団の関係、集団力動、相互作用

・対象自我（me）、主体自我（I）、社会性をもった自己（self）

5. 6. ケアの本質

他者を知ること、自己を知ること

関係をアセスメントする

プロセスレコードの活用

患者－看護師関係でおこること、感情労働としての看護、看護師の燃え尽き

オレムとアンダーウッドの看護理論

7. 精神医療の歴史、法制度

精神障害と治療の歴史

日本における精神医学の流れ

8. 9. 環境の変化と精神看護

様々な環境とメンタルヘルス、社会とメンタルヘルス、社会病理と精神看護

（自殺、依存、虐待、不登校、ひきこもり、暴力、犯罪）

10. 精神障害と法制度

障がい者基本法と障がい者総合支援法

精神科看護に関する法律

法律、制度における課題			
1 1. 1 2. 精神保健福祉法の概要			
精神保健福祉法、精神障害者が地域で暮らすということ、			
1 3. 地域精神保健活動			
精神保健福祉対策の概要、地域における看護の実際、社会復帰体系に基づく活動			
1 4. 身体疾患と精神看護、護カウンセリング、リエゾン精神看護			
1 5. 筆記試験			
教科書 精神看護の基礎、精神看護の展開（医学書院）			
授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験 100 点

授業科目名	精神看護学方法論Ⅰ	講師名	
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 精神疾患の特徴を理解し、状態や状況に応じた看護を理解する。			
内容 1. 精神医学序論 精神医学・医療の考え方および歴史的変遷、診断、治療の流れを概観する、精神医療の歴史 2. 3. 4. 5. 精神疾患の分類 国際疾病分類（ICD－10） 代表的精神疾患 統合失調症、気分障害、てんかん、神経症、人格障害、器質性精神障害、アルコール症、薬物中毒、児童青年期精神障害			

6. 7. 治療

薬物療法（向精神薬、睡眠薬、抗パーキンソン薬、抗てんかん薬・薬物療法の留意点と副作用）

精神療法、行動療法、認知療法、作業療法、レクリエーション療法、SST

社会・環境への働きかけ（地域精神医療）

精神科リハビリテーション

8. 9. 10. 症状別看護

幻覚、妄想、興奮、暴力、強迫、混迷、陰性症状、抑うつ、そう状態、無為など

11. 12. 13. 代表的疾患の看護

精神症状と状態像の理解

問題状況把握と看護

(1) 感情の異常をもつ患者とその看護

・不安、うつ状態、躁状態・感情不安定、感情鈍麻、多幸気分→問題状況把握と看護

(2) 幻覚・妄想状態の患者とその看護

・幻覚、妄想・錯覚と幻覚・妄想と思考の異常・自我意識障害・脅迫行為、儀式的動作

→問題状況把握と看護

(3) 意欲障害が関係する行動症候群

・意欲減退状態・ひきこもり、拒絶・否定、否認・興奮、多動、不穏・攻撃的、自傷行為および自殺企図

→問題状況把握と看護

(4) 器質性精神症候群と看護

・昏睡、せん妄・記憶と見当識障害・コルサコフ症候群・神経心理学的症状（失語、失認、失行）

→問題状況把握と看護

パーソナリティ障害、アルコール依存症の看護

14. 入院時、隔離、拘束、退院支援、災害時の看護	
15. 筆記試験 まとめ	
教科書 精神看護の基礎、精神看護の展開（医学書院）	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 60分100点（1～7. 50点、8～14. 50点）

授業科目名	精神看護学方法論II	講師名	坂中 麻紀
実施年次・時期	2年次 後期	時間数（単位）	1単位 15時間
学修目標 1. 精神看護の役割と援助技術を理解する。 2. 精神疾患患者の健康保持・増進の視点から、日常生活援助および地域精神保健について理解する。			
内容 1. 通院治療と入院治療 入院の意味を理解する。 2. 治療環境をつくる 「精神を病むこと」と「生きること」 環境療法・社会療法と看護 集団精神法と看護 家族療法と看護 3. 地域での精神看護の実践 回復の支援のための環境整備			

安全と人権を守る

「生きること」と「働くこと」と暮らし

生活の場の精神保健の実際

メンタルヘルスマネジメント

生活の場に潜むこころの病気と

4. 看護師の役割

ケアの人間関係

身体をケアする 「こころ」と「からだ」

身体疾患と精神疾患

臨床におけるこころの健康へのアプローチ

身体問題へのアプローチ

サバイバーとしての患者とそのケア

5. 精神疾患と緊急時対応

6. 地域における精神保健と精神看護

7. 災害と精神看護

リエゾン精神看護と看護師のメンタルヘルス

筆記試験

教科書 精神看護の基礎、精神看護の展開（医学書院）

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	精神看護学方法論Ⅲ	講師名	坂中 麻紀
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 精神疾患に特徴的な症状に対応した看護の過程を理解する。 2. 治療や環境が精神に影響を及ぼしている場合に対応した看護の過程を理解する。			
内容 1. 精神看護における看護診断 NANDA の枠組みでの精神看護の特徴 2. ～ 7. 事例展開 統合失調症 NANDA の枠組みを用いて情報整理・アセスメント・関連図・看護計画の一連を作成 8 ～ 14. 事例展開 アルコール依存症、せん妄 NANDA の枠組みを用いて情報整理・アセスメント・関連図・看護計画の一連を作成 15. レポート提出			
教科書 精神看護の基礎、精神看護の展開（医学書院）			
授業の形態・方法	講義	評価方法	レポート 100 点

地域・在宅看護論の構成

8単位 270時間

目的：地域で生活する療養者や障害者とその家族を理解し在宅看護が実践できる基礎的な能力を養う。

目標：1. 地域で生活する療養者や障害者と家族に対する看護の意義と役割を理解する。

2. 地域で生活する療養者や障害者と家族のケアニーズに応じた看護の方法を理解する。

3. 在宅療養者の発達段階や健康障害の特徴に応じた看護の方法を理解する。

4. 地域における保険・医療・福祉の連携について理解する。

講義科目	単位	時間	学年	目標
在宅看護概論	1	30	1	1. 地域で生活する療養者や障害者とその家族に対する看護の意義と役割を理解する。
在宅看護 方法論Ⅰ	2	45	2	1. 個別な生活環境に応じて在宅での療養生活に必要な日常生活援助を理解する。 2. 在宅で展開される医療技術とそれに伴う看護を理解する。

				3. 在宅ケアにおける関連機関・関係職種との連携、看護師の役割を理解する。
在宅看護 方法論Ⅱ	1	30	2	1. 各発達段階や状況に応じた訪問看護の実際について理解する。
地域看護Ⅰ	1	30	2	1. 多様な場で生活する、様々な健康レベルにある人々を対象とし、その生活を継続的・包括的にとらえ、人々やコミュニティと協働しながら行われている看護を理解する。
地域看護Ⅱ	1	15	2	1. 在宅療養者の発達段階や健康障害の特徴に応じた在宅看護の展開を理解する。
地域実習	1	40	1	1. 地域看護実習の目的・目標が理解できる。 2. 地域で健康な生活を守るための様々なサービスの実際と地域医療・福祉が行われている施設の役割や概要について理解する。 3. 健康を支えるための関係する職種の役割が理解できる。 4. 利用者とのコミュニケーションを通して健康な生活を送るためのニーズを考えることができる。 5. 生活する社会において起こる社会問題の解決に対して、自身が自発的・主体的に対応する力を身につける。 6. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
地域・在宅看護 論 実習	2	80	3	1. 地域・在宅看護実習の目的・目標が理解できる。 2. 地域における医療（訪問看護ステーション）・社会福祉施設の概要・役割が理解できる。 3. 在宅療養をしている利用者とその家族の生活状況を踏まえた療養上の問

				題が理解できる。 4. 対象の療養生活に応じて提供している看護技術の特徴が理解できる。 5. 在宅療養に適応されている支援システムが理解できる。 6. 地域で生活する対象の自己実現のための支援について理解できる。 7. 関連する職種との連携の重要性が理解できる。 8. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
--	--	--	--	--

授業科目名	在宅看護概論	講師名	小橋 美栄子
実施年次・時期	1 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 地域で生活する療養者や障がい者とその家族に対する看護の意義や役割を理解する。			
内容 1. 在宅看護の変遷とその社会的背景 日本の在宅看護の歴史と現状、在宅看護の社会背景 2. 地域療養を支える看護 在宅看護とは、個人と家族を対象とする在宅看護、集団を対象とする公衆衛生看護 3. 在宅看護の倫理と基本理念 療養者中心の医療・看護、看護の倫理、療養者の権利に関わる宣言・報告 アドボカシー、ンパワーメントによる支援、パートナーシップ、ヘルスプロモーション 在宅ケアと在宅看護 在宅チームケアの意義、目的、看護の特徴、継続看護、訪問看護師と保健師の役割 4. 地域・在宅看護の目的、看護師の役割、提供の場 訪問看護の対象者			

法制度、ライフサイクル、健康レベル、疾患、障害レベル、生活の場、状態別・状況別、地域

5. 在宅看護の対象者と在宅療養の

成立要件 療養者・家族側の条件、サービス提供者側の条件

在宅療養者への看護活動 健康管理、日常生活行動の自立支援、病状・状態の予測と予防

療養上のリスクマネジメント

6. 在宅看護と家族 家族とは、家族と看護

家族介護者の個別性に応じた支援 家族による介護の状況、介護負担に影響する要因

介護力に応じた家族支援

地域の人々の健康と保健活動 環境の変化と健康問題

7. 在宅看護における法令・制度（医療保険・介護保険）（地域保健、福祉と法律）

障がい者総合支援法、難病法、公費負担

8. 9. 地域包括支援システム

地域包括支援センターの機能と業務、職種の専門性、事業の流れと内容

10. 多職連携

保健・医療・福祉の連携ポイント

11. 退院支援・退院調整

退院調整・退院支援とは、退院支援が必要な患者・情報、段階的プロセス、患者・家族への支援の実際

12～13. 訪問看護とは

訪問看護の特徴

在宅ケアを支える訪問看護ステーション

訪問看護ステーションの設置と管理運営

訪問看護の実践、訪問看護における看護過程の特徴、訪問看護過程の実際、家庭訪問・初回訪問

訪問看護の記録			
14. マナー			
15. 筆記試験			
教科書 在宅看護論（医学書院）			
授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験 60 分 100 点

授業科目名	在宅看護方法論Ⅰ	講師名	高延、嶋田、教員
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	2 単位 45 時間
学修目標 1. 個別な生活環境に応じた住宅での療養生活に必要な日常生活援助を理解する。 2. 住宅で展開される医療技術とそれに伴う看護を理解する。 3. 住宅ケアにおける関連機関・関連職種との連携、看護の役割を理解する。 4. 在宅看護の展開を理解する。			
内容 1. 在宅看護及び対象の特徴想起 2. 身体機能の低下や疾病・障害に伴うリスク 3. 在宅療養者の日常生活における安全管理 4～6. 在宅療養生活を支える看護 在宅療養者の生活機能アセスメント、食事・栄養を支えるケア、排泄を支えるケア 清潔を支えるケア、移動を支えるケア、コミュニケーションを支えるケア 7～9. 在宅における医療的ケア 薬物療法、化学療法、放射線療法、酸素療法、人工呼吸療法、人工的水分・栄養補給法、褥瘡予防・管理 感染予防対策			

10～15. 在宅で多い看護技術と医療的ケアの実際

ストーマ管理・・・●

人工呼吸器・吸引、酸素管理・・・・●

褥瘡予防・ケア・・・・●

経管栄養（PEG）・・・・●

浣腸・摘便

障害児の療養とケア

17～18. 認知症サポート・・・・●

地域包括支援の実際

19. 20. 療養の場に応じた地域・在宅看護

病期に応じた在宅療養者への看護、療養の場に移行すに伴う看護

21. 22. 地域包括支援の実際

23. 筆記試験

教科書 在宅看護論（医学書院）

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 80点 レポート20点

授業科目名	在宅看護方法論Ⅱ	講師名	松木 優子
実施年次・時期	2 年次 前期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 在宅療養者の発達段階や健康障害の特徴に応じた看護の方法を理解する。			
内容 1. 療養各期の特徴 2. 3. 呼吸管理を行っている在宅療養者の特徴、在宅療養者・家族の現状と課題 医療機器使用による呼吸管理の実際 呼吸機能のアセスメント、ネブライザー療法、吸引、在宅酸素療法、人工呼吸器、非侵襲的陽圧換気療法の管理、呼吸器障害のリハビリテーションの実際、在宅療養者・家族への指導 関係職種との連携および社会資源の活用 ・口腔・鼻腔・気管内吸引、スクイーピング……● 4. ケアを必要とする小児の特徴、在宅生活をする小児に対する基本的な看護 疾病や障害をもつ小児をめぐる環境 医療的ケアが必要な小児に対する看護の方法と技術 ・経鼻経管栄養、胃ろう・吸引・人工呼吸器の管理、日常生活への援助、家族への支援 社会資源の活用およびネットワークづくり 在宅における難病療養者の理解、難病対策の経過と難病の定義、在宅での難病療養者の課題 5. 難病療養者の看護の実際 アセスメント、身体症状に対する支援・精神的な支援、医療機器（在宅人工呼吸器）の安全管理、異常の早期発見、病状悪化の予防、残存機能の活用による機能低下の防止と QOL 向上のための支援 家族への支援、療養環境の整備と社会資源の活用 6. 在宅療養者が必要としているリハビリテーション看護とは			

リハビリテーション看護の立場からみた国際生活機能分類（ICF）

リハビリテーションの実際、運動機能障害とリハビリテーション

福祉用具の活用・住宅改修の必要性、福祉用具の種類と特徴、住宅改修の必要性和ポイント

在宅での認知症ケアが必要とされる社会的背景

原因・症状と認知症状態の評価、アセスメントとニーズの把握、支援、社会資源の活用)

7. 終末期における在宅療養者への支援

アセスメント、疼痛コントロール、在宅中心静脈栄養法（HPN）の適応と条件・管理方法と留意点

在宅での死の看取り、緊急時の対応、グリーフケア

8. チームケア

9～14. 在宅看護の展開

指示書と看護介入に必要な情報収集、アセスメント

アセスメントと看護上の問題の明確化

看護計画の立案

看護実践の評価と報告書

看護計画の追加・修正

筆記試験 まとめ

教科書 在宅看護論（医学書院）NANDA 看護診断

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	地域看護Ⅰ	講師名	中野、淵上、和田 米澤、 今津、辻、教員
-------	-------	-----	----------------------------

実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 地域看護の対象・場・方法について理解する。 2. 地域看護の目的・内容を理解する。 3. 地域で看護を展開するために必要な知識・技術について理解する。			
内容 1. 地域の人々の健康と保健活動・健康問題の復習 暮らしを理解する 健康状態（健康から終末期まで）、発達段階（胎児期から老年期まで） 2. ～ 4. 高齢者福祉の実際を理解する 制度とその活用 生活の場、療養者と家族支援 地域包括ケアシステムと看護の役割 職種との連携と調整 施設における看護の役割 5. ～ 7. こども（障害を持つ子どもを含む）の福祉の実際を理解する 子どもを取り巻く制度とその活用 対象と生活の場 子どもと家族支援 多職種との連携と調整 子どもを取り巻く地域での看護の役割 8 ～ 10. 成人期、母子を対象とした看護活動の実際を理解する 地域にかかわる制度とその活用 地域における暮らしや健康課題			

保健所・保健センターの役割

成人期における生活習慣病予防、感染症対策など

母子にかかわるサービスと実際

地域における看護の役割

1 1. ～ 1 2. 社会福祉の実際が理解できる

社会保障・福祉と制度

現代の社会的背景と問題（公的扶助、家庭福祉、障害者福祉）

社会福祉士・精神保健福祉士の役割、活動の場、活動の実際

1 3. 女性特有のがんを患った人への支援活動

1 4. 地域看護の活動の展望

1 5. 筆記試験 まとめ

教科書 資料

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 100 点

授業科目名	地域看護Ⅱ	講師名	松木 優子
実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 15 時間
学修目標 1. 在宅療養者の発達段階や健康障害の特徴に応じた看護の展開方法を理解する。			
内容			
1 ～ 5. がん、頸髄損傷、COPD の看護過程の展開			
NANDA の枠組みを用いて情報整理・アセスメント・関連図・看護計画を考える			

6. 7. 演習

事例展開の看護計画の実際を演示し、共有学習・振り返りを行う

教科書 在宅看護論（医学書院）NANDA 看護診断

授業の形態・方法 講義

評価方法 レポート 100 点

7 単位 300 時間

目的：臨床実践に近いかたちで知識・技術を統合させ、卒業後に臨床現場に適応する能力を養う。

講義科目	単位	時間	時期	目標
看護管理 医療安全	1	30	2	1. 看護管理の対象とその実践範囲について学ぶ 2. 質の高い看護を実践していくための看護の管理の方法を学ぶ。 3. 安全な医療および看護のための方法とその管理の実際を理解する。
災害看護学	1	30	2	1. 近年の災害看護の特徴と歴史をととして災害看護の定義、倫理の重要性を理解する。 2. 災害看護の対象の特徴と看護の特徴について学ぶ。 3. 災害サイクルに応じた看護活動について知識と技術を修得する。 4. 災害関係者の心のケアの問題とケアの重要性、ケア方法を理解する。
国際看護学	1	30	3	1. 国際協力の必要性和、国際看護活動に必要な知識を理解する。 2. 異文化の中の看護について考える。
看護の統合 と専門職連 携	2	60	3	1. 看護をマネジメントできる基礎的能力を身につける。 2. 臨床に近い環境を設定し、模擬患者への対応をととして、卒業後の看護業務への動機づけとする。
看護研究Ⅱ	2	60	3	1. 臨地実習で受け持った症例について、理論に基づいて分析・考察し、その成果を論文としてまとめることができる。 2. 自分の意見を他者に伝えるプレゼンテーション力を養うことができる 3. 他者との意見交換をととし、新たな観点・方法論を得て、さらに看護を深める。
統合実習	2	90	4 3	1. 統合実習の目的・目標が理解できる。 2. リーダーシップ・メンバーシップの役割を理解し、チームの一員として適切に報告・

				連絡・相談ができる。 3. 複数の患者を受け持ち、優先順位・時間管理・安全を考慮した援助が実践で きる。 3. 主体的に学習する実習姿勢を身につける。
--	--	--	--	--

授業科目名	看護管理・医療安全	講師名	森本 一美
-------	-----------	-----	-------

実施年次・時期	2 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 看護管理の対象とその実践範囲について学ぶ。 2. 質の高い看護を実践していくための看護の管理方法を学ぶ。 3. 安全な医療および看護のための方法とその管理の実際を理解する。			
内容 看護管理 1. 看護とマネジメント、看護ケアのマネジメント 2. 事故報告書。日常業務のマネジメント 3. 看護職のマネジメント、看護サービス提供のしくみ 4. マネジメントの必要な知識と技術 5. 関係法規 6. 自己のキャリアを考える、グループワーク 7. 自己のキャリアを考える、グループワーク 筆記試験 医療安全 1. 医療安全を学ぶ意義 認知科学や心理学から人間のもつエラーの可能性について 看護の仕事の特性とヒューマンエラーについて 「ヒヤリ・ハット」「インシデント・アクシデントレポート」について 2. 事故防止の考え方 3. 医療事故防止策 4. 看護上起こりえる事故			

5. 在宅療養者の安全	
6. 看護師の安全	
7. 医療安全対策の国内外の流れ	
筆記試験	
教科書 看護の統合と実践「1」看護管理「2」医療安全 医学書院 資料	
授業の形態・方法 講義	評価方法 筆記試験 100点 1～6, 50点、7～14, 50点

授業科目名	災害看護学	講師名	松木 優子、他
実施年次・時期	2年次 後期	時間数（単位）	1単位 30時間
学修目標 1. 近年の災害看護の特徴と災害看護の歴史をとおして災害看護の定義、倫理の重要性を理解する。 2. 災害看護の対象の特徴と看護の特徴について学ぶ。 3. 災害サイクルに応じた看護活動について知識と技術を修得する。 4. 災害関係者の心のケアの問題とケアの重要性、ケアの方法を理解する。			
内容 1. 災害看護の歩み 災害・災害看護の歴史、災害の概念 2. 3. 避難訓練参加……● 4. 災害と情報及び職種間連携 5. 6. 災害医療の基礎知識			

7. 8. 普通Ⅰ救命講習、一時救命……●

9. 10. 災害看護の実際

11. 12. 災害時に必要な実際

CSCATTT とトリアージ、搬送

応急処置（三角巾法、止血法）

12. 14. 災害サイクルに応じた看護活動と災害関係者のこころのケア

15. 災害への備えとボランティア活動/

筆記試験

15. 筆記試験

教科書 看護の統合と実践「3」災害看護学・国際看護学 医学書院 資料

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 80 点 レポート 20 点

授業科目名	国際看護学	講師名	中川 敬子、他
実施年次・時期	3 年次 後期	時間数（単位）	1 単位 30 時間
学修目標 1. 国際協力の必要性と、国際看護活動に必要な知識を理解する。			
内容 1 ～ 2 国際看護とは グローバリゼーションの概念 多様な文化と看護 グローバルヘルスの指標 国際看護の基本理念 3 ～ 4 国際協力のしくみ 国際救護・保健医療協力の分野で活躍する国際機関 国際救援の調整 開発協力国際看護活動における看護の役割 5 ～ 6 国際救援活動の現状と課題 7 ～ 8 国際看護活動における看護の役割 国際看護活動の展開過程 計画、実施、評価 9 ～ 10. 国際救援活動の現状と課題 ・開発途上国の現状と課題 ・グループワーク 11 ～ 14 文化を考慮した看護、国際救援と看護 JICA 関西見学 異文化の医療・看護の実際 異文化体験を、自己の看護観に活かすことができる。 筆記試験			
教科書 看護の統合と実践「3」災害看護学・国際看護学 医学書院 資料			
授業の形態・方法	講義	評価方法	筆記試験 60 分 80 点、レポート 20 点

授業科目名	看護の統合と専門職連携	講師名	古田 明子
実施年次・時期	3 年次 全期	時間数（単位）	2 単位 60 時間
学修目標 1. 看護をマネジメントできる基礎的能力を身につける。 2. 多職種連携について理解する。 3. 臨床に近い環境を設定し、模擬患者への対応をととして、卒業後の看護業務への動機づけとする。			
内容 1. 看護の統合とは 看護行為の構造、看護技術の 3 領域、看護行為に関連する要素 2. 3. 4. 看護とマネジメント ケアのマネジメント、リスクマネジメント、看護管理の実際 5. 6. 7. 8. リーダーシップ・フォロアシップ			

リーダーシップ・フォロアシップとは

リーダーシップスタイル

各役割と内容、連携

9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18.

病棟チームの一員としてスタッフの業務役割・実践場面をイメージし、タイムマネジメントできる

チーム医療・看護における看護師としての調整

臨床における看護活動

(臨床に近い環境下で模擬患者2名を設定し、各患者の援助技術を含むシナリオを事前に提示しておく)

対象事例の観察とアセスメント

ケアの優先度をふまえた看護計画・行動計画の立案

患者の状況に応じた看護行為

チームリーダーへの看護実践の報告

19. 20. 21. 22. 23. 24. 25

模擬患者の状態及び反応に合わせ、実践的に診療補助技術を活用して援助ができる。

OSCE (看護技術演習)

(1) 模擬患者に必要な援助や方法を選択

(2) 模擬患者の安全・安楽に配慮した行動

26. 27. 28. 29. 看護実践をとおして、看護師としての自己の傾向と課題を明確にできる。

筆記試験

教科書 資料

授業の形態・方法 講義

評価方法 筆記試験 50点 レポート 50点

授業科目名	看護研究Ⅱ	講師名	鈴木 重子、他
実施年次・時期	3年次 後期	時間数（単位）	2単位 60時間
学修目標 1. 臨地実習で受け持った症例について、理論に基づいて分析・考察し、その成果をケースレポートとしてまとめる。 2. 自分の意見を他者に伝えるプレゼンテーション力を養う。 3. 他者との意見交換をとおし、新たな観点・方法論を得て、さらに看護を深める。			
内容 1. 2. 3. 看護研究とは 看護研究の特徴、看護研究の歴史 看護研究の始め方（リサーチクエスチョン）、情報の検索、倫理的配慮 4. 5. 6. 7. 8. ケーススタディの進め方 目的、進め方、書き方、文献 9. 10. 11. 12. 13. テーマと骨子の作成 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 論文作成 22. 23. 24. 25. 26. 27. 発表 28. 29. 30. 振り返り（自己の課題の明確化）、評価			
教科書 看護研究 医学書院 資料			
授業の形態・方法	講義	評価方法	レポート 100点

学年目標

教育目標	1 年次	2 年次	3 年次
1. 人間の尊厳と倫理に基づき、対象との信頼関係のもとに看護を実践できる能力を養う。	・生と死について考え、生命の尊厳を理解する。 ・対象とのコミュニケーション能力を身につける。 ・他者を尊重する態度を身につける。	・人間の発達段階を踏まえ、統合された存在として理解できる。 ・対象を受容し、共感的態度で接することができる。	・対象の特殊性と価値観を理解し、看護の実践に生かすことができる。
2. 人間を全人的に理解し、健康状態に応じ、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。	・人間の身体的・精神的・社会的・霊的な概念について理解できる。 ・ものごとの全体性を把握する能力、対象の認識、論理的な思考の基盤をつくる。	・人は統合された存在であり、自然を含めた環境との相互作用の中で生かされていることを理解する。 ・看護過程の展開場面で分析的・科学的思考に基づいた初歩的な判断能力を身につける。 ・看護過程展開が実践できる。	・人と人の相互作用を通して、人の理解と自己の理解を深めることができる。 ・個々の看護の場に必要の基礎的な知識や技術を実際の看護場面に応用できる問題解決能力を発展させることができる。
3. あらゆる看護の場において、地域の人々の健康生活を支援できる基礎的能力を養う。	・看護の概念、看護の役割と機能について理解し学内実習を通して看護技術を実践できる。 ・健康の概念を理解する。 ・看護を安全・安楽に実施するための基礎的知識及び能力を身につけることができる。	・健康から疾病を経て回復に至る過程について理解し、看護を展開するための基本的な知識を修得する。 ・対象に応じた援助技術を身につけることができる。	・対象に応じたマネジメントの必要性が理解できる。 ・看護における管理のシステムが理解できる。 ・看護の場に応じた活動・継続看護について理解する。
4. 保健・医療・福祉システムにおけるチーム医療の概念に基づき、他職種と連携、調整、協働して看護の役割を果たす基礎的能力を養う。	・医療従事者としての自覚と看護サービスの担い手としての役割が理解できる。 ・地域の保健医療福祉機関を知り、地域の特性と社会資源を知る。	・看護サービスの提供の場を理解し、チーム医療のリーダーシップ、メンバーシップの役割が理解できる。	・保健医療チームの一員として協働できる能力を身につける。
5. 社会の動向に関心をもってグローバルに思考し、看護の役割と機能の自覚のもとに、自律的、創造的に活動できる姿勢を身につける。	・情報技術や外国語を駆使し、社会の変化に対応できる行動力を身につける。	・地域医療に対する社会のニーズを知る。 ・地域の医療保健施設での実習をとおり、地域医療の果たす機能と役割を知る。	・医療従事者としての責務を理解し、自立した行動がとれる。

6. 看護師としての責務を自覚し、専門職業人としての研鑽を積む態度を身につける。	・カリキュラムへの自主的な参加及び主体的な学びを原動力に、自己開発能力を発展させる。 ・社会人としての基礎的能力を身につける。
---	--

ナイチンゲール讃歌

一． 愛にうるめる星の下^{もと}

ああ南欧^{なんおう}のフロレンス
優しき乙女^{へにそうび}ごころこそ
露を帯たる紅薔薇

二． 蝶よ花よと深窓に

育ちながらも殉情^{じゅんじやう}の
看取^{わき}の業を学びては
地には平和よ人に愛

三． 白衣^{はくい}の聖女と仰がれて

齡重^{とわい}ねて九十一^{くじゅういち}
世界の範と葬^{くわい}られ
愛の天使は永劫^{とわ}に生く

ナイチンゲール誓詞

一． われはここに集いたる人々の前に厳かに神に誓わん。

一． わが生涯を清く過ごしわが任務^{つとめ}を忠実に尽くさんことを。

一． われはすべて毒あるもの、害あるものを絶ち、悪しき薬を

用いることなく、また知りつゝこれをすゝめざるべし。

一． われは我が力の限りわが任務^{つとめ}の標準^{しるし}を高くせん事を

努むべし。

一． わが任務にあたりて、取り扱える人々の私事のすべて、

わが知り得たる一家の内事のすべて、

われは人に洩らさざるべし。

一． われは心より医師を助け、わが手に託されたる人々の

幸のために身を捧げん。